



神奈川県

KANAGAWA

令和2年度 国の施策・制度・予算に関する提案

(個別的提案)

令和元年7月

神奈川県

提案に当たって

神奈川県政の推進につきましては、日頃から格別のご支援を賜り、深く感謝申し上げます。

現在、わが国では、超高齢社会の進行に伴う医療・介護需要の大きな伸びが、医療・介護施設や人材の不足を招くとともに、社会保障費の大幅な増加につながっており、地方自治体の財政に大きな影響を与えています。

そうした中で、本県は、超高齢・人口減少社会における課題を乗り越えるため、「未病」の改善による健康・長寿社会の実現やコミュニティの再生による「笑いあふれる100歳時代」に向けた取組を進め、「いのち輝くマグネット神奈川」の実現を目指して、これまでの県の施策を発展的に推し進めているところです。

併せて、こうした施策展開を可能とする財政基盤を確立するため、これまでも人件費の抑制や県債の発行抑制など財政健全化に取り組んできたところですが、義務的経費が8割を超える硬直化した財政構造は改善しておらず、山積する政策課題に的確に対応し、将来にわたって持続可能な財政運営を行っていくためには、地方税財政制度の抜本的な改革が不可欠です。

また、本県では、「プラごみゼロ」などSDGsの推進に向けた様々な取組や、誰もがその人らしく暮らすことのできる共生社会の実現に向けた取組を強力に推進していますが、これは、国全体、社会全体として取り組むべき普遍的な課題でもあります。

そこで、国の施策・制度・予算に関する提案をとりまとめましたので、是非、ご理解をいただき、令和2年度の予算編成及び施策の展開に当たり、特段のご配慮とご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

令和元年7月

神奈川県知事 高岩祐治

令和2年度国の施策・制度・予算に関する提案

個別的提案事項一覧

I 地方分権

- 1 事務・権限の移譲及び規制緩和の更なる推進
- 2 地方自治制度の抜本的な改革
- 3 東京一極集中の是正策
- 4 過疎地域自立促進特別措置法(現行過疎法)の失効に伴う新たな過疎対策の創設
- 5 国際観光旅客税の地方自治体への財源措置

II エネルギー・環境

- 1 廃棄物の発生抑制及び資源化の推進
- 2 廃棄物の適正処理及び不法投棄の防止対策の推進
- 3 PCB廃棄物の期限内処理の徹底
- 4 建設発生土対策の確立
- 5 地球温暖化対策及び気候変動適応の推進
- 6 大気環境保全対策の推進
- 7 東京湾における貧酸素水塊対策の推進
- 8 自動車交通環境対策の推進
- 9 土壌・地下水汚染対策の推進
- 10 特定外来生物であるクリハラリス等の防除の推進

III 安全・安心

- 1 建築物の耐震化の促進
- 2 治水対策の推進
- 3 土砂災害防止対策事業の推進
- 4 相模湾沿岸の津波対策・なぎさづくり
- 5 地震災害に備えた都市の安全性向上の促進
- 6 鉄道利用者の安全確保と利便性向上の促進
- 7 防災情報等の伝達手段の充実強化
- 8 防災行政無線等に対する財政的な支援
- 9 消防の広域化に対する支援の強化等
- 10 新東名高速自動車国道等における消防・救急業務に係る体制の強化
- 11 消防資機材のカラーユニバーサルデザインに配慮した取組
- 12 消防団を中核とした地域防災力の充実強化への支援
- 13 消防防災施設整備費補助金の配分方針の一部見直し
- 14 災害救助法の救助内容に係る制度の見直し
- 15 災害時の医療対策等の充実
- 16 被災した住宅の再建支援の充実強化
- 17 被災地への任期付職員の派遣に対する支援
- 18 旧日本軍の危険物への適切な対応
- 19 災害対策用装備資機材の充実・強化
- 20 交通指導取締りの強化

- 21 交通事故事件捜査能力の強化
- 22 警察用航空機の増機
- 23 警察用船舶の更新
- 24 警察活動の基盤強化
- 25 防犯カメラの整備・拡充
- 26 自動車ナンバー自動読取装置の拡充整備
- 27 外国免許切替手続の円滑化
- 28 原子力災害に関する対策の整備
- 29 地方消費者行政の充実強化

IV 産業・労働

- 1 中小企業の事業承継を推進するための広報の拡充
- 2 障がい者の雇用や職場定着に係る民間企業への支援策の充実強化
- 3 障害者就業・生活支援センターの柔軟な配置
- 4 離職者向け職業訓練(委託訓練)の制度拡充
- 5 小規模事業者持続化補助金の継続実施
- 6 経営発達支援計画に基づく商工会・商工会議所事業への補助制度拡充
- 7 小規模企業者等設備貸与事業資金貸付金における財源負担割合等の変更
- 8 総合特区推進調整費の柔軟な運用の推進
- 9 原発事故に係る諸外国の日本に対する水産物輸入規制の撤廃
- 10 ニート等の若者に対する職業的自立支援施策の充実強化
- 11 公契約に関する研究の推進
- 12 働き方改革の着実な推進
- 13 ワーク・ライフ・バランスの推進

V 健康・福祉

- 1 自殺対策の充実
- 2 精神科医療の充実
- 3 措置入院者等の退院後支援の充実
- 4 がん対策の推進
- 5 受動喫煙防止対策の推進
- 6 風しん対策の充実
- 7 原子力災害拠点病院に対する財源措置の充実
- 8 漢方診療に係る診療報酬の充実
- 9 県アレルギー疾患医療拠点病院に対する診療報酬評価の充実
- 10 不妊治療に対する医療保険の適用拡大等
- 11 国民健康保険制度の安定化
- 12 医療的ケア児への総合的な支援
- 13 医療人材をサポートするテクノロジーの活用促進
- 14 #8000と#7119の機能連携・統合に向けた国の取組の推進
- 15 救急医療体制の整備
- 16 移植医療等の充実
- 17 難病対策の推進
- 18 肝疾患対策の推進

- 19 脳脊髄液減少症対策の推進
- 20 WHO推奨ワクチンの定期接種化
- 21 福祉サービス水準の確保・向上に向けた制度の適切な運用
- 22 高齢者保健福祉サービス等の充実
- 23 介護保険制度の円滑な運営
- 24 軽度・中等度難聴児の学びの機会の確保
- 25 発達障がい児者への支援の充実
- 26 自立支援給付費の国庫負担金の見直し
- 27 原爆被爆者二世に対する支援
- 28 ホームレスの自立支援等の推進

VI 教育・子育て

- 1 子ども・子育て支援新制度の円滑な実施
- 2 幼児教育・保育の無償化に係る財源負担
- 3 ひとり親世帯への支援の充実
- 4 児童虐待対策の拡充
- 5 教員への障がい者雇用促進に係る総合的な環境整備
- 6 SNS等を活用した相談事業の継続実施
- 7 就学援助の充実
- 8 義務教育費国庫負担金の拡充
- 9 働き方改革の推進をはじめとした教職員定数の充実
- 10 インクルーシブ教育の推進
- 11 特別支援学校における看護師等の配置
- 12 障がいのある児童・生徒の通学支援の充実
- 13 全国学力・学習状況調査の悉皆による実施
- 14 児童・生徒の不登校等に対応した取組の充実
- 15 放課後子ども教室に係る補助制度の拡充
- 16 中学校給食普及のための給食施設の補助制度の拡充
- 17 青少年を取り巻く社会環境の健全化
- 18 公立学校の施設整備の充実
- 19 私立学校助成等の充実
- 20 高等学校等就学支援金の支給限度額の加算
- 21 高等学校等就学支援金における判定基準等の見直し
- 22 高校生等奨学給付金の拡充
- 23 高等学校奨学金に係る機関保証制度の創設
- 24 専門高校の施設設備の充実
- 25 国際文化交流促進費長期留学の再設
- 26 空調光熱費等に係る国費助成制度の創設
- 27 被災児童生徒就学支援等事業交付金の継続実施
- 28 国際バカロレア認定校支援制度の創設

Ⅶ 県民生活

- 1 外国籍県民の人権を尊重する施策の推進
- 2 中国残留邦人等に対する支援給付事業に係る財政負担の見直し
- 3 医療ツーリズムと地域医療との調和に向けた体制整備
- 4 外国人看護師・介護福祉士への支援
- 5 男女共同参画社会実現のための施策の推進
- 6 配偶者からの暴力被害者等支援の総合的な推進
- 7 NPO法人の自立的活動を支える環境整備の充実
- 8 史跡等の保存整備に係る補助制度の拡充
- 9 総合型地域スポーツクラブの質的充実に向けた支援
- 10 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた取組
- 11 マイナンバー制度の円滑な運営の推進
- 12 地上デジタル放送への移行による新たな難視対策
- 13 自動車等による食品の移動販売に関する営業許可の有効範囲の明文化

Ⅷ 県土・まちづくり

- 1 社会資本整備予算の確保
- 2 計画的な地籍調査事業の促進
- 3 公共用地の取得に関する制度等の改善
- 4 小型船舶等の不法係留対策の推進
- 5 都市公園の整備と「みどり」の保全の推進
- 6 自然公園施設整備等に係る交付金の拡充
- 7 被災漁業者の生産活動再開支援制度の創設
- 8 明治記念大磯邸園の整備と活用
- 9 三浦半島におけるみどりの保全・再生・活用(国営公園の早期設置)
- 10 道路施設の老朽化対策の推進
- 11 地域公共交通の確保への支援
- 12 安全・安心に利用できるみちづくりの推進
- 13 インターチェンジ接続道路の整備推進
- 14 地域の交流・連携を支える路線の整備推進
- 15 下水道事業の推進と良好な環境の創造
- 16 計画的な市街地整備の推進
- 17 公営住宅の適正な運営管理の推進
- 18 総合的な住宅政策の推進
- 19 「観光立県かながわの実現」に資する道路整備の推進
- 20 湘南港の機能強化

【提案項目】

これまでの地方分権一括法等により、国から地方への事務・権限の移譲や、国による義務付け・枠付けの見直し等の規制緩和が実現したが、次の取組を通じて、更なる地方分権改革を進めること。

1 提案募集方式に基づく改革の推進

- (1) 地方の発意に根ざした地方分権改革を進めるという制度趣旨を踏まえ、提案を実現する方向で積極的に取り組むこと。
- (2) 過去の提案のうち、「引き続き検討を進めること」とされたものについては、実現する方向で検討を進めること。
また、「実現できなかったもの」とされた提案については、提案団体の納得が得られるよう説明責任を果たすとともに、情勢の変化を踏まえ再度の提案があった場合には積極的な対応を図ること。
- (3) 地方がより活用しやすい制度となるよう、地方の意見を踏まえ、提案対象の拡大など、制度の見直しを行うこと。

2 国の主体的な取組の推進

地方からの提案に基づく取組とともに、国自らも、主体的に事務・権限の移譲及び規制緩和に取り組むこと。

【提案理由等】

人口減少等による社会構造の激しい変化に的確に対応するためには、地方がより自主的・自立的に行政サービスを提供できるようにする必要があることから、更なる事務・権限の移譲及び規制緩和を推進することが求められる。

- 1 平成30年度の提案募集方式では、全国の提案188件のうち168件について権限移譲等の実現・対応がされた。しかし、実現・対応となった提案の中には、検討するとされた提案や提案どおりの対応でないものも含まれる。また、提案を各検討区分に整理する時点で、対象外とされたものも多い。このため、地方分権改革を着実に進め、より一層の成果が得られるよう、地方からの提案を最大限実現する方向で取り組むことが必要である。

また、提案募集方式は、「国・地方の税財源配分や税制改正」、「国が直接執行する事業の運用改善」等が提案の対象外とされていることなど、多くの課題があるため、地方の意見を踏まえ、制度の見直しを行うことが必要である。

- 2 国自らも、国と地方の役割分担を適正化する観点も踏まえた事務・権限の移譲や、これまでの義務付け・枠付けの見直しの中で設定された「従うべき基準」の撤廃も含めた規制緩和を推進することが必要である。

(神奈川県担当課：政策局広域連携課)

I-2 地方自治制度の抜本的な改革

提出先 各府省

【提案項目】

地方自治体の裁量を広範に保障するため、地方自治体の組織・運営の細部に至るまで規定し、事実上、国が地方行政を統制している現行の地方自治法を抜本改正すること。

【提案理由等】

現行の地方自治法は、地方自治体の組織・運営を全国一律に統制しており、また、条項数が膨大で県民にとってわかりにくいものとなっている。

地方自治法を、大枠で分かりやすく規定する「地方自治基本法」とし、現行の地方自治法で規定されている実務的・手続的な内容は個別法又は自治体が地域の実情に応じて条例で定めることができるように見直す必要がある。

I-3 東京一極集中の是正策

提出先 内閣府

【提案項目】

神奈川県からの人口の流出を抑制するため、東京一極集中是正策については、その対象を東京23区に限定した施策とすること。

【提案理由等】

東京一極集中の是正の対象として、東京都、千葉県、埼玉県及び神奈川県を「東京圏」と定義しているが、神奈川県では、三浦半島地域や県西地域をはじめとして、既に人口減少が進んでいる地域があり、東京一極集中への危機感は他の地方と変わるものではない。

また、神奈川県は東京23区に対する転出超過が進んでいる。

そうした中で、東京一極集中の是正を目的として実施されているわくわく地方生活実現政策パッケージなど、「東京圏」との一括りで、近年神奈川県からの人口の流出を促進する政策が進められている。

このような、神奈川県からの人口流出が促進される施策が実施されれば、本県の活力を阻喪するだけでなく、現在、政府が推し進めている地方創生に逆行することにもなりかねないため、東京一極集中是正策の対象を東京23区に限定する必要がある。

東京23区に対する神奈川県の転出超過数（－は転出超過）

	2016年	2017年	2018年
神奈川県	-4,702	-5,072	-3,886

出典「住民基本台帳移動報告」（総務省）

※日本人移動者のみの数字

I-4 過疎地域自立促進特別措置法（現行過疎法）の失効に伴う新たな過疎対策

の創設

提出先 総務省

【提案項目】

過疎地域自立促進特別措置法（現行過疎法）の失効を踏まえ、次の過疎対策の措置を講じること。

- 1 新たな過疎対策の創設
過疎地域自立促進特別措置法の失効後も過疎地域の支援を行うことが可能となるよう、新たな過疎対策を創設すること。
- 2 道路・下水道の代行事業を行う都道府県への財政措置の新設
過疎地域の早期自立化を進めるため、道路・下水道の代行事業を行う都道府県に対して、財政措置を新設すること。

【提案理由等】

現行の過疎法は、令和3年3月末で法定期限を迎えるが、その後の過疎対策は未定である。

- 1 法定期限を2年後に控えており、本県では、平成29年度から真鶴町が過疎地域に指定されているが、自立促進の途上であり、過疎対策の継続を希望している。このことについては、他都道府県においても同様の要望をしており、引き続き国による過疎対策が進められる必要がある。
- 2 過疎地域の早期自立化を進めるためには、過疎市町村のみならずその自立促進を道路・下水道の代行事業により推進する都道府県への財政措置を新設する必要性は高い。

I-5 国際観光旅客税の地方自治体への財源措置

提出先 観光庁

【提案項目】

訪日外国人旅行者が3,000万人を超え、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が目前に迫る中で、地方自治体においても外国語表記やトイレの洋式化などの受入環境整備や地域の観光資源の魅力向上に、これまでも増して取り組む必要があることから、観光促進のための財源として創設された国際観光旅客税の地方自治体への財源措置を講じること。

【提案理由等】

国際観光旅客税は、観光資源の整備等による地域での体験・滞在の満足度の向上等に資する施策に充当する財源として創設され、平成31年度予算では、約485億円が観光庁関係予算として計上されている。

観光客の受入環境整備等については、国の直轄事業や補助事業として、「観光地の「まちあるき」の満足度向上整備支援事業」が創設され、整備計画の作成主体は市町村や日本版DMOに限定されている。そのため、県が主体となって広域性を生かした観光客の受入環境整備を行う場合には活用できない。

また、国が進める地域の観光資源の魅力向上については、文化資源や国立公園などのインバウンドに向けた環境整備に係る施策を展開しているが、特定の分野に限定されていることから、地域の特性を生かした観光資源の磨き上げを行うことができないものとなっている。

そのため、地方自治体、とりわけ広域自治体である都道府県にとって自由度が高く創意工夫を生かせる交付金などを新たに創設することにより、税収の一定割合を地方に配分することを提案する。

II-1 廃棄物の発生抑制及び資源化の推進

提出先 農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

【提案項目】

廃棄物の発生抑制及び資源化を図るため、次の措置を講じること。

1 3R対策の充実強化

資源の有効利用と廃棄物となった場合の適正処理については、国民、事業者、行政の連携・協力が必要であるが、対象が多様な商品にわたることから、拡大生産者責任に鑑み、事業者を中心とした製品、容器等の設計の工夫、回収、循環的な利用等の取組を進める必要がある。

- (1) 製造・流通・排出の各段階における3R対策の充実強化に向けて、関係業界への指導を徹底すること。
- (2) インターネットショッピングの普及により、家庭から排出される段ボール箱の容積が増加し、市町村が処理に苦慮しているため、排出抑制の観点から、配送物をできるだけまとめて発送することや適正な容積の段ボール箱を使用することなど適正利用について関係団体へ指導すること。
- (3) ボタン電池及び小型充電式電池等を使用する家電製品は、回収時や処分時の安全性の観点から、消費者が電池を含むことに気づかず排出することのないよう、製品の改良等も含めて、分別しやすい商品づくりを事業者へ指導すること。

2 容器包装リサイクル法等の見直し

- (1) 容器包装廃棄物の処理に関する役割分担は、市町村が分別収集、事業者が再商品化となっており、それぞれが費用負担しているが、分別収集の費用について、一部事業者負担とするよう法制度の見直しを行うこと。
- (2) 指定法人に対して、市町村による再商品化手法の選択、再商品化手法ごとの品質評価基準の制定、市販の収集袋を異物とする取扱いの見直し、再商品化事業者の入札参加資格に係る地域要件の設定など、引渡しを行う市町村の負担を軽減するための措置を講じるよう指導すること。
- (3) 再商品化合理化拠出金については、市町村による適正な分別が促進されるよう、制度を抜本的に見直すこと。
- (4) 業界に対して、分別しやすい商品づくり、リサイクルの区分が識別しやすいマークの表示について、より指導を強化するとともに、一定割合以上のリターナブル容器の使用を義務付け、それを回収する仕組の構築や、それ以外の容器包装廃棄物もデポジット制度の早期導入を働きかけるなど、事業者による回収ルートの確立を図ること。
- (5) 容器包装以外のプラスチック製品も対象とするよう、法制度の見直しを行うこと。

3 家電リサイクル法の見直し

- (1) 対象機器の不法投棄防止を図るため、購入時に再商品化料金を支払う方式に改めること。
- (2) 不法投棄された対象機器の処理費用を、市町村ではなく事業者の負担とする制度を確立すること。

4 小型家電リサイクルの推進

有用金属等の希少資源の確保は、国の責任において実施されるべき政策であるが、有効に政策目的を達するためには、多くの市町村が、法の趣旨に則して分別収集を行い、再資源化事業者を引き渡す必要がある。

市町村がこうした取組を継続的に実施するためには多くの費用を要することから、財政的な支援を行うとともに、引き続き制度の定着に向けて必要な普及啓発を積極的に行うこと。

5 建設リサイクルの推進

建設汚泥は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会関連工事及び社会インフラの整備工事に伴い、発生量の増加が見込まれるが、現在その再資源化が義務付けられておらず、最終処分される割合が増大することが懸念されるため、建設リサイクル法の特定建設資材廃棄物に追加すること。

6 食品廃棄物の発生抑制及びリサイクルの推進

- (1) 食品ロス削減の意識の醸成に向けた国民への普及啓発を積極的に行うこと。
また、取引慣行の改善等、業界団体に対する指導を徹底すること。
- (2) 食品廃棄物の再生利用を促進するため、登録再生利用事業者が再生するたい肥等の需要拡大に向けたグリーン購入法に基づく特定調達品目の拡充を図るなど、所要の措置を講じること。

7 紙おむつの資源化に向けた措置

超高齢社会の到来に伴い、今後更に使用済み紙おむつの排出量が増加することが見込まれることから、資源化しやすい製品づくりを製造業者に働きかけるとともに、早期の資源化の仕組づくりのための調査研究を行うなど、資源化の促進に向けた措置を講じること。

【提案理由等】

本県では、循環型社会の実現に向けて、市町村と連携して廃棄物の発生抑制、資源化の推進に取り組んでいるが、こうした取組を一層推進するためには、法制度の整備や国の支援制度の拡充等を進めていく必要がある。

【提案項目】

廃棄物の適正処理及び不法投棄の防止対策の推進を図るため、次の措置を講じること。

1 適正処理の推進

- (1) カセット式ガスボンベや農薬・薬品類等のように、危険性、有害性が高く、市町村での処理が困難な一般廃棄物については、拡大生産者責任の観点から、業界による回収の仕組の構築を促すこと。

また、スプリング式マットレスや、近年利用者が増加している介護用品などについても、業界全体での回収の仕組の構築を促すこと。

- (2) 海岸漂着物等は、国外からの漂着や河川等を含む流域圏で広域的に発生する原因者不明ごみが含まれており、国が責任をもって対応する必要があることから、令和2年度以降も海岸漂着物地域対策推進事業を継続すること。また、本事業における国民の健康増進や地域の活性化に果たす役割が大きいことから、国民の利用が多い海岸については、その重要性に鑑み、補助率を10割に還元すること。

さらに、海岸漂着物処理推進法第31条に基づき、海岸漂着物等対策を推進するための財源措置、その他総合的な支援の措置を実施するため、必要な法制の整備を速やかに行うこと。

- (3) 本県では、災害廃棄物対策について、神奈川県災害廃棄物処理計画を策定し、市町村の計画策定支援や、市町村や民間事業者団体と連携した机上演習を行うなど、災害廃棄物に対する対応力向上に取り組んでいるが、県域を越えた広域的な処理について、国の主導により、国・都道府県・民間事業者の連携・協力体制を明確にした、実効性のある仕組を構築すること。

2 市町村の廃棄物処理施設整備への財政的支援の充実

- (1) 循環型社会形成推進交付金については、承認された循環型社会形成推進地域計画に基づく市町村の事業実施に合わせ、引き続き必要な予算額を確保すること。
- (2) ごみの収集運搬の効率化に当たって重要な施設である中継施設(サテライトセンター)の整備については、CO₂削減に寄与することから、ごみ焼却施設の跡地に整備するもの以外も全て交付対象とすること。

また、廃棄物処理施設と一体不可分である用地や建物の整備についても、全て交付対象とすること。

さらに、災害時においても廃棄物処理施設の機能を維持するため、耐震化、耐浪化等の事業は、全て交付対象とすること。

- (3) 廃止した焼却施設の速やかな解体を促進するため、廃棄物焼却施設の解体撤去工事のみを行う場合に対して、別途財政的支援を行うこと。

3 不法投棄の防止対策の推進

不法投棄の原状回復に向けた産業廃棄物適正処理推進センター基金を拡充すること。

【提案理由等】

本県では、循環型社会の実現に向けて、市町村と連携して廃棄物の適正処理の推進に取り組んでいるが、こうした取組を一層推進するためには、法制度の整備や国の支援制度の拡充等を進めていく必要がある。

また、不法投棄を許さない地域づくりに向けて、条例を制定するとともに、不法投棄の未然防止対策や原状回復に取り組んでいるが、こうした取組を一層推進するためには、産業廃棄物適正処理推進センター基金の拡充等を図っていく必要がある。

II-3 PCB廃棄物の期限内処理の徹底

提出先 経済産業省、環境省

【提案項目】

PCB廃棄物の期限内処理の徹底を図るため、次の措置を講じること。

1 高濃度PCB廃棄物処理の推進

高濃度PCB廃棄物について、中間貯蔵・環境安全事業株式会社(JESCO)が処分期間内に確実に処理を完了するよう指導を行うこと。

2 使用中のPCB使用製品の処理を推進するための制度整備

電気事業法に規定する高濃度PCB使用電気工作物については、PCB特措法対象外とされ、自治体には指導権限等がないことから、産業保安監督部による期間内処理に向けた設備更新、廃止等に関する指導の徹底を図るとともに、自治体との連携体制の整備を行うこと。また、特例処分期限日の経過と同時にPCB特措法第20条第2項により、みなし廃棄物となった物の具体的な取り扱いについて、法整備を行うこと。

3 積極的な広報・啓発

PCB廃棄物の早期かつ適正な処理の必要性に関して、マスメディア等を活用した積極的な広報・啓発を継続的に行うこと。

4 PCB廃棄物処理基金の運営

環境再生保全機構のPCB廃棄物処理基金における運用益の用途については、中小企業等におけるPCB廃棄物の適正な処理の助成に活用し、また、執行残については適正な算出方法によって返金されること。

【提案理由等】

本県では、期限内にPCB廃棄物処理を確実にを行うため、県内事業所への周知、掘り起こし調査、県有PCBの処理に向けて取り組んでいるが、こうした取組を一層推進するためには、国の支援制度の拡充等を進めていく必要がある。

II-4 建設発生土対策の確立

提出先 国土交通省、法務省

【提案項目】

建設発生土の適正処理は、県域を越える広域的な課題であり、多くの地方自治体に共通するものであるため、必要な規制や手続が全国一律に導入されるよう、次の内容を柱とする建設発生土の適正処理に関する法律を制定すること。

1 搬出規制

建設発生土を発生地から搬出する場合、あらかじめ処理計画を作成し、行政庁に届出することを義務付ける仕組みを設けること。

さらに、当該届出の情報を地方自治体が共有できる仕組みを設けること。

2 搬入規制

建設発生土の搬入については、許可制とし、国民の生活の安全を確保できる許可基準を定めること。

3 罰則規定

不適正な処理を行った者に対する十全な抑止力・感銘力を担保する罰則規定(法人重課を含む。)を定めること。

【提案理由等】

建設工事等に伴って発生する建設発生土は、「資源の有効な利用の促進に関する法律」により再利用すべき資源として位置付けられているが、建設発生土の運搬、埋立て等の処理について規定する法律がない。

首都圏では再利用の量を上回る建設発生土が発生する中で、一部の建設発生土は不適正に放置され、土砂の崩壊や流出等が生じるなどして、住民の生活に不安が生じていた。

そこで、本県では「神奈川県土砂の適正処理に関する条例」を平成11年10月から施行し、土砂埋立行為を許可制にするとともに、県内においては建設発生土の搬出について届出を要することとし、建設発生土が不適正に処理されないよう規制している。

しかしながら、条例での規制では、県外で発生した建設発生土が県域を越えて流入してくることを規制できないなど限界があるため、国レベルでの建設発生土の適正処理に関するルールづくりが必要である。

II-5 地球温暖化対策及び気候変動適応の推進

提出先 経済産業省、環境省

【提案項目】

地球温暖化対策及び気候変動適応を一層推進するため、次の措置を講じること。

- 1 地域気候変動適応センターへの支援
地域気候変動適応センターが担う「気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに技術的助言を行う」機能を実効性のあるものとするため、国において十分な技術的支援及び財源措置を講じること。
- 2 地方が実施する地球温暖化対策への財源措置
国の「地球温暖化対策計画」において、「地方公共団体が講ずべき措置等に関する基本的事項」として示された「再生可能エネルギー等の導入拡大・活用促進と省エネルギーの推進」について、地方自治体が発行する際に必要な財源措置を講じること。また、当該対応は事業者が事業の用に供する設備へのBAT（経済的に利用可能な最善の技術）の導入促進、省エネルギー住宅に対する財政上の支援等、広範にわたることから、財源の使途についても広く認められるものとする。
- 3 地球温暖化対策に係る国民運動の強化
地球温暖化対策における国民運動を強化するとともに、地域における活動の重要性に鑑み必要な財源を措置すること。また、これまで地域における普及啓発活動を推進してきた地域地球温暖化防止活動推進センターを積極的に活用すること。
- 4 フロン類対策のさらなる推進
フロン排出抑制法の一層の周知活動を展開するとともに、ユーザーによる機器廃棄時のフロン類の回収が着実に進むよう、都道府県と連携した対策の強化を図ること。

【提案理由等】

- 1 気候変動適応法第13条に基づき設置する地域気候変動適応センターは、「気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに技術的助言を行う」機能を担うが、これらの実行のためには高い専門性及び運営体制の整備等が必要であるため、国からの技術的支援及び財源措置等の支援が不可欠である。
- 2 地球温暖化対策の推進に関する法律を受け、国が策定している地球温暖化対策計画においては、「地方公共団体が講ずべき措置等に関する基本的事項」の中で、事業者が事業の用に供する設備について、排出抑制指針に基づくBAT（経済的に利用可能な最善の技術）の導入や適切な運用改善、省エネ住宅に対する財政上の支援を挙げており、これらを果たすためには、国において適切に財源措置を講じることが必要である。

3 地球温暖化対策計画では、民間事業者をはじめとする様々な主体との連携が謳われているが、温室効果ガス削減に向け、国民運動や環境教育を推進していくためには、県域において広く活動を行う必要がある。また、今後、啓発イベントや環境教育事業のノウハウの蓄積があり、都道府県や市町村との連携が可能な地域地球温暖化防止活動推進センターが重要な役割を果たすため、同センターに対する財源措置を含め、積極的に活用していくことが不可欠である。

4 平成27年4月に「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」（フロン排出抑制法）が全面施行され、オフィスビル等の管理者を含めた業務用冷凍空調機器を使用する全ての事業者等が法規制の対象となったが、法規制の内容が十分に認知されているとは言えず、機器の点検整備や廃棄時のフロン回収などの漏洩防止に向けた取組の確実な実施が課題となっている。

機器の廃棄時における冷媒フロン類の回収率は、近年4割弱と横ばいであり、国の地球温暖化対策計画の目標達成には対策の強化が不可欠である。

そのため、現行のフロン排出抑制法の改正強化が見込まれているところであるが、回収率向上のため、一層の周知活動と都道府県による指導監督の実効性を高めるための取組が必要である。

【提案項目】

大気環境に関しては、二酸化窒素等の環境基準の達成状況が大幅に改善した一方、光化学オキシダントの状況については依然として厳しい状況である。また、PM_{2.5}については、平成28年度及び同29年度は県内全局で環境基準を達成したが、気象の影響などによる変動が激しく不安定な状況であることから、国民の安全安心を確保するため、次の措置を講じること。

1 光化学オキシダントに係る実効性のある対策の実施

光化学オキシダント対策については、法規制や事業者の自主的な取組により、原因物質である窒素酸化物（NO_x）や揮発性有機化合物（VOC）の排出抑制などを進めてきたが、本県の光化学オキシダント濃度や注意報の発令回数は依然として改善されていないことから、国において、早急に実効性のある対策を具体化し、実行すること。

2 PM_{2.5}に係る総合的な対策と注意喚起に係る予測精度の向上

PM_{2.5}の原因物質と排出源は多岐にわたることから、発生源の実態の把握や生成メカニズム等の解明を促進し、早急に、総合的かつ効果的な対策を講じること。

また、PM_{2.5}の濃度が高くなる場合に備え、県が発信している注意喚起情報などの判断基準となっている自動測定装置の1時間値の精度は十分ではないことから、1時間値の精度評価やメーカーへの技術支援などを通じて、精度向上を促進すること。

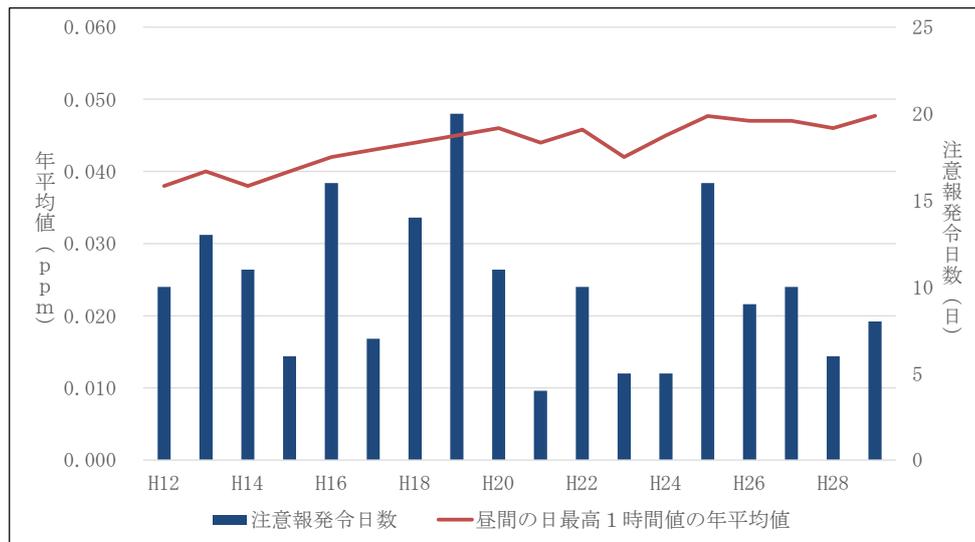
【提案理由等】

- 1 本県の光化学オキシダント濃度は、平成12年度以降、減少しておらず、注意報の発令回数は平成29年度及び同30年度は8回と横ばいとなっている。

平成27年3月、中央環境審議会微小粒子状物質等専門委員会において、PM_{2.5}の排出抑制策に関する中間取りまとめが行われ、国に対し光化学オキシダント対策と共通する課題であるNO_x及びVOCの排出抑制の検討が求められた。

そこで、この中間取りまとめに基づく検討について、早急に結論を出し、光化学オキシダント濃度の低減につながる実効性のある対策を具体化し、実行する必要がある。

光化学オキシダント（O_x）濃度と注意報発令日数の推移



2 「微小粒子状物質の国内における排出抑制策の在り方について 中間とりまとめ」（平成 27 年 3 月）では、国内における排出抑制対策の着実な実施が必要とされている。PM_{2.5}の原因物質や発生源は多岐にわたり生成機構も複雑であることから、発生源の実態の把握や生成メカニズムの解明を促進し、総合的かつ効果的な施策を講じる必要がある。

また、国では「注意喚起のための暫定的な指針」等に基づき、地方公共団体においてPM_{2.5}の濃度が高くなる場合に備えた注意喚起などの確な情報発信を行うことを求めている。しかし、「最近の微小粒子状物質による大気汚染への対応」（平成 25 年 2 月、微小粒子状物質に関する専門家会合）で指摘されているとおり、判断基準となる自動測定機の 1 時間値の精度は十分ではないことから、国は、測定機器の 1 時間値の精度評価やメーカーへの技術支援を通じて、測定機器の精度向上を促進させる必要がある。

II-7 東京湾における貧酸素水塊対策の推進

提出先 水産庁、国土交通省、環境省

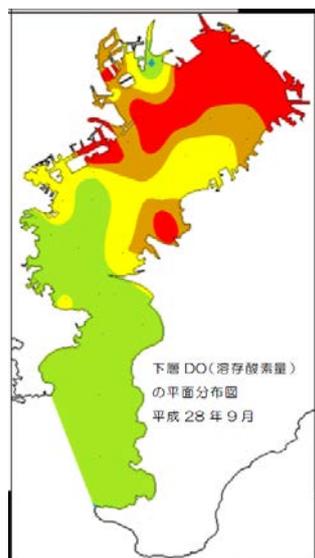
【提案項目】

- 1 貧酸素水塊の解消に向けた取組の強化
東京湾における貧酸素水塊の発生を防止するため、これまで底質に大量に蓄積された汚濁物質の除去や深掘り跡の埋め戻しなど、国として有効な対策を進めること。
- 2 水産資源回復のための浅場造成等による漁場環境の改善
貧酸素水塊の影響等により減少した水産資源を回復するため、稚魚の生育場や産卵場となる浅場を造成するなど、国として漁場環境の改善を図ること。

【提案理由等】

- 1 東京湾では、これまで第1次から第7次にわたる総量削減計画に基づき、富栄養化の原因となる全窒素及び全リン並びに化学的酸素要求量（COD）の汚濁負荷量の削減を進めてきたが、水生生物の息が困難な貧酸素水塊は相変わらず発生している。
東京湾では、汚濁物質やそれを栄養として取り込んだ生物の死骸などの有機物が蓄積することや、埋立て等の用途で海底土砂を大量に採取した深掘り跡で海水が滞留することにより、貧酸素水塊が発生しやすい状況となっている。
そこで、国として、これまで底質に大量に蓄積された汚濁物質の除去や深掘り跡の埋め戻しなど、貧酸素水塊の発生を防止するための有効な対策を検討の上、計画的に進める必要がある。

東京湾における貧酸素水塊の発生状況（平成28年9月）



貧酸素水塊^{*}の占める水域

^{*}貧酸素水塊：下層の溶存酸素量（DO）が2mg/L以下の水塊

DO 2.0 3.0 5.0 7.5 10.0 [mg/L]

出典：東京湾岸自治体環境保全会議
「東京湾水質調査報告書（平成28年度）」

- 2 貧酸素水塊の影響により、シャコやマコガレイなど、主要な水産資源が大きく減少しており、東京湾の漁業は危機的な状況にある。減少した水産資源を回復するためには、沿岸の埋め立てや底質環境の悪化により失われた稚魚の生育場や産卵場の創造・再生が不可欠である。

（神奈川県担当課：環境農政局大気水質課、水産課）

【提案項目】

自動車交通環境対策を一層推進するため、次の措置を講じること。

1 NO_x・PMの排出量の少ない新型車への転換

(1) 旧式ディーゼル車の規制強化

大気環境への負荷が非常に大きい旧式ディーゼル車について、全国的に使用を禁止するなどの規制強化を図ること。

(2) 新型車への更新を図るための支援措置の拡充強化

旧式ディーゼル車や自動車NO_x・PM法の規制水準が緩い車両総重量3.5 t超の重量車について、補助対象事業者の拡大など、新型車への更新のための支援措置を拡充強化すること。

2 交通流対策等の強化

(1) 交通流対策の推進

数多くの大型車が走る県道東京大師横浜線の沿道地域は、大気環境の改善が遅れているため、道路整備による交通流対策を一層促進すること。

(2) 交通量調査の強化

法に基づく総量削減計画の進行管理を着実にを行うためには、自動車からのNO_x・PM排出量の経年変化を的確に把握する必要がある。国の交通量調査を用いて推計している。しかし、年々、調査内容が縮小される傾向にあり、計画の適切な進行管理に支障をきたしていることから、調査の充実強化を図ること。

【提案理由等】

1 大気環境への負荷が高い年式の古い車を新型車へと更新させ、自動車からの排出ガスによる大気汚染を着実に改善していくため、次の措置を講じる必要がある。

(1) 地域に限定した規制では、他県からの流入車により交通が集中し大気汚染が進みやすい幹線道路沿道の大気環境を改善するには不十分である。NO_x等を多量に排出する旧式ディーゼル車(初年度登録平成8年以前)の使用(車検の登録)を自動車NO_x・PM法の対策地域のみでなく、全国的に禁止するなどの規制強化を図ること。

(2) 旧式ディーゼル車の規制強化に対応して新型車へ更新するための支援措置を講じること。

さらに、自動車NO_x・PM法の規制水準が緩い車両総重量3.5 t超の重量車については、3.5 t以下の車の6倍以上のNO_xを排出するにもかかわらず、対策地域内でも登録が可能なたため、重量車が数多く走る地域は、他の地域より大気環境の改善が遅れがちである。総量削減計画では、国が定める基本方針に基づき、令和2年度までに県全域で二酸化窒素等の大気環境基準を確保することを目標としているが、その目標を達成するには、重量車に対する取組の強化が不可欠である。こうした車に対し、自主的な新型車への更新を促すための支援策について、対象を運送事業者に限定することなく、多くの事業者が利用しやすいものとする。

- 2 総量削減計画の目標を確実に達成するため、次の措置を講じる必要がある。
- (1) 数多くの大型車が走行する東京大師横浜線沿道地域(川崎市)は、他地域に比べ大気環境の改善が進んでいない。地域全体で環境基準を確保するという計画の目標を確実に達成するため、東京大師横浜線の交通流対策として有効な東京湾岸道路の整備事業の促進についてこれまでも提案してきたところである。令和元年度予算では東京湾岸道路神奈川県区間の東扇島地区について調査設計費用が計上された。大気環境の改善のため速やかに工事着手するなど、開通に向けた取組を一層促進すること。
 - (2) 計画の進行管理として、自動車からのNO_x・PM排出量を推計しており、その基礎資料として全国道路・街路交通情報調査及び自動車交通影響総合調査の結果を用いている。この排出量推計には、8車種別、平日・休日別の交通量が必要だが、現在の全国道路・街路交通情報調査では2車種、平日のみの交通量しか調査されていないため、10年以上前のデータ(平成9年度の8車種別のデータ、平成17年度の平日・休日別のデータ)を用いて推計している。また、自動車交通影響総合調査は、8車種別だが調査は平日のみで、調査地点数も削減されている。計画の進行管理をよりの確に実施するため、基礎となる調査を強化すること。

II-9 土壌・地下水汚染対策の推進

提出先 環境省

【提案項目】

重金属等の有害物質により汚染された土地について、土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査の実施、汚染土壌の処理や地下水の浄化を促進するため、土地所有者等に対する支援制度の要件緩和や拡充を図ること。

【提案理由等】

有機塩素化合物や重金属等の有害物質に汚染された土壌による人の健康被害を防止するためには、汚染範囲の調査やそれに基づく汚染土壌の処理、地下水の浄化が必要である。土壌汚染対策法では、土地所有者等が汚染原因者でない場合であっても土壌汚染状況調査、必要に応じ対策が義務付けられていることから、円滑な調査や適切な汚染土壌の処理、地下水の浄化が進まない状況にある。

現在、国の土地所有者等に対する財政的支援制度はあるが、適用要件が厳しく、活用されていないことから、要件の緩和や制度の拡充を図る必要がある。

II-10 特定外来生物であるクリハラリス等の防除の推進

提出先 農林水産省、環境省

【提案項目】

県内におけるクリハラリス等の特定外来生物による生態系被害、生活被害、農林業被害は深刻になっている。しかし、特定外来生物の防除について、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（以下「外来生物法」という。）では、国の責務と役割を定めているものの、実態として地方自治体はその役割を担っており、個体数の増加と生息域の拡大を防止できていない状況にある。

このため、国は地方自治体が行うクリハラリス等の特定外来生物の防除に対して必要な財源措置を確実に行うとともに、特定外来生物の種類ごとに根絶を目的とする効果的な捕獲方法の確立や技術支援を行うこと。

【提案理由等】

クリハラリス等の特定外来生物による被害に対し、県や市町村の負担による捕獲や処分、普及啓発等の対策を行っているが、分布拡大を防止できていない。

特に、本県におけるクリハラリスは、今後も分布が拡大することにより、県西部での人工林における林業被害や果樹等の農業被害、都市部等に残る緑地帯での樹皮剥ぎを原因とする倒木、人家侵入等の生活被害や在来生態系への影響が危惧され、さらに、隣接する都県へ分布が拡大した場合、防除事業は大規模とならざるを得ない。

また、平成31年1月28日には、一般社団法人 日本哺乳類学会から「神奈川県における特定外来生物クリハラリス（タイワンリス）の分布拡大を防ぐための対策推進についての要望書」が提出され、県全体として広域的な対策を進めることが喫緊の課題となっている。

よって、地方自治体が行う防除とともに、外来生物法に基づく国の責務を踏まえ、国は、市町村等が実施する特定外来生物の捕獲や処分、県が実施するモニタリング等について、必要な財源措置を講じるとともに、さらなる技術支援を行う必要がある。

Ⅲ-1 建築物の耐震化の促進

提出先 国土交通省

【提案項目】

建築物の耐震化には、多額の費用を要し、所有者の理解を得ながら進める必要があることから、民間建築物の耐震化を着実に促進できるよう、大規模建築物及び緊急輸送道路沿道建築物の耐震化に関する補助を継続し、必要な財源を確保すること。

【提案理由等】

本県は、複数の巨大地震による甚大な被害が想定されており、県民の安全・安心を支えるためには、建築物の耐震化が喫緊の課題である。

2013年11月に耐震改修促進法（以下「法」という。）が改正され、不特定多数や避難確保上特に配慮を要する者が利用する大規模建築物、緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化に対する取組が強化された。

本県では、これらの民間建築物の耐震化の促進に取り組み、緊急輸送道路の沿道建築物については、九都県市とも連携し耐震化の普及啓発等の取組を進めているところであるが、耐震診断や耐震改修には多額の費用と時間を要する等の所有者のやむを得ない事情により、耐震化が進みにくい状況にある。

こうしたなか、国では「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」を改正し、法に基づき耐震診断が義務付けられる建築物について、2025年を目途に耐震性のないものを概ね解消するとの目標を掲げているが、国の補助制度である耐震対策緊急促進事業については2022年度までとされていることから、2025年までは継続して財源を確保することが必要である。

Ⅲ-2 治水対策の推進

提出先 総務省、国土交通省

【提案項目】

ハード・ソフト一体となった治水対策の推進や、河川の適切な維持管理などのため、次の措置を講じること。

1 都市河川の整備推進

(1) 本県の都市部には、多くの人口と資産が集積しているにもかかわらず、河川の整備水準が低いことから、河道や遊水地などの整備を強力に推進し、浸水被害の防止を図ることが喫緊の課題であるため、交付金による十分な予算措置を講じること。

(2) 遊水地整備や鉄道橋架替えなどの大規模事業を計画的に推進できるよう、大規模特定河川事業の確実な予算措置を講じること。

2 国管理河川の堤防等の整備促進

多摩川、鶴見川、相模川における治水安全度の向上を図るため、国直轄管理区間においては堤防等の整備を更に促進すること。

3 水位等の観測体制の充実

迅速かつ円滑な避難や、よりの確な水防活動の実施に向けて、本県及び市町村における水位計や河川監視カメラ等による情報提供を充実するため、十分な予算措置と交付対象範囲の拡充を図ること。

4 河川の適切な維持管理の推進

樹林化対策による河道流下断面の確保や、堤防をはじめとする施設の機能維持など、本県及び市町村が河川を適切に維持管理するため、交付対象範囲の拡充と十分な予算措置を講じること。

【提案理由等】

1 (1) 本県では、平成22年3月に都市河川重点整備計画を策定し、都市部の河川の重点的な整備に取り組んでいるが、河道整備はもとより、河道の拡幅が困難な場合が多い都市河川では、遊水地や地下調節池などの整備を一層推進する必要があることから、交付金による十分な予算措置が必要である。

また、特定都市河川等において総合的な治水対策を進めるため、流域自治体が行きとむ雨水流出抑制対策等について、交付対象範囲の拡充と十分な予算措置が必要である。

(2) 県内は交通網が発達していることから、河道整備に当たっては多くの鉄道橋や道路橋の架け替えが必要であり、遊水地や地下調節池などの整備も含め、計画的かつ集中的に取り組む必要がある大規模特定河川事業の確実な予算措置が必要である。

2 多摩川、鶴見川、相模川のうち、国直轄管理区間は人口及び資産の集積度も高く、ひとたび水害があると甚大な被害が予想されることから、治水安全度を向上させるための整備を更に促進する必要がある。

3 本県では、浸水被害を軽減するソフト対策を充実強化するため、水位観測施設や河川監視カメラ等の増設に取り組んでいるが、計画的な整備を進めるには、十分な予算措置が必要である。

また、準用河川など市町村管理河川でも、観測体制を充実させるため、交付対象範囲の拡充が必要である。

Ⅲ-3 土砂災害防止対策事業の推進

提出先 国土交通省

【提案項目】

土石流、地すべり及びがけ崩れなどの「土砂災害」から県民の生命と財産を守り、暮らしやすい生活環境を創造するため、次の措置を講じること。

1 土砂災害防止法に基づくソフト対策の推進

土砂災害防止法に基づくソフト対策の推進に向けて、土砂災害警戒区域等の指定に係る基礎調査を確実にできるよう十分な財源措置を講じること。あわせて、地方負担を軽減するため、現行の国費率を嵩上げすること。

2 砂防事業、地すべり対策事業及び急傾斜地崩壊対策事業の推進

砂防事業、地すべり対策事業及び急傾斜地崩壊対策事業のハード対策を推進するため、施設の新設整備に係る予算に加え、既存施設を適切に維持管理するための予算についても、十分な財源措置を講じること。

3 急傾斜地崩壊対策事業の制度拡充

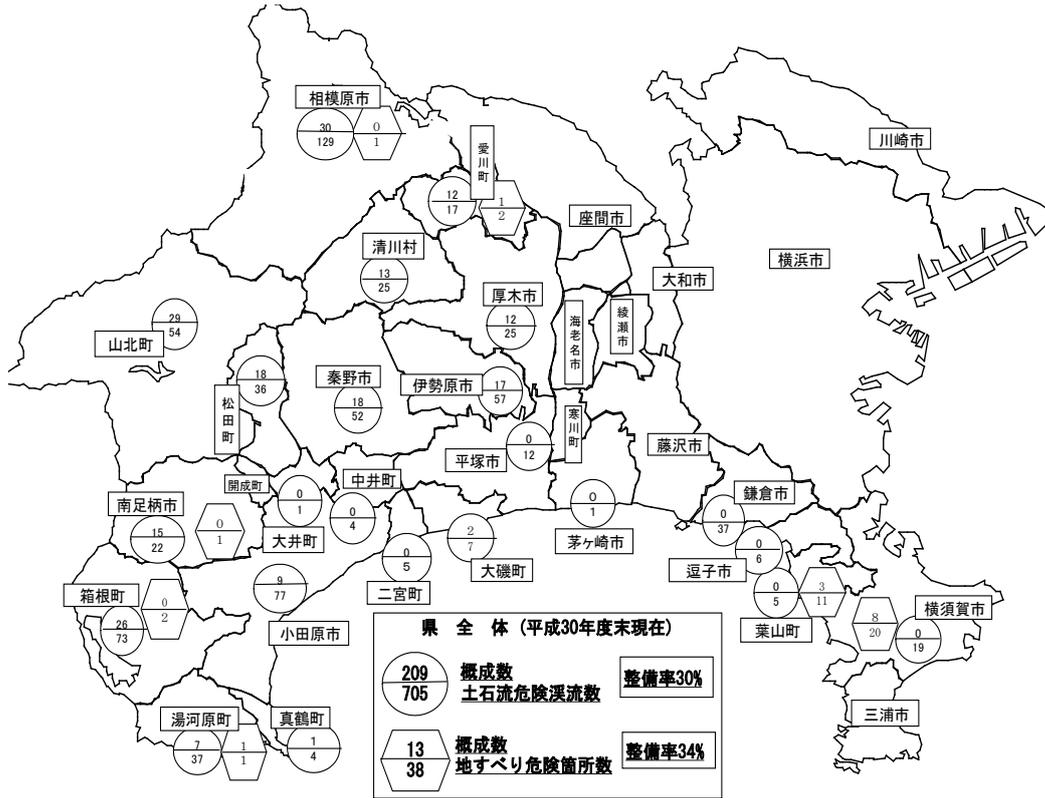
急傾斜地崩壊防止施設の整備を推進するため、事業の対象となるがけの高さの基準(10m以上)を緩和するなど、制度拡充を図ること。

【提案理由等】

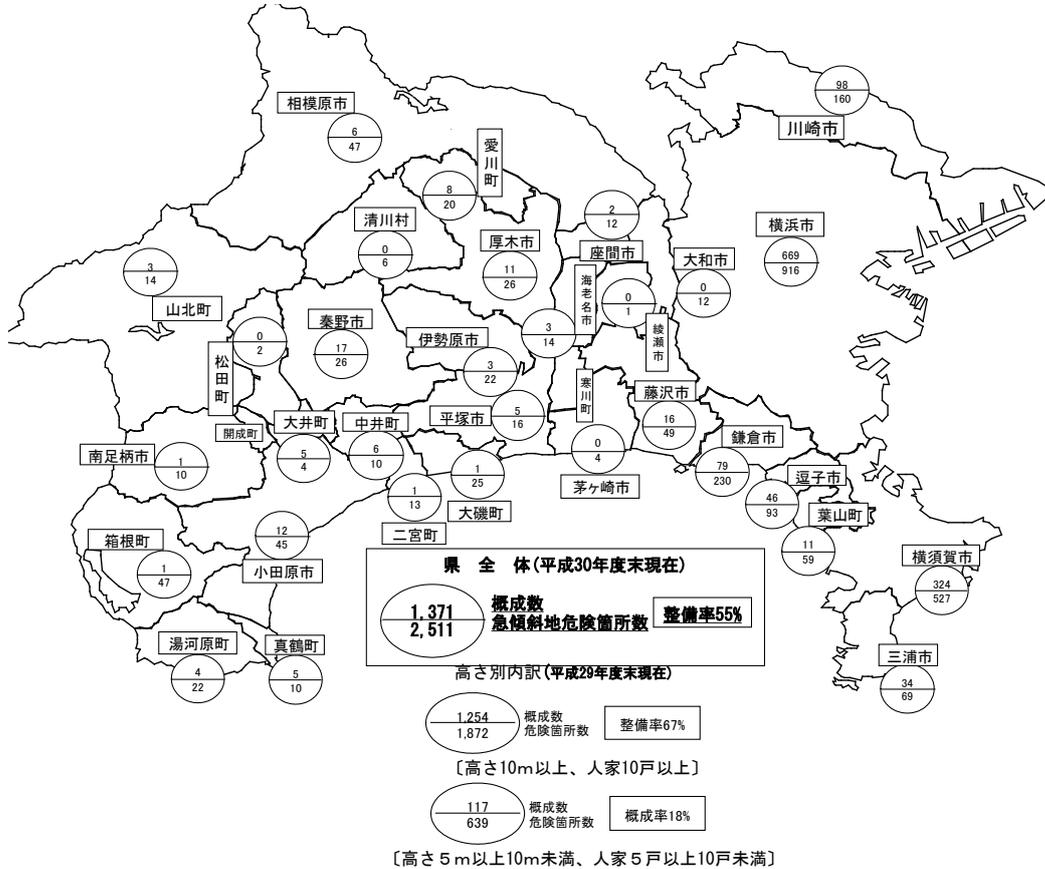
近年は都市化の進展に伴い流域の土地利用が変化しており、土石流やがけ崩れなどによる災害の危険性が增大している。

- 1 土砂災害防止法に基づく基礎調査については、都道府県の財政状況も厳しい中、調査完了後も計画的な見直しが必要であることから、国費率を1/3から1/2とするなどの嵩上げが必要である。
- 2 砂防、地すべり及び急傾斜地における施設の整備水準は依然として低く、土砂災害からの安全度を高めるため、ハード対策の積極的な推進が必要である。
また、整備済み施設を良好な状態に保つには、点検、修繕等、継続的に多額の費用が必要であり、計画的に維持管理を進めるためには、施設の長寿命化に係る事業についても十分な予算措置が必要である。
- 3 急傾斜地崩壊対策事業は、がけ崩れ災害から県民の生命を保護するための、極めて重要かつ緊急な事業であることから、現在、交付金の対象とならず対応が遅れている高さ10m未満のがけのハード対策を推進するため、制度の拡充が必要である。

土石流危険渓流・地すべり危険箇所の整備率



急傾斜地崩壊危険箇所の整備率



(神奈川県担当課：県土整備局砂防海岸課)

Ⅲ-4 相模湾沿岸の津波対策・なぎさづくり

提出先 国土交通省

【提案項目】

本県が取り組む相模湾沿岸の津波対策及びなぎさづくりを推進するため、次の措置を講じること。

1 津波対策の推進

津波対策の推進に当たって、都市化が進んだ沿岸や海岸利用が盛んな地域など、防潮堤の嵩上げによる整備が困難な場所においても、津波防御のための施設整備が可能となるよう、新たな技術の研究開発などの支援を行うこと。

2 総合的な土砂管理によるなぎさづくり(海岸侵食対策)の推進

山・川・海の連続性をとらえた総合的な土砂管理によるなぎさづくり(海岸侵食対策)の推進に当たっては、国が先進的に取り組んでいる調査研究、技術開発の成果を提供するなど、本県の取組に支援・協力すること。

3 西湘海岸の保全対策の促進

大規模な海岸侵食が生じた西湘海岸において、高度な技術の導入などにより砂浜の早期回復を目指し、海岸保全対策事業を推進すること。

【提案理由等】

- 1 本県では、津波対策の推進にあたり、湘南地域を代表とする都市化が進んだ沿岸や海岸利用が盛んな地域において、防潮堤の嵩上げによる整備が困難な状況にある。こうした中で、地域の特性、海岸の利用、景観等に配慮しつつ、津波防御のための施設整備を行う必要があることから、新たな技術の研究開発を促進し、その情報提供を行うなど、国の支援が不可欠である。
- 2 本県では、平成23年3月に「相模湾沿岸海岸侵食対策計画」を策定し、平成25年3月には「酒匂川総合土砂管理プラン」、平成27年11月には「相模川流砂系総合土砂管理計画」を策定したところであり、これらの計画に沿って「山・川・海の連続性をとらえたなぎさづくり」に取り組んでいるところであるが、推進に当たっては、国が先進的に取り組んでいる総合的な土砂管理に関する調査研究や技術開発の成果の提供など、国の支援・協力が必要不可欠である。
- 3 西湘海岸において、国は、平成26年度から直轄事業として、全国初となる岩盤型施設の構造検討を行うなど、高度な技術を導入した施設整備を進めているが、地元からも一刻も早い砂浜の回復が求められているため、事業を促進する必要がある。

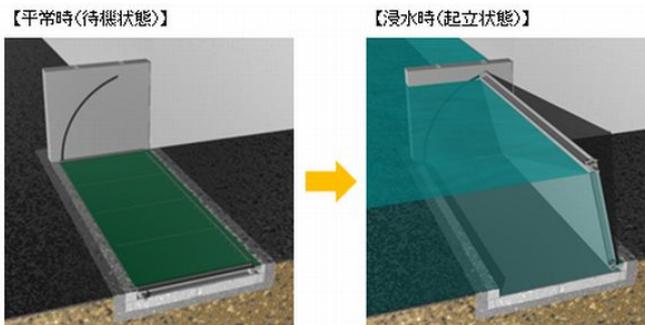
◇ 津波対策の推進

・津波避難タワーの設置（これまでの取り組み）



利用者の多い県立湘南海岸公園において、来園者の避難対策となり、沿岸市町への先導的モデルとして設置された「津波避難タワー」

・新技術事例



常時は高い護岸や防潮堤がなくても、津波発生時には無動力で自動的に壁が立ち上がり、津波を防御する。

（例：国土交通省認定「陸上設置型フラップゲート式防潮堤」）

◇ 山・川・海の連続性をとらえた総合的な土砂管理によるなぎさづくり



・茅ヶ崎海岸（中海岸地区）



平成19年4月（養浜直後）

養浜材（ダム浚渫土砂など）は海岸線に留まり、海岸線が前進



平成31年3月（養浜後）

養浜した砂により海岸線が前進

◇ 西湘海岸の保全対策の推進

事業箇所：小田原市、二宮町、大磯町

事業内容：海岸保全施設整備

潜水突堤 6基

養浜 約36万m³

洗掘防護施設 約2km

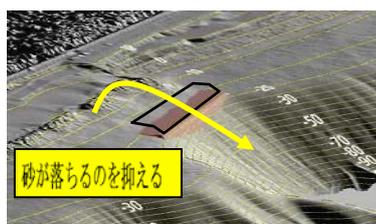
沿岸漂砂礫流失制御施設 約1km

全体事業費：約181億円

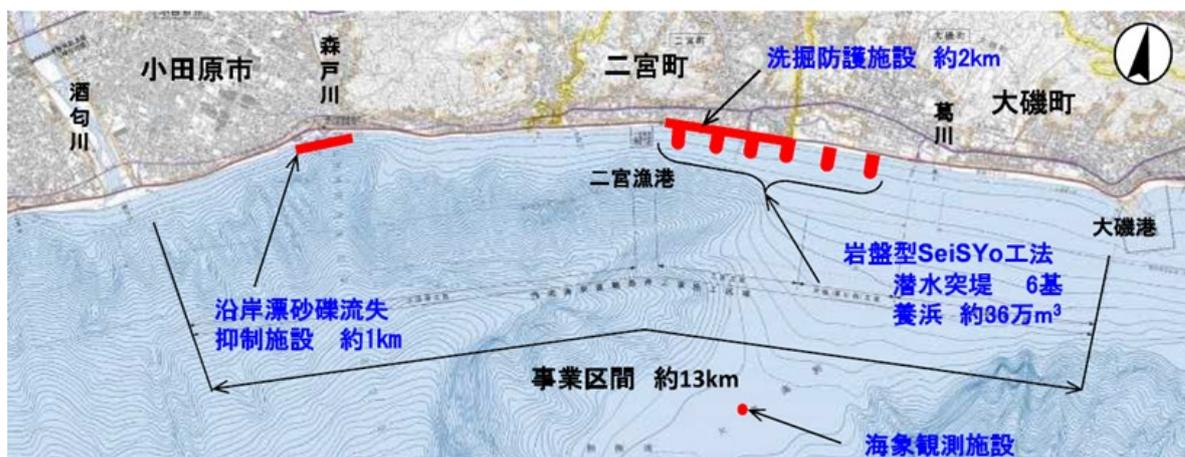
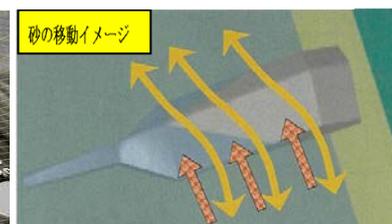
事業期間：H26～H43

平成31年度事業内容：工事用道路等

沿岸漂砂礫流失抑制施設イメージ



潜水突堤イメージ



（神奈川県担当課：県土整備局砂防海岸課）

Ⅲ-5 地震災害に備えた都市の安全性向上の促進

提出先 国土交通省

【提案項目】

地震災害に備えた都市の安全性を向上させるため、国において総合的な防災対策の推進を図るとともに、次の措置を講じること。

1 土地区画整理事業、市街地再開発事業の推進

良質な都市空間の形成や都市機能の更新を一層推進するため、土地区画整理事業、市街地再開発事業に対する十分な予算措置を講じるとともに、都市再生整備計画事業について、市町村への十分な予算措置を講じること。

2 都市公園の整備の推進

都市公園は、災害時の避難・救援の活動の場として、また延焼防止機能等、多くの効果を発揮することから、地域防災計画に位置付けられる都市公園の整備に対して十分な予算措置を講じること。

3 橋りょう等の安全対策の推進

道路の防災・減災対策を推進し、地震などの大規模災害に対する道路の安全性を高めるため、緊急輸送道路などにおける橋りょうの耐震補強、土砂崩落対策箇所の整備や無電柱化に係る事業について、本県及び市町村への十分な予算措置を講じること。

4 河川管理施設及び土砂災害防止施設の整備等の推進

地震などの大規模災害による水害やがけ崩れに対する安全性を高めるため、河川管理施設及び土砂災害防止施設の整備や耐震性の強化に係る予算措置を講じること。

5 海岸保全施設等の整備の推進

津波・高潮対策を推進するため、海岸保全施設等の整備に対して十分な予算措置を講じること。

6 下水道施設の地震・津波対策の推進

ライフラインの安全性を強化するため、下水道施設の地震・津波対策に対して十分な予算措置を講じること。

【提案理由等】

首都直下地震などの地震から県民の生命・財産を守るためには、都市そのものの安全性を高めることが重要である。そこで、計画的な土地利用と市街地整備を推進するとともに、建築物、土木構造物、ライフライン、防災関連施設などの各施設の防災性を高める必要がある。

(神奈川県担当課：県土整備局総務室)

Ⅲ-6 鉄道利用者の安全確保と利便性向上の促進

提出先 国土交通省

【提案項目】

鉄道利用者の安全確保と利便性向上を促進するために、次の措置を講じること。

- 1 ホームドアの設置促進及び鉄道施設の老朽化対策等に関する予算措置
駅ホームにおける安全性向上のため、ハード・ソフト両面から鉄道事業者の積極的な取組を促進するとともに、ホームドア設置促進に向け、確実な予算措置を講じること。
また、鉄道施設の老朽化対策・耐震対策について、国庫補助率の引上げなど、国による支援の拡大を図るとともに、確実な予算措置を講じること。
- 2 交通系 I Cカードの利用環境の改善に向けた支援
鉄道の利便性向上のため、交通系 I Cカードについて、利用エリアをまたいだ使用が可能となるよう、国としても積極的な支援を行うこと。

【提案理由等】

- 1 国においては、鉄道事業者とともに「駅ホームにおける安全性向上のための検討会」を設置し、ハード・ソフト両面から取り組んでいるところであるが、駅ホームにおける安全性の向上のためには、引き続き、こうした検討会を通じて鉄道事業者の積極的な取組を促進する必要がある。
駅ホームの安全対策に最も有効であるホームドアの設置促進のためには、国において技術面やコスト面の課題に対応した新たなホームドアの研究開発や、鉄道事業者が行うホームドア整備事業について、確実な予算措置を講じる必要がある。
また、地方自治体等の財政負担の軽減を図りつつ、鉄道施設の計画的な老朽化対策や耐震対策を推進するため、鉄道事業者に対する補助事業について、国の補助率引上げなどとともに、確実な予算措置を講じる必要がある。
- 2 本県内の J R 御殿場線は、平成31年 3 月から T O I C A の利用サービスが開始されたが、T O I C A エリアとなる J R 御殿場線の駅と、首都圏 S u i c a エリアの駅とのまたがった使用ができず、利用者に不便を強いている。そのため、交通系 I C カードについて、利用エリアをまたいだ使用が可能となるよう、国としても検討を進めるなど積極的な支援が必要である。

(神奈川県担当課：県土整備局交通企画課)

Ⅲ-7 防災情報等の伝達手段の充実強化

提出先 気象庁

【提案項目】

災害の発生時において、災害被害の軽減を図るため、次の措置を講じること。

- 1 旗など視覚を利用した伝達手段の強化
海浜利用者等へ大津波警報、津波警報、注意報の迅速・的確な伝達を図るため、旗など視覚に訴える標識の利用が可能となるよう、気象業務法の関連規定を整備すること。
- 2 気象情報等の住民への伝達手段の強化
竜巻やゲリラ豪雨等の局地的な災害に対応できるよう、気象予報の精度の向上を図るとともに、これらの情報が住民に確実に行き渡るよう、伝達手段を拡充すること。

【提案理由等】

- 1 津波警報の住民等への伝達手段としては、市町村の防災行政無線を利用したサイレンや音声を中心となるが、マリンスポーツをしている人など、海上や海岸にいる人々には、強風やスピーカーからの距離の問題で聞き取り難いため、旗など視覚に訴える伝達手段が求められる。
しかし、気象業務法に基づく規定では、警報を伝達する標識は、サイレン又は鐘音と定められていることから、旗など視覚に訴える標識の利用が可能となるよう関係法令の整備が必要である。
- 2 近年、竜巻やゲリラ豪雨など、局地的に大きな被害をもたらす災害が多発している。これらの災害については、竜巻注意情報の発表やナウキャストにより、注意喚起を図っているが、被害の軽減を図るため、さらに気象予報の精度を向上させる必要がある。
また、これらの局地的な災害については、住民、特に外出中の人々が、被害を受ける可能性が高いことから、携帯電話機等を活用するなど情報伝達手段の拡充を図る必要がある。

Ⅲ-8 防災行政無線等に対する財政的な支援

提出先 消防庁

【提案項目】

災害時の情報伝達手段として重要な市町村防災行政無線と県防災行政無線等の設備更新にあたり、次の措置を講じること。

- 1 国から早期にアナログ方式からデジタル方式へ移行するよう求められている市町村の防災行政無線について、設備更新には多額の費用が必要なことから、市町村の財政負担を軽減するため、財政支援制度の充実を図ること。
- 2 災害情報等の確実な受伝達に必要な通信施設である防災行政無線等の機能を維持していくためには、施設等の整備・更新に多額の費用が必要となることから、県、市町村の財政負担の軽減に向け、緊急防災・減災事業債の延長や新たな補助制度の創設等による財政支援制度の充実を図ること。

【提案理由等】

- 1 アナログ方式からデジタル方式へ移行する防災行政無線の設備更新には、現在、緊急防災・減災事業債による財政支援措置が図られており、令和2年度まで継続することとされている。現在、移行対応が未実施の県内市町村では、移行計画を検討しているところであるが、令和2年度までに対応完了できない自治体があること、整備更新の際には多額の費用負担が各市町村共通の課題となることから、補助制度の延長や拡充等による直接的な財政支援が必要である。
- 2 県、市町村、消防、国機関及び防災関係機関を結ぶ防災行政無線等の機能を維持するには、施設、設備、システム等のライフサイクルに併せた適切な整備・更新が必要であり、実施にあたっては、多額の費用を要するため県及び市町村の財政負担となっている。
また、現在、（一財）自治体衛星通信機構が検討を進めている地域衛星通信ネットワークの次世代システムへの移行にあたっては、機能連携のため防災行政通信網の改修が必要となる。
これらのことから、令和2年度期限の緊急防災・減災事業債の継続や補助制度の創設等による財政支援が必要である。

Ⅲ-9 消防の広域化に対する支援の強化等

提出先 消防庁

【提案項目】

市町村消防の広域化をより推進するため、市町村の消防広域化に係る施設・設備等の初期投資経費や、広域化後の人件費、施設・設備等の維持管理経費の負担を軽減するため、財政支援制度の充実・拡大を図ること。

【提案理由等】

国は、市町村消防の広域化の期限を令和6年4月1日とし、有利な起債を中心とした財政支援を示している。しかしながら、その支援策は、広域化を推進していくために十分なものではない。

広域化に伴う施設・設備等の初期投資経費や、広域化後の人件費、更新・維持管理経費の負担が広域化を妨げている。初期投資経費については、現行の起債と交付税措置中心の支援に加え、不交付団体にもインセンティブが働くよう、国庫補助金の特別かつ優先的な配分とともに、基準額及び補助率の引上げや補助対象事業の拡大が必要である。また、広域化後も、地方自治体間の給与格差を埋めるための人件費や、負担が大きい消防常備化あるいは管轄区域拡大による施設・設備等の更新・維持管理経費及び人件費に対する財政支援措置が必要である。

Ⅲ-10 新東名高速自動車国道等における消防・救急業務に係る体制の強化

提出先 消防庁、国土交通省

【提案項目】

新東名高速自動車国道及びさがみ縦貫道路等の自動車専用道路における、トンネル災害等の特殊な災害活動及び救急業務に対応するため、次の措置を講じること。

- 1 救急隊の増隊、新たな消防車両・資機材等の配備及び庁舎整備に関する財政支援を行うこと。
- 2 担当路線の追加及びサービスエリアの設置に伴う救急件数の増加を考慮した「自主救急」の実施を検討すること。
- 3 「高速自動車国道における救急業務に関する覚書」及び特別交付税措置の見直しにより、財政措置の改善を行うこと。

【提案理由等】

平成27年3月に全線開通した、さがみ縦貫道路（自動車専用道路）や、平成29年度に県内で供用が開始された新東名高速道路（高速自動車国道）では、トンネルや橋梁が多数あることなどから、消防活動における装備等の充実強化が求められる。

また、高速道路という特殊な環境の下での救急出動では、交通渋滞により事故現場への到着が遅れたり、管轄区域外での活動を余儀なくされるなど総活動時間は長時間化し、その間における担当消防本部の救急業務に多大な影響を及ぼしている。

- 1 人命救護に万全を期すためには、救急隊の増隊、トンネル災害に対応した化学消防ポンプ自動車、泡消火剤、消火活動資機材・耐熱服等の配備、それらに対応するための庁舎整備などの消防力の強化を図る必要があるが、厳しい財政事情の中、消防本部には特別な財政負担が生じる。
- 2 道路管理者においても、担当路線の追加及びサービスエリアの設置に伴う新たな救急需要を勘案し、実態に即した「自主救急」の充実強化を図る必要がある。
- 3 国及び各高速道路株式会社においては、高速自動車国道における支弁金制度や特別交付税措置を講じているが、トンネル事故等の特殊災害等による消防・救急需要に対応するための財政措置として十分ではなく、また、自動車専用道路については適用されないため、財政措置の改善を行う必要がある。

Ⅲ-11 消防資機材のカラーユニバーサルデザインに配慮した取組

提出先 消防庁

【提案項目】

色覚異常者であっても支障なく消防業務に従事できるよう、消防資機材について、カラーユニバーサルデザインの考え方に基づく統一的な指針を示すこと。

【提案理由等】

平成 13 年の労働安全衛生規則の改正により、雇入れ時の健康診断における色覚検査の義務付けが廃止された趣旨を踏まえ、消防本部においては、色覚異常者であっても、消防業務に支障なく従事できるよう、識別が可能な消防資機材の導入を進めていくことが求められる。

大規模災害時等に、複数の消防本部が同じ災害現場で活動することを考慮すると、すべての消防本部が同じ方針による取組が望ましいことから、国においてカラーユニバーサルデザインの考え方に基づく統一的な指針を示す必要がある。

※ カラーユニバーサルデザイン

人間の色覚の多様性に配慮し、より多くの人に利用しやすい配色を行った製品や施設・建築物、環境、サービス、情報を提供するという考え方

(「NPO法人カラーユニバーサルデザイン推進機構」HPより)

Ⅲ-12 消防団を中核とした地域防災力の充実強化への支援

提出先 消防庁

【提案項目】

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に向け、次の措置を講じること。

- 1 消防団の装備の改善に係る財政支援
市町村が行う消防団の装備の改善に対し、十分な財政支援を行うこと。
- 2 消防団協力事業所に対する税財政上の措置等
消防団協力事業所に対する減税、補助金制度の構築、入札の優遇措置などを実施すること。

【提案理由等】

平成25年12月13日に、消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図り、住民の安全の確保に資することを目的として、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成25年法律第110号）」が公布・施行され、国及び地方自治体は、消防団の装備の改善や消防団への加入の促進等の措置を講じることが規定された。

- 1 市町村においては、同法の施行を受け改正された「消防団の装備の基準」により、消防団における安全確保装備・情報通信資機材・活動用資機材などの一層の充実強化を図る必要が生じ、財政負担が増している。国は、普通交付税算定基準の増額措置等を講じたが、資機材の更新、充実強化に当たって、必ずしも十分対応できていない。また、平成30年度第2次補正予算から消防団設備整備費補助金の創設がなされているものの、その補助対象設備は「消防団の装備の基準」に掲げる装備の一部であり、十分な財政支援とはなっていないことから、市町村の実情に沿った更なる財政支援が必要である。
- 2 消防団の重要性が増す一方、少子高齢化などにより消防団員数は年々減少傾向にあり、また、消防団員の高齢化やサラリーマン団員の割合が増加している。国は、企業の従業員が消防団活動に参加しやすい環境整備を図り、企業の社会貢献に対する協力の証として、平成18年に「消防団協力事業所表示制度」を創設したが、表示証の交付だけでは、具体的なインセンティブが働かないのが実情である。そのため、消防団の充実強化を図るためには、「事業者インセンティブが働く取組」として、消防団協力事業所に対する減税、補助金制度の実施、入札の優遇措置など、国の施策として取り組む必要がある。

Ⅲ-13 消防防災施設整備費補助金の配分方針の一部見直し

提出先 消防庁

【提案項目】

消防防災施設整備費補助金の配分方針の一部について、市町村の実態に即したものとするため、見直しを実施すること。

【提案理由等】

当該補助金の交付要綱において、高機能消防指令センター総合整備事業は、「別表第5に掲げる装置及び数量の全部又は一部をもって構成される」と記載されている一方、配分方針では個別に装置を整備する場合は原則配分しないことが示されている。

市町村の実態としては、各装置の保守期間や対応年数が異なること等の理由から、総合的に勘案して、装置を個別又は一部、整備することがある。

高機能消防指令センターの整備は、住民の生命と財産を守るための喫緊の課題となることから、当該補助金に関する配分方針を実態に即したものとするため、見直す必要がある。

Ⅲ-14 災害救助法の救助内容に係る制度の見直し

提出先 内閣府

【提案項目】

被災都道府県の負担軽減と被災者支援の充実の観点から、災害救助法に基づき実施する救助内容について、地方自治体が、災害の規模や態様に応じた救助を実施するに当たり、被災者に対する現金による給付を認めるなど、弾力的な運用による給付方法の充実強化を図ること。

【提案理由等】

大規模災害発災時には、被災者に対する救助も多岐にわたり、災害救助法が想定する救助では十分な対応ができなくなることも想定される。

国においては、東日本大震災で一定の制度の弾力的運用が図られているが、今後、大規模災害が発災した際には、より現地の実態に即した救助が行えるよう、地方自治体から被災者に対する現金の給付による救助も認めるなど、弾力的な運用を認めることが必要である。

【提案項目】

今後起こりうる大震災等に備えて地方自治体が行う災害時医療対策等を充実するため、早急に次の措置を講じること。

1 非常用自家発電設備の拡充

災害拠点病院、救命救急センター及び周産期母子医療センター以外の医療機関における非常用自家発電設備に対する支援ができるよう、国において財源措置を講じること。

2 水道施設耐震化の推進

緊急時の飲料水確保及び水道施設や管路の耐震化促進のための水道施設整備を行う全ての水道事業者に対して確実な財源措置を講じること。

【提案理由等】

- 1 東日本大震災による計画停電では、自家発電設備を持たない医療機関において、人工呼吸器、人工透析及びたんの吸引などの医療機器の電源の確保が課題となったことから、本県においては、地域医療再生臨時特例基金を活用して設備整備を進めてきた。

この基金による当該事業は平成26年度に終了したが、引き続き、災害拠点病院、救命救急センター及び周産期母子医療センター以外の中小の医療機関に対する非常用自家発電設備の燃料確保、設備の設置・拡充を支援できるよう、国において財源措置を講じる必要がある。

- 2 緊急時の飲料水確保を目的とする、浄水場、配水池の耐震化、緊急遮断弁及び耐震管の整備は、水道事業者にとって緊要な課題となっている。

地震などの災害対策のための耐震化等交付金制度（緊急時給水拠点確保等事業及び水道管路耐震化等推進事業）の採択基準に、資本単価（水道料金の対象となる水量1 m³当たりの施設整備費）が国の定める水準以上であること、家庭用水道料金が全国平均以上であることなどが設定されている。県内の多くの水道事業者は、この採択基準を満たさず、自己財源のみによる対応となるため、必要な耐震化が進んでいない。

特に経営基盤が脆弱な水道事業者に対して確実な財源措置を講じるためには、資本単価要件、家庭用水道料金の要件の見直しや、新たな観点での採択基準の設定の必要がある。

Ⅲ-16 被災した住宅の再建支援の充実強化

提出先 内閣府

【提案項目】

被災した住宅の再建支援の充実強化を図るため、次の措置を講じること。

- 1 支援金の拡大
被災者生活再建支援基金では対応できない大規模災害が発生した場合は、国において所要の措置を講じるとともに、支援金の額の嵩上げを行うこと。
- 2 共済制度の創設
住宅再建に関する共済制度を創設すること。

【提案理由等】

- 1 建物全壊・火災焼失家屋が約85万棟に及ぶと想定されている首都直下地震のような大規模災害が発生した場合には、被災者生活再建支援基金では対応できないことが見込まれる。現実には、東日本大震災の対応により基金が枯渇する状況となり、各都道府県で基金への拠出を行った。拠出額のほとんどは特別交付税による措置がなされ、地方の負担は最小限に抑えられているが、今後も大規模災害が発生した場合には、国の全額保証とするなど所要の措置を講じるとともに、被災者の生活再建に十分な額とする必要がある。
- 2 自助と公助の間を埋める住宅所有者間の相互扶助制度である住宅再建に関する共済制度については、地方自治体が単独で制度を創設した場合、一度に多額の出費が見込まれ破綻のおそれがあることから、全国規模の制度構築が必要である。

地震による被害の軽減化及び再建に対する対策の柱

- | | |
|----|---|
| 自助 | ・・・住宅のローン減税や耐震改修促進税制等を使って自宅の耐震化などを行う。
(平成18年度から制度化) |
| 共助 | ・・・共済制度を創設して住宅所有者相互で住宅の再建を助け合う。 |
| 公助 | ・・・被災者生活再建支援法に基づき最高300万円までの支援を行う。
(平成10年度から制度化、平成16年度及び平成19年度に住宅再建につき充実強化) |

Ⅲ-17 被災地への任期付職員の派遣に対する支援

提出先 復興庁、総務省

【提案項目】

東日本大震災の被災地に任期付職員を派遣するに当たり、次の措置を講じること。

- 1 被災地のニーズの取りまとめや募集を実施する地方自治体への割当てなど、国において、所要の調整を被災地との間で行うこと。
- 2 広報や派遣後のフォローアップ等の必要な事務費等について、国において必要な財政措置を講じること。

【提案理由等】

東日本大震災の被災地では、復興に従事する行政職員が大幅に不足しており、本県でも任期付職員を募集し、被災地に派遣している。

募集を行うに当たっては、被災県と具体的な分野や人数を調整しているが、本県以外にも任期付職員を派遣する地方自治体もあり、分野・人数の重複等、具体的な必要数が把握しにくい状況である。

また、募集を行う各地方自治体が、それぞれ被災地と派遣内容等の調整を行うことにより、被災県の負担も大きくなる。

こうしたことから、国が窓口となり、被災地のニーズを取りまとめ、募集を行う地方自治体に割り振るなど、所要の調整を行う必要がある。

また、任期付職員の募集に当たっての広報や派遣職員の労務管理に必要な事務費は、派遣を行う地方自治体の持ち出しとなっており、国において必要な財政措置を講じる必要がある。

Ⅲ-18 旧日本軍の危険物への適切な対応

提出先 内閣官房、環境省

【提案項目】

旧日本軍の危険物への適切な対応体制を確立するため、次の措置を講じること。

1 対応制度の確立

旧日本軍の危険物（爆雷、不発弾、毒ガス弾等）に起因する事故が発生した場合には、施工者（地権者）のいかんにかかわらず、関係府省が連携し、迅速な対応をとることを制度として確立すること。

2 被災者救済制度の確立

旧日本軍の危険物による事故が発生した場合の被害者に対する救済制度を確立すること。

また、旧日本軍の危険物発見に伴い発生した損害に対する補償を行うこと。

【提案理由等】

戦前の国の機関である旧日本軍の危険物については、国が責任をもって対応すべきものであり、県民の安全・安心の確保のため、国による総合的な制度の確立が不可欠である。

神奈川県内の事例（「毒ガス弾」に関する主なもの）



平塚市には、相模海軍工廠平塚化学実験部が存在した。工廠跡地では、毒ガス弾等の発見事案が複数あり、平成15年4月には平塚第2合同庁舎建設現場で球形の瓶が発見されたとともに、作業員が頭重感を訴え入院した。

(神奈川県担当課：くらし安全防災局総務危機管理室)

Ⅲ-19 災害対策用装備資機材の充実・強化

提出先 警察庁

【提案項目】

近年、地震や台風等による風水害が増加傾向にあり、全国各地に甚大な被害をもたらしていることから、大規模災害等の発生に備え、災害対策用車両を含む装備資機材の充実強化を図ること。

【提案理由等】

本県警察は、県内外を問わず被災地に部隊を派遣し、被災者の捜索・救出救助活動等に従事しているが、機動隊をはじめ、各所属における災害対策用車両を含む装備資機材は、種類及び数量とも十分とは言えない。警察に対しては、大規模災害が発生した際の迅速かつ的確な対応が求められていることから、災害用装備資機材の更なる充実・強化を図る必要がある。

Ⅲ-20 交通指導取締りの強化

提出先 警察庁

【提案項目】

交通秩序を維持し、事故のない安心して暮らせる地域社会づくりを推進するため、交通指導取締りの強化に関する次の措置を講じること。

1 白バイの増強

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、本県を訪れる観光客等に安全と安心を提供するため、機動力等に長けた白バイを増強するための財源措置を講じること。

2 高速道路における速度違反自動取締装置の新設

速度違反自動取締装置により、重大交通事故の要因の一つである速度違反車両を安全かつ効果的に検挙し、秩序ある交通流を確保するため、高速道路に同装置を新設するための財源措置を講じること。

【提案理由等】

- 1 本県では、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に伴い、横浜市や藤沢市が競技会場に指定されていることから、国内外から多くの観光客が本県を訪れることが予想されるが、多くの観光客が来訪すれば通行量が増加し、事故の危険性が高まる。
また、訪日外国人は、日本の交通ルールを熟知していないことが予想され、交通秩序の乱れによる事故を未然に防ぐためには、警察官を現場に多く配置し、警戒に当たらせることが必要であり、県警察の限られた人員の中で、これらの事案に対処することが求められている。
そこで、国内外から訪れる観光客の安全・安心を守るため、広いエリアを機動力でカバーでき、かつ見せる警戒としても大きな力を発揮する白バイを増強配備し、今後開催される世界的ビッグイベントに対応する必要があるため、財源措置を提案するものである。
- 2 高速道路上において、著しい高速度で走行する悪質違反者の検挙や交通事故を抑止するため、パトカーの機動力による交通取締りに加え、速度違反自動取締装置を使用した交通取締りを実施しているが、その一部のオービスは、製造会社の保守対応サービスの終了により、装置が運用できなくなっている。
それに加え、今後、新たに新東名高速道路や横浜環状北西線の共用が開始され、高速道路の利便性が高まることにより、速度超過を起因とする交通事故の増加が懸念されるところであり、交通死亡事故等を防ぐためにも、速度抑制効果に威力を発揮する速度違反自動取締装置を新たに設置し、対応していく必要があることから財源措置を提案するものである。

Ⅲ-21 交通事故事件捜査能力の強化

提出先 警察庁

【提案項目】

交通事項の捜査活動及びより綿密な鑑識活動を円滑に実施し、事件・事故のない安心して暮らせる地域社会づくりを推進するため、交通事故処理車の適正配備を図ること。

【提案理由等】

本県における交通事故は、死者数は増加したが、発生件数、負傷者数とも減少傾向にあるが、高齢化社会の伸張に伴う高齢運転者の増加を受け、不測の事故原因や重傷化に至る交通事故の増加が見られる。

そのため、捜査活動は、より綿密な鑑識活動によって事故概要を明らかにしなければならず、再臨場等で出動する事案が増加している現状である。

このような交通事故事件捜査に活用する交通事故処理車は、道路利用者に交通事故の発生を認識させ、交通事故防止に対する注意喚起や、事故関係者の安全を確保、規制範囲を最小限に留めることなど、円滑な現場捜査活動を効率よく進めるために必要な車両である。

しかし、現在保有する交通事故処理車は、15年以上継続使用しているものもあり、車両のみならず、部品の保管期間も終了しているため、修理ができず、業務に支障が出る恐れがあることから、交通事故処理車を適正配備する必要がある。

【提案項目】

警察用航空機について、航空警察活動の充実強化のため、警察用航空機を増機すること。

【提案理由等】

本県警察航空隊では、平時から警ら活動、初動措置等に積極対応しているほか、県内における警衛警備（平成30年中、24回、35時間15分）、特殊詐欺抑止対策スピーカー広報（平成30年中、198回、105時間）を強力に推進するなど、他部門と連携した多角的な航空機運用に努めているところである。

一方で、警察用航空機4機（国有機3機、県有機1機）の稼働率は、過去3年間の平均値（平成28年から平成30年）で2機体制が56.7%となっており、年間を通じてほぼ2機体制の運用である。

従って、耐空証明更新の法定点検及び自隊での整備点検については重複しないように計画してはいるが、点検整備の状況によっては、点検時期の延長を余儀なくされており、1機体制となる期間が過去3年間の平均で11.5%となっている。

このような中、平成30年6月26日に「全国地震動予測地図2018年版」が地震調査委員会から発表され、神奈川県（横浜市）は、今後30年以内に震度6弱以上の揺れに見舞われる確率が前年度の81%から82%となり、発生確率は全国2位となっている。

本県は、東京都に次ぎ全国2位の人口を有し、110番受理件数全国3位、山岳事故発生件数全国4位、水難事故発生件数全国3位（平成30年警察白書などの統計）という状況であるため、本県警察への国有機の増機を行い、平時における警ら活動や初動警察活動等に加え、発生が懸念される南海トラフ地震や首都直下地震等の地震、津波、さらには豪雨による土砂災害、火山噴火等へ迅速的確に対応する体制を確立するために増機を要求するものである。

稼働機確保の状況

	0機体制	1機体制	2機体制	3機体制	4機体制
H28年	0日	37日	209日	94日	25日
H29年	4日	48日	168日	140日	5日
H30年	9日	41日	244日	64日	7日
3年平均	1.2%	11.5%	56.7%	27.2%	3.4%

【提案項目】

警察用船舶は、海上における警戒のほか、災害等発生時における捜索・救助及び情報収集活動等、その活動範囲は多様であり、さらに近年は、河川域におけるニーズも増加傾向にあるため、警察用船舶「ちどり」を更新整備すること。

【提案理由等】

県内では、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会のセーリング競技及びセーリングワールドカップの開催が予定されていることに加え、みなとみらい地区には、国内最大級の多目的ホールが2020年の開業を控えており、海上における警戒力の強化が求められているところである。

さらに、県内は河川域が多く、レジャーの多様化に伴って、水上バイクとその他の水上レジャーとのトラブルが社会問題化し、水上バイクの暴走行為等に対する取り締まり要請もあることから、河川域での活動を強化するため小型船舶の警戒体制の充実化を図ることが喫緊の課題となっている。

現在、県警察では港湾部及び河川における警察活動が可能な船舶は、「ちどり」及び「やまゆり」の2隻の小型船を保有している。そのため、計画に基づく修繕や定期検査等が重複しないよう配慮しているが、故障や不具合の発生に伴い、運航停止が重複した場合は、警戒力を大きく損なう事態に陥ることとなる。

また、平成29年7月には、県議会防災警察常任委員会において、警察用船舶「ちどり」の老朽化が指摘されており、県警察に国費整備されている河川に対応可能な警察用船舶「ちどり」は平成5年に整備されて以降、既に25年が経過し、老朽化により、不具合修繕や不慮の機関故障が多発し警察力の低下が懸念されるため、更新を希望する。

【提案項目】

治安対策を推進し、安全で安心して暮らせる地域社会を実現するため、警察活動の根幹をなす人的、物的基盤を整備するとともに、必要な財政措置を講じること。

【提案理由等】

本県における刑法犯認知件数は減少傾向で推移している一方、交通事故による死亡者数は増加に転じているほか、特殊詐欺事件の被総額は57億円を超え、過去最悪を更新している。

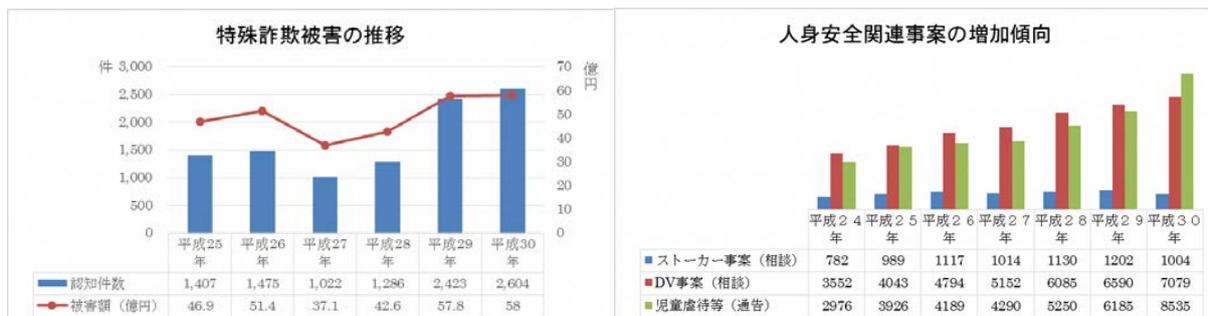
さらに、重大事件への発展が常に危惧されるストーカー、DV、児童虐待事案などの人身安全関連事案は後を絶たない状況にあり、県警察の総力を挙げたきめ細かい対応を図るためには、警察官の数が十分とは言えない実態である。

このような中、ラグビーワールドカップ2019やアフリカ開発会議をはじめ、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会などの大規模な行事が連続開催され、警備対策の万全に全力を挙げているところであるが、過去の大規模行事の開催状況を顧みても、首都機能を有する本県の大規模警備の頻度は今後さらに高まることが予測される。

本県においては、これら「一般治安の確保」と「大規模行事への対応」という2つの大きな課題に対応していく必要があるにもかかわらず、警察官一人当たりの負担人口は584人と東京都の314人、大阪府の412人と比較して、格段に高い状況にある。

人口、政令指定都市の数、横浜港や川崎港といった世界的貿易港の存在や高速道路などの交通網の発達状況など、あらゆる視点で全国比較をしても、本県には警察活動をより強力に推進するための基盤が県民の安全確保に重要であり、これまで以上に現下の治安情勢への対応力の強化が必要である。

そのため、国は警察職員の増員や活動に必要な装備資機材の充実、警察署建替等の施設整備における補助金の算定基準の引き上げなど、本県警察の活動基盤の一層の充実を講じる必要がある。



(神奈川県担当課：警察本部警務課)

Ⅲ-25 防犯カメラの整備・拡充

提出先 内閣官房、総務省、警察庁

【提案項目】

- 1 犯罪の起きにくい環境づくりに効果的な防犯カメラの設置促進を図るため、防犯カメラを設置する根拠となる指針（ガイドライン等）を整備すること。
- 2 自主防犯活動団体等による設置を促進するため、地方自治体が行う防犯カメラ設置促進事業への国庫補助制度の創設を行うこと。

【提案理由等】

- 1 「世界一安全な日本創造戦略」の目指す「世界一安全な国、日本」の実現を図るためには、今後、防犯カメラの設置をより一層促進させる必要があり、国民の防犯カメラに対する理解を促進するとともに、防犯カメラの適正な設置及び管理が行われるよう、国による指針（ガイドライン等）の作成と普及啓発を実施する必要がある。
- 2 本県では、治安の確保に欠かすことができないツールとなっている防犯カメラの設置を促進するため、自主防犯活動団体等が防犯カメラを設置する費用の補助を行っており、県内市町村においても、防犯カメラを直接設置する取組や、県と同様に自主防犯活動団体等への補助を行う例が増加している。
防犯カメラの設置に対する補助は、地方自治体の厳しい財政状況の中で賄われており、これ以上の事業の拡大は困難な状況となっていることなどから、地方自治体の防犯カメラ設置促進事業を対象とした補助制度の創設が必要である。

【提案項目】

初動捜査の高度化、犯罪追跡可能性の拡充を図るため、自動車ナンバー自動読取装置を増設すること。

【提案理由等】

本県は首都圏道路網の南側に位置し、国道や市町村道、高速道路が隣接都県を結ぶように整備されており、これらの道路網が県民の生活基盤を支えているとともに、関東一円からも短時間で県内にアクセスすることが可能である。

一方、重要犯罪や組織的犯罪等の犯罪者は、この首都圏の道路網を利用し、自動車ですぐに高速で移動して、広域に犯罪を敢行している。

さらに、横浜スタジアムや横浜国際総合競技場（日産スタジアム）などのオリンピック使用会場、また、みなとみらい地区、湘南・鎌倉地区、箱根などの著名な観光地を有しており、国際テロ集団などの標的になることも想定される。

自動車ナンバー自動読取装置は、通過する自動車ナンバーを自動的に読み取り、手配車両のナンバーと照合する装置で、自動車利用犯罪の早期検挙や、行方不明者・自殺企図者等の捜索、ひき逃げ車両の追跡等、ナンバー把握済み車両の追跡に効果的なシステムである。

従来捜査では、ナンバー未把握車両の割り出しには相当の時間を要し、割り出しも困難であったが、近年では防犯カメラの普及により、システムと効果的に連動して未把握車両の割り出しが可能となってきたことから、現在の警察捜査に不可欠な捜査基盤となっている。

そのため、各種犯罪・テロ対策を確実に行うためには、道路整備等の変化に合わせて、自動車ナンバー自動読取装置を増設していくことが必要である。

しかし本県では、県費整備による捜査支援システムも継続して増設要求しているが、本県の整備状況は、首都圏の他の都県と比較すると遅れており、国において整備することとなっている高速道路、県境主要道路、国際海空港周辺道路についても未だ十分に整備されておらず、新たに開通した圏央道（さがみ縦貫道路）についても未整備であり、今後、新東名高速道路の開通も控えていることから、国において自動車ナンバー自動読取装置を早急に増設する必要がある。

Ⅲ-27 外国免許切替手続の円滑化

提出先 警察庁

【提案項目】

外国人に係る運転免許取得について、事務手続きを円滑化するため、次の措置を講じること。

1 道路交通法の見直し

外国免許を日本免許へ切り替える際に実施する技能の確認について、指定自動車教習所での検定に合格した者については、公安委員会が行う技能の確認を免除することが可能となる法改正を行うこと。

2 外国免許切替時の技能検定制度の構築

指定自動車教習所における検定に合格した者の技能確認を免除する際の具体的な事務手続きについて、早期に制度の構築を実現すること。

3 技能試験官等を増員するための予算措置

技能試験官や外国免許審査係員を増員し、定数を安定的に確保するための予算措置を講じること。

【提案理由等】

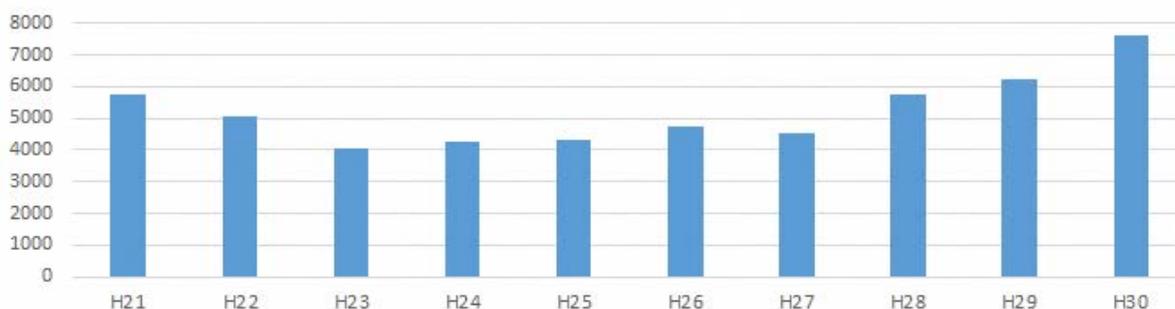
運転免許の技能試験及び外国免許の切替手続（技能の確認）については、試験官、試験車両数に限りがある中で、マンツーマン方式で実施しなければならず、手続きに長時間を要する状況にあり、抜本的に制度を改革する必要がある。

よって、前記の提案により次の効果が期待できる。

- 1 試験官の増員や指定自動車教習所での検定の実施により申請者枠を拡大でき、日本人、外国人ともに予約待ち期間の短縮を図ることができる。
- 2 社会生活の基盤となる運転免許取得手続きの簡素化及び円滑化により、外国人が暮らしやすい環境づくりを推進し、外国人材の日本社会への定着を図ることができる。
- 3 運輸業界をはじめとして労働者不足が顕著となる中、外国人の運転免許取得手続きの円滑化により、効率的に雇用・産業を支える人材の育成を図ることができる。

日本免許への切替申請者数の推移

外国免許切替申請者数



(神奈川県担当課：警察本部運転免許課)

Ⅲ-28 原子力災害に関する対策の整備

提出先 原子力規制庁

【提案項目】

原子力発電所以外の原子力事業所に係る対策の充実強化を早期に進めること。

【提案理由等】

現在、原子力発電所以外の原子力事業所について、原子力事業所で保管している放射性廃棄物に関して、処理の仕組みが定められていない。その特殊性と高い専門性から国の責任のもとで統一的に定める必要がある。

【提案項目】

地方消費者行政の充実強化に向け、次の措置を講じること。

- 1 「地方消費者行政強化交付金」の推進事業分については安定的に継続し、交付額を十分に確保する等、引き続き有効に活用できるようにすること。
- 2 地方消費者行政強化交付金の強化学業分については、補助率のかさ上げ及び引下げ要件の撤廃並びに補助対象メニューの拡充など制度の改善を図るとともに、補助対象メニューを早期に決定すること。
- 3 地方消費者行政を安定的に推進できるような観点から、長期的な支援を行うこと。

【提案理由等】

地方消費者行政強化交付金等により、地方消費者行政は着実に進展しつつあるが、未だその途上にあることから、更なる充実強化に向けた措置を講じる必要がある。

- 1 本県及び市町村の財政状況や、高齢化の加速に伴う高齢者の相談件数の増加、消費者被害の多様化・複雑化といった社会状況を踏まえ、消費生活相談体制の整備をはじめとするこれまでの取組をより確実に根付かせ、更に推進していくことが必要である。そのためには、令和2年度以降も地方自治体が消費者行政を安定的に、積極的に実施できるよう、地方消費者行政の充実強化に必要な地方消費者行政強化交付金（推進事業分）の財源が継続的かつ十分に確保されること等の改善が必要である。
- 2 成年年齢の引下げに対応する若年者への消費者教育の推進等新たな課題に対応するため、補助率のかさ上げや補助率の引下げ要件の撤廃、補助対象メニューについて地方自治体の意見を取り入れた上で拡大することが必要である。また、円滑な予算編成及び現場のニーズを踏まえた多様な施策の検討ができるよう、地方消費者行政強化交付金（強化学業分）の補助対象メニューを早期に決定することが必要である。
- 3 これまで「地方消費者行政推進交付金」及び「地方消費者行政強化交付金」による支援を受け、施策を展開してきたところであるが、地方の財政基盤は未だ脆弱である。今後も地方消費者行政を安定的に推進できるよう、新たに長期的な財政支援等を行うことが必要である。

IV-1 中小企業の事業承継を推進するための広報の拡充

提出先 経済産業省、中小企業庁

【提案項目】

中小企業に事業承継の早期着手を促すため、国において効果的なテレビCMを制作し、全国若しくは地域の地上波放送で集中的にPRするなど、より積極的な広報を実施すること。

【提案理由等】

団塊の世代の経営者層は、一般に引退年齢と言われる70代に突入しており、そのまま放置すると、休廃業が増加し、地域経済の活力や雇用が失われることから、事業承継の早期着手は喫緊の課題である。

国は、平成29年度から5年程度を事業承継支援の集中実施期間と定め、法人の事業承継税制の拡充や、個人版事業承継税制の創設、事業承継補助金の拡充など、事業承継の円滑化のための支援施策を抜本的に強化している。

本県においても、（公財）神奈川産業振興センターや商工会・商工会議所、金融機関等と連携して、平成29年7月に「神奈川県事業承継ネットワーク」を立ち上げるとともに、企業に具体の取組を促すため、平成30年6月に「神奈川県事業承継支援戦略」を策定し、支援活動の強化を図っている。

しかし、事業承継は、中小企業にとって全国共通の重要な課題の一つであるにも関わらず、気軽に話題にしづらく、早期着手の機運が十分には醸成されていないことから、効果的なテレビCMを制作するなど、地方自治体単独では実施が困難なマスメディアを活用した全国的な広報が必要である。

IV-2 障がい者の雇用や職場定着に係る民間企業への支援策の充実強化

提出先 厚生労働省

【提案項目】

今後、公的機関では短期間で多くの障がい者を職員として募集・採用することになると考えられるが、これに伴い、民間企業における障がい者の新規雇用や離職者が出た場合の補充がより困難になると想定される。

については、より厳しい状況の中で障がい者雇用に取り組むことになる民間企業に対し、新規雇用や職場定着に係る支援策の充実強化を図ること。

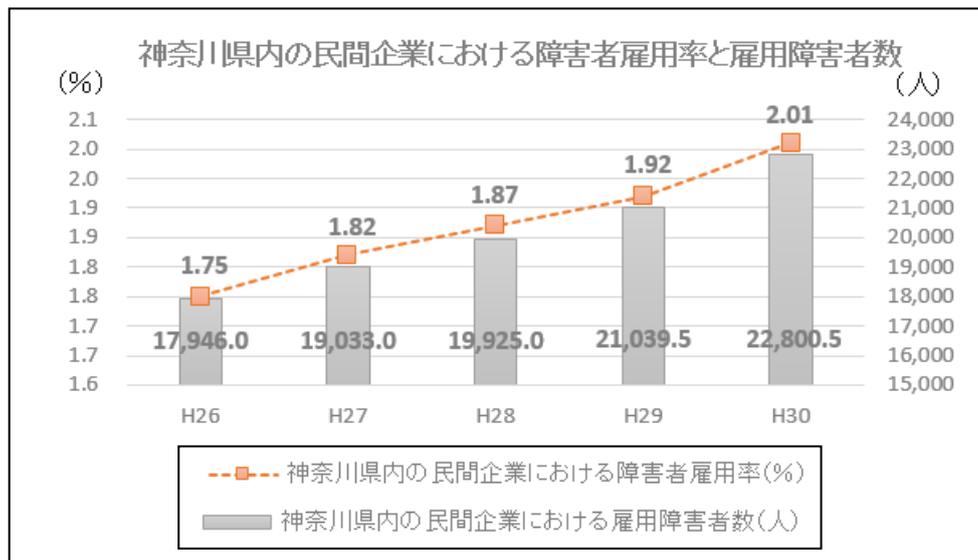
【提案理由等】

国においては昨年 10 月、「公務部門における障害者雇用に関する基本方針」を決定し、障害者法定雇用率の達成に向け、平成 30 年度末までに約 1,500 人、令和元年末までに約 2,500 人の障がい者を採用するとしている。また、同じく昨年 10 月、国がとりまとめた点検結果によると、地方公共団体では、法定雇用率を達成するために不足している障がい者数は全体で約 4,700 人（平成 29 年 6 月 1 日現在）であり、地方公共団体においても数年間で多くの障がい者を職員として募集することになると考えられる。

民間企業に率先して障がい者雇用を進める立場である公的機関が法定雇用率の達成に向け、障がい者雇用に取り組むことは必要だが、公的機関が短期間に多数の障がい者を採用することにより、民間企業における障がい者の新規雇用や離職者が出た場合の補充がより困難になることが想定される。

本県における民間企業の障害者雇用率は、平成 30 年 6 月 1 日現在、2.01%で法定雇用率 2.2%を未だ下回っているが、今後、公的機関において多数の障がい者雇用が進められれば、民間企業の障がい者雇用の取組に大きな影響が出る可能性がある。

については、こうした厳しい状況の中でも民間企業が着実に障がい者雇用に向けた取組を進められるよう、民間企業への支援策の充実強化が必要である。



(神奈川県担当課：産業労働局雇用労政課)

【提案項目】

障がい者雇用の一層の促進を図るためには、身近な地域における障がい者への就労支援の充実が必要であるため、原則として、障がい保健福祉圏域ごとに設置され、地域における障がい者への就労支援の中核を担っている障害者就業・生活支援センターについて、地域の実情に応じて柔軟に圏域内への複数設置ができるよう制度の拡充を図ること。

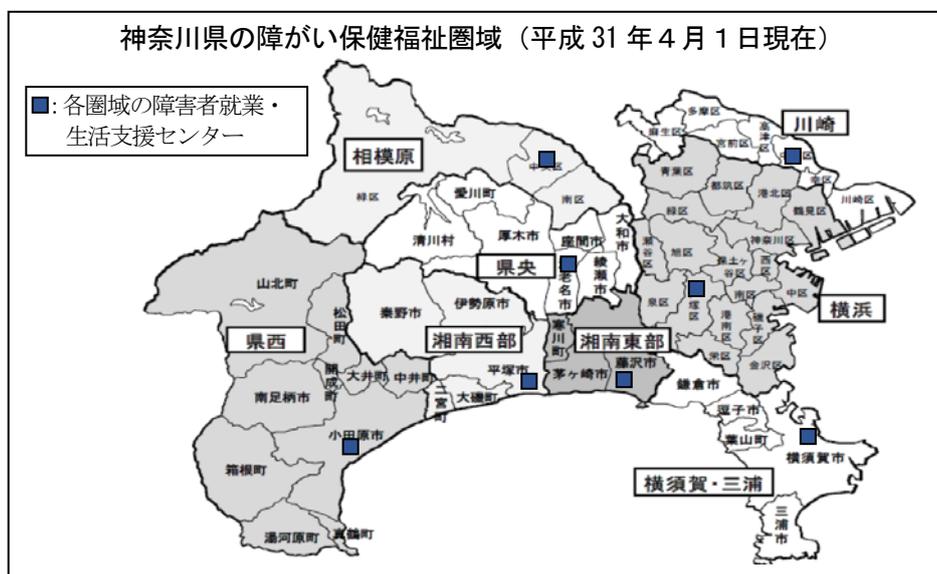
【提案理由等】

本県における民間企業の障害者雇用率は、平成30年6月1日現在、2.01%（全国41位）と法定雇用率2.2%を未だ下回っている。障がい者の就労の場合は、通勤に必要な体力などを考えると、できるだけ身近な地域に確保されることが望ましく、就労支援機関も同様に、身近にある機関を利用できることが望ましい。

なかでも、障害者就業・生活支援センター（以下「センター」という。）は、障がい者の就業・職場定着やこれに伴う生活支援、関係機関との連絡調整を行うなど重要な役割を担っているが、国ではセンターを障がい保健福祉圏域（以下「圏域」という。）ごとに設置することとし、業務量や地理的条件等、特に考慮すべき事情があると認められる場合には、同一圏域に複数のセンターを設置できるものとされている。しかし、予め県に対して行われた複数設置の意向確認では、一定以上の人口を有する圏域のみが意向確認の対象とされている。

本県では、8圏域すべてに1つずつセンターが設置されており、また、このうち横浜圏域、川崎圏域においては、センターと同様の機能を持つ独自機関も設置されている。しかしながら、平塚市、秦野市、伊勢原市等で構成されている湘南西部圏域は今回の意向確認の対象となる人口には満たないが、特に秦野市内からセンターが設置されている平塚市との間を直接つなぐ鉄道がなく、路線バス等乗り継がなければならないなど、アクセスが大変不便であり、秦野市からセンターの設置を望む要望が県に提出されている。なお、同市には平成29年10月、将来的にセンター機能を担うことを想定した施設として、「秦野市地域生活支援センター『ばれっと・はだの』」が設置されている。

こうした状況から、同圏域内へのセンターの複数設置が望まれるところであり、地域の実情に応じた柔軟な設置が必要である。



（神奈川県担当課：産業労働局雇用労政課）

IV-4 離職者向け職業訓練（委託訓練）の制度拡充

提出先 厚生労働省

【提案項目】

人手不足が深刻化する自動車運送業界において、トラックドライバー等従事者の育成が急務となっていることから、即戦力となる運転免許取得者育成のため、次の措置を講じること。

「離職者向け職業訓練（委託訓練）」の「大型自動車一種運転業務従事者育成コース」を次のように拡充すること。

- 1 国の委託訓練実施要領で示されている委託費の上限単価について、地域の実態を踏まえ協議し、単価を設定できるようにすること。
- 2 取得対象となる運転免許を、大型自動車一種運転免許のほか、中型自動車運転免許、フォークリフト運転免許等にも拡大すること。

【提案理由等】

平成31年2月現在の神奈川県内における貨物自動車運転手の有効求人倍率は、3.11倍と全業種平均の1.9倍と比較して際立って高く、大型自動車一種運転免許をはじめ、中型自動車運転免許、フォークリフト運転免許等、即戦力となる運転免許取得者の育成が急務となっている。

国（厚生労働省）からの受託事業である「離職者向け職業訓練（委託訓練）」において、平成30年10月から「大型自動車一種運転業務従事者育成コース」が創設されたが、委託費の上限単価が低額であり、また、本県の訓練ニーズを満たす内容とはなっていないことから、所要の制度拡充が必要である。

- 1 国の委託訓練実施要領で示されている委託費の上限単価（税抜き36万円）は、本県では中型自動車運転免許所有者が大型自動車一種運転免許を取得する際の自動車教習所費用と同額程度である。また、国の実施要領では、免許の取得に加え、自動車運送業界における各種法令等の基礎やITスキル等の習得、1週間程度の企業実習を組み合わせた実践的な職業訓練とすることを求めており、この上限単価に基づき委託を実施する場合、事業の委託先の確保が見込めない状況が懸念される。このため、地域の実態を踏まえ協議し、単価を設定できるようにする必要がある。

（神奈川県での大型自動車一種運転免許取得にかかる費用例）

所有免許	費用（税抜き）
中型自動車運転免許 8t AT	327,000円
普通自動車運転免許 MT	412,000円

※免許取得費用に加え、法令・ITスキル等の習得や企業実習による実践的な職業訓練の実施にかかる費用分が不足している。

- 2 平成19年の道路交通法の改正により、平成19年以降に取得した普通自動車運転免許では車両重量5トン以上11トン未満のトラックの運転ができなくなったこと、eコマース市場の成長により宅配便取扱数が増加し、中型トラックのドライバー不足に拍車がかかっている状況であることから、大型自動車一種運転免許以外に、中型自動車運転免許についても対象とする必要がある。

また、自動車運送業界の団体からは、荷役作業にも対応できるドライバーを求める意見が寄せられていることから、フォークリフト運転免許等の取得についても訓練対象とする必要がある。

（神奈川県担当課：産業労働局産業人材課）

IV-5 小規模事業者持続化補助金の継続実施

提出先 中小企業庁

【提案項目】

小規模企業の持続的発展の支援のため、小規模事業者持続化補助金の制度の継続を図ること。

【提案理由等】

本県の経済が発展していくためには、事業所の約 99%を占める中小企業、小規模企業の事業活動の活性化が不可欠である。本県では、平成 28 年度から、商工会、商工会議所と連携して、国や県の支援施策を周知することで、小規模企業に対して、小規模事業者持続化補助金の活用促進を図っている。

小規模事業者持続化補助金は、販路開拓等に取り組む小規模企業にとって、補助限度額が小額であるものの補助対象事業が広く、申請しやすい補助金であることから小規模企業者から非常に高いニーズがある補助制度である。

また、小規模企業と商工会・商工会議所が一体となって経営計画を作成して経営改善への取組を進められることから、これまで経営計画を作成する機会の少なかった小規模企業の経営改善に有効であると商工会・商工会議所からも高く評価されている。

こうしたことから、小規模企業への販路開拓の促進には、小規模事業者持続化補助金の継続が必要である。

神奈川県の小規模事業者持続化補助金の申請・採択状況（平成 29 年度補正分）

申請数	採択数	採択率
793件	501件	63.1%

IV-6 経営発達支援計画に基づく商工会・商工会議所事業への補助制度拡充

提出先 中小企業庁

【提案項目】

商工会及び商工会議所が、小規模企業に対する経営状況の分析や事業計画の策定、実施等への支援を引き続き推進するため、「伴走型小規模事業者支援推進事業」を継続・拡充すること。

【提案理由等】

国は、「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（小規模支援法）」を改正し、商工会及び商工会議所が総力を挙げて小規模企業を応援していくための経営発達支援事業を平成 26 年度に規定した。商工会及び商工会議所は国から認定を受けた「経営発達支援計画」に基づき、小規模事業者に対する支援を行い、国はこれに係る経費に対する補助を実施している。

本県ではこれまでに 14 商工会、14 商工会議所が認定されており、また現在認定されていない商工会も認定を目指している。

しかし、現在の補助対象はセミナー、相談会等の事業のみとなっており、経営発達支援計画に基づく小規模企業の事業計画策定や実施に係る人員に要する経費はその対象となっていない。

そこで、計画の認定を受けた商工会・商工会議所が計画に基づいた小規模企業支援を確実に実施するために、「伴走型小規模事業者支援推進事業」の継続及び予算の増額、補助対象経費の拡大が必要である。

神奈川県経営発達支援計画申請・認定状況（平成 31 年 3 月 15 日現在）

区分	申請	認定
商工会	19	14
商工会議所	14	14
合計	33	28

IV-7 小規模企業者等設備貸与事業資金貸付金における財源負担割合等の変更

提出先 中小企業庁

【提案項目】

小規模企業者等への設備導入の推進を支援していくため、小規模企業者等設備貸与事業資金貸付金における（独）中小企業基盤整備機構の負担割合を増やすとともに、現在の設備貸与対象者の条件を緩和することにより、全都道府県が取り組みやすい事業にすること。

【提案理由等】

独立行政法人中小企業基盤整備機構法を根拠として、平成27年度に小規模企業者等設備貸与事業（以下、「貸与事業」という。）が開始された後、本県と（独）中小企業基盤整備機構（以下、「機構」という。）とが、財源を折半し、（公財）神奈川産業振興センター（貸与機関）に対して、貸与事業資金貸付を実施している。

貸与事業は、資金調達力が比較的弱い小規模企業者等の創業及び経営の革新に必要な設備導入の促進を図ることを目的に、本県では過去4年間に合計で29億1,900万円を貸し付け、貸与機関では延べ125件の設備貸与を行ってきており、平成27年度実施分の「経営の革新」要件達成状況調査においては、5月9日時点で22件中20件が達成している。

老朽化設備の更新、円滑な世代交代実現、人手不足への対応等のため、設備導入が小規模企業者等の急務となっている。

このような背景から、本県においては、本年度新たに設備投資による生産性向上の意識付けのためのセミナーの開催を予定しており、貸与事業の事例発表や制度の説明などにより、貸与事業の周知を行うことで、需要が拡大していくものと思われる。

また、小規模企業者等の生産性向上や事業承継などの経営課題に対し、経営状況が下降する前に企業自らが必要な対策（本県では「企業経営の未病改善」と呼んでいる。）を講じていくためには、積極的に設備投資を支援する必要がある、「未病の改善を図る事業者」の貸与期間の特例を設けたところである。

しかしながら、全国で貸与事業を利用している自治体は、平成30年度において14道府県にとどまり、貸与事業の普及は進んでおらず、全国に広く浸透させ定着させる必要がある。

そこで、小規模企業者等の設備導入の推進を支援し、本県のみならず全都道府県が貸与事業に取り組みやすくするため現在の貸付財源負担割合（※ 都道府県：機構＝1：1）を見直し、機構の負担割合を増やすことが必要である。

〔※ 同じ法律を根拠とした高度化事業において、事業の利用促進を図るために貸付財源負担割合を都道府県：機構＝1：4へ変更し、機構の負担割合を増やした前例がある。〕

さらに、機構準則に定められている設備貸与対象者の特認枠には、借入金残高や経常利益平均額の上限が設定されており、人手不足解消に向け生産性を向上させる高額設備導入の意向があるにもかかわらず対応できない実状もあることから、これらの条件を緩和することが必要である。

（神奈川県担当課：産業労働局金融課）

IV-8 総合特区推進調整費の柔軟な運用の推進

提出先 内閣府

【提案項目】

総合特区の事業を推進させるため、総合特区推進調整費について、次の措置を講じること。

- 1 指定地域に直接交付する制度の創設
既存の関係府省の予算制度に該当しない場合に、指定地域に直接交付する制度を創設すること。
- 2 対象事業の拡大
独立行政法人が執行する補助事業も対象とすること。

【提案理由等】

総合特区推進調整費については、関係府省の予算制度を活用した上で、なお不足する場合に関係府省に移し替えのうえ執行することとなっており、既存の関係府省の予算の枠組みに該当しない事業は、利用することができない。また、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）、国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）等の独立行政法人の補助事業については、対象外となっている。

既存の関係府省の予算制度に該当しない場合における、内閣府から指定特区への直接交付制度の創設や、独立行政法人の補助事業の交付対象化により、効果的な財政支援を行うことが可能となり、ライフイノベーションの取組及び生活支援ロボットの実用化・普及が加速する。

京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区

【目標】

個別化・予防医療時代に対応したグローバル企業による革新的医薬品・医療機器の開発・製造と健康関連産業の創出

さがみロボット産業特区

【目標】

生活支援ロボットの実用化や普及を通じた地域の安全・安心の実現

IV-9 原発事故に係る諸外国の日本に対する水産物輸入規制の撤廃

提出先 水産庁

【提案項目】

東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う、日本の水産物に対する諸外国の輸入規制について、関係国に次の措置を求めること。

- 1 安全基準を満たしているにもかかわらず、全面的な輸入禁止を行っている国において、輸入規制を撤廃すること。
- 2 全面的な輸入禁止を行っていない国においても、実質的に過剰な規制となる放射能検査方法の指定を行っている国において、検査時の検出限界値を著しく低く設定することを撤回し、基準を満たしているにもかかわらず追加の検査を求めることを撤廃すること。

【提案理由等】

中国や韓国等は、それぞれの国が定めた放射能検査の安全基準を満たしているにもかかわらず、いまだに一部都県からの水産物の輸入を全面禁止している。また、他にも多くの国が放射能検査証明書の添付を義務付けるなど、十分な科学的な根拠に基づかない過剰な輸入規制が行われており、水産物の輸出に要する検査期間の長期化や、経費の増加などにより、事実上輸出ができない状況にある。

本県で漁獲されるイシダイ等を輸出していた一部の国の規制強化については、世界貿易機関(WTO)の紛争解決手続きにおいてWTO協定に違反するという判断が示されなかったが、他国と比べても著しく過剰な検査要求であることは明らかである。

＜過剰な規制の例＞

- ・ 検査に当たって検出限界値を0.7Bq/kg以下の高い精度で行うことを要求される(日本は厚生労働省通知に基づき、基準値の1/5以下となる20Bq/kg以下を検出限界値としている)。
- ・ 放射性セシウムが微量でも検出された場合、検査に時間と費用がかかるストロンチウムやプルトニウムの検査を要求される。

このため、国においては、こうした外国の過剰な規制の撤廃に向けて早期解決を図るため引き続き強く働きかけていく必要がある。

なお、本県においては、漁獲される水産物の放射性物質の検査を計画的に実施し、その結果を公表することにより県民に県産水産物を安心して利用してもらうよう努めている。

IV-10 ニート等の若者に対する職業的自立支援施策の充実強化

提出先 厚生労働省

【提案項目】

ニート等の働くことに悩みを抱える若者の職業的自立を着実に進めるため、地域若者サポートステーション事業について、周知・広報に力を入れ、認知度の向上を図ること。また、地域若者サポートステーションの運営において、若年無業者の就労を継続的に支援するため、委託契約を複数年度とするよう制度の見直しを行うこと。

【提案理由等】

ニート等の若者の数は、雇用情勢が良好な中でも依然として50万人を超えており、働くことに悩みを抱える若者の職業的自立を支援することは、重要な課題である。

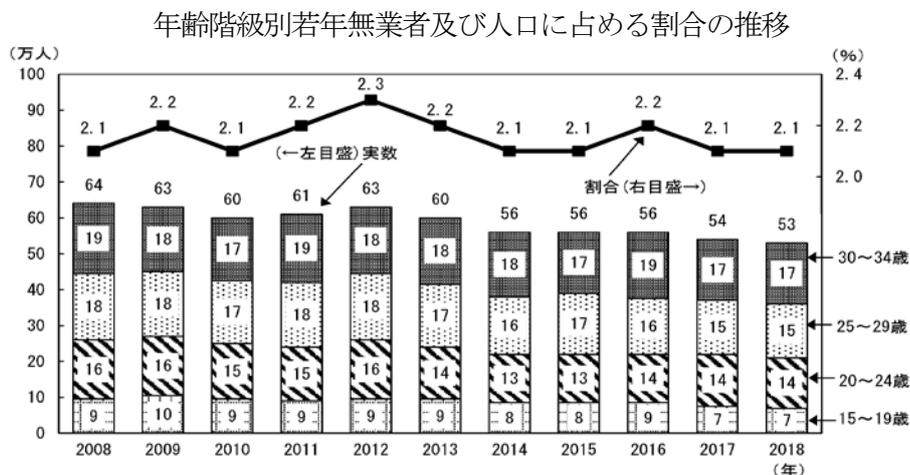
県においては、地域若者サポートステーション事業について、市町村と協力しながら、ホームページやチラシによる広報に加え、自治体広報紙に記事を掲載するなど、地域に根ざした周知・広報を実施している。

しかし、地域若者サポートステーションについては、いまだ認知度が低く、支援が必要な方にサービスが届かない状況にある。そこで、地域の取組に加え、国においても、テレビやラジオ、新聞、雑誌等の各種メディアを活用した政府広報を行うなど、広く国民に情報発信を図る必要がある。

また、ニート等の働くことに悩みを抱える若者の職業的自立にあたっては、単年度で就職につなげることが難しく、年度を超え一定程度の期間支援が必要なケースも多く、利用者との信頼関係を維持しながら継続的に支援していくことが求められている。

さらに、スキルの高いスタッフの確保など、運営団体による安定的な支援体制を構築することも重要である。

こうしたことから、現在、単年度の契約となっている「地域若者サポートステーション事業」の委託期間を複数年度とするよう見直しを図る必要がある。



(出典) 総務省「労働力調査(基本集計)」

(注) 若年無業者：ここでは、15～34歳の非労働力人口のうち家事も通学もしていない者。

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局青少年課、産業労働局雇用労政課)

IV-11 公契約に関する研究の推進

提出先 厚生労働省

【提案項目】

国において、公契約に係る業務に従事する労働者の公正な労働条件の確保等に関する研究を進め、その経過や結果を自治体に公表すること。

【提案理由等】

本県においては、国や地方自治体が発注する公共工事等について、低価格による入札等のため、下請事業者へのしわよせによる労働者の賃金低下等が生じないよう、労働団体等から公契約条例の制定を求める要望書が多数提出されている。こうした要望等を受け、学識者、事業者団体及び労働者団体からなる「公契約に関する協議会」を設置し、検討を行ったが、条例の対象となる契約の範囲や、地域差を踏まえた適正な賃金下限額の設定などが課題となっている。

かかる課題は全国的なものであるため、国においても、公契約に係る業務に従事する労働者の公正な労働条件の確保等に関する研究を具体的に進め、その経過や結果を広く自治体に公表することが求められる。

IV-12 働き方改革の着実な推進

提出先 厚生労働省、公正取引委員会、中小企業庁

【提案項目】

平成31年4月より順次施行される、働き方改革の取組を着実に推進するため、次の措置を講じること。

- 1 企業に向けた周知啓発の充実
働き方改革の推進にあたり、特に、同一労働同一賃金については、中小企業における制度の円滑な導入に向け、企業に向けた普及啓発の充実を図ること。
- 2 企業間取引の適正化に向けた指導監督の強化
時間外労働の上限規制等を実効性ある取組とするためには、中小企業等に係る取引条件や商慣習も含め、企業間取引の適正化に向けた監視・推進体制を充実するとともに、労働基準監督署による指導監督を適正に実施すること。

【提案理由等】

- 1 令和2年4月に施行される、同一労働同一賃金など雇用形態に関わらない公正な待遇の確保に向けた取組については、どの程度の待遇差が不合理にあたるか企業では判断が難しいとの意見をいただいております、特に中小企業で取組が進むよう、不合理な待遇差にあたる具体的な事例を広く周知するなど、普及啓発の充実を図る必要がある。
- 2 企業に対する指導監督については、労働基準監督官OBの活用や労働基準監督署に「労働時間改善指導・援助チーム」を編成するなどの充実強化が図られてきたが、時間外労働の上限規制等を実効性のある取組とするためには、企業間取引の適正化が極めて重要であり、公正取引委員会や中小企業庁による監視についても、引き続き強化する必要がある。

【提案項目】

ワーク・ライフ・バランスの推進に向けて、次の措置を講じること。

- 1 ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、子育て、介護、不妊治療等と仕事の両立を図りやすい時間単位で取得可能な休暇制度を設けるなど、多様で柔軟な働き方を可能とする制度を充実すること。
- 2 テレワーク（在宅勤務、サテライトオフィス勤務、モバイルワーク）の導入など、ワーク・ライフ・バランスの推進に積極的な企業への助成や税制優遇等の拡充を図ること。

【提案理由等】

本県では、育児・出産により離職する女性労働者の割合が高く、また、急速な高齢化により要介護者を抱える労働者の更なる増加も見込まれている。

労働力の減少が見込まれる中で、こうした状況を踏まえると、ワーク・ライフ・バランスの推進による、誰もが働きやすい職場環境の整備は喫緊の課題であり、企業において、子育て、介護、不妊治療等と仕事の両立の重要性について、理解を促進するための積極的な周知啓発と共に、ワーク・ライフ・バランスを推進するための施策の拡充が必要である。

- 1 これまで行ってきた普及啓発により、ワーク・ライフ・バランスの重要性の認識は高まっているが、第1子出産後の46.9%の女性が育児を期に離職し、毎年約9万人が介護を理由として離職しており、夫婦のうち18.2%が不妊の検査や治療を受けたことがあるという調査結果があり、仕事と不妊治療の両立に関する民間団体アンケートでは20.2%の人が離職しているという結果もある。

現状、育児休暇や介護休暇は1日又は半日単位の取得とされ、不妊治療のための休暇は制度化されていないことから、より活用しやすい休暇制度とするため、時間単位での取得ができるようにするなど、子育て、介護、不妊治療等をしながら働き続けられるよう制度の充実が必要である。

- 2 ワーク・ライフ・バランスを推進するには、テレワーク導入など企業における取組が重要であることから、企業の取組を促進する助成金制度や税制優遇等の拡充を図る必要がある。

V-1 自殺対策の充実

提出先 厚生労働省

【提案項目】

平成27年度から地域自殺対策強化交付金事業の財源措置が講じられたが、令和2年度以降も、地方自治体が事業を継続して実施できるよう、国の補助率を拡大することを含め、必要な財源措置を行うこと。

【提案理由等】

自殺は社会的要因を含む様々な問題が複雑に関係して追い込まれた末の死であることから、自殺対策事業は、問題を抱える人に対する相談・支援体制の充実や、うつ病の早期発見・治療など中長期的な視点に立って総合的かつ継続的に実施する必要がある。

また、自殺対策基本法第9条において、「政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。」とされているほか、今後、都道府県及び市町村において策定した「自殺対策計画」の効果的な施策展開が必要となることから、地域自殺対策強化交付金事業においても、引き続き、地域の実情に応じてきめ細かく事業を実施するために、補助率を拡大するなどの財源措置が必要である。

V-2 精神科医療の充実

提出先 厚生労働省

【提案項目】

精神科医療の充実を図るため、次の措置を講じること。

1 精神科救急医療体制の整備等

精神疾患の人がいつでも適切な医療を受けられるようにするため、休日・夜間における精神科救急医療体制の整備・充実のための十分な財源措置を行うこと。

2 診療報酬による評価の充実

平成30年4月に診療報酬の改定が行われたが、精神科救急医療を担う医療機関の確保や、有効な精神療法の普及のため、診療報酬による評価の更なる充実を行うこと。

【提案理由等】

- 1 本県では3政令指定都市との協調の下、24時間365日の精神科救急医療体制を敷いているが、精神保健指定医や看護師の確保及び空床確保については恒常的な不足に悩まされている。また、平成22年度の精神保健福祉法の改正により、都道府県に精神科救急医療体制整備の努力義務が明文化されたことや、平成24年3月の国の指針によって、精神科救急医療体制の確保・維持が示されたことにより、本県としても更なる充実を目指しているところである。

そのような中、平成28年度については、本県の精神科救急医療体制を維持する上で不可欠な財源である精神保健費等国庫負担（補助）金のうち、常時対応型医療施設の補助単価が減額となっている。

このように、精神科救急医療体制整備事業費をはじめとした現在の財源措置では、十分な対応ができないため、更なる措置が必要である。

- 2 平成30年4月の診療報酬改定により、看護職員夜間配置加算の新設等、一定の改善がなされたが、精神科救急医療体制の整備・充実に向けては、精神科に関連する身体科救急及び精神科救急に係る医療機関に対して、更なる評価が必要である。

また、認知行動療法等の有効な精神療法がより普及するためにも、診療報酬による評価において、要件の緩和が必要である。

V-3 措置入院者等の退院後支援の充実

提出先 厚生労働省

【提案項目】

精神障害者が地域で安心して暮らすためには、精神障害や精神障害者に対する正しい理解を地域全体で共有することや、切れ目のない支援体制を整える必要がある。

そこで、必要な医療等包括的な支援が継続的かつ確実にできるよう、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の改正等により退院後支援の仕組みを整備し、併せて、地方自治体が人員確保等体制整備するために必要な財源措置を行うこと。

【提案理由等】

国は、精神疾患の患者に対する医療の充実を図るため、地方自治体による措置入院者の退院後の継続的な治療や社会復帰への支援体制を整備することを目的に、平成 29 年 2 月に精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律案を国会に提出したが、廃案となっている。

一方で、平成 30 年 3 月 27 日に、現行法（法第 47 条）に基づく相談支援業務の一環として、「地方公共団体による精神障害者の退院後支援に関するガイドライン」が発出され、地方自治体を中心となって、患者の入院中から、医療機関や地域の関係機関と連携し、退院後支援計画を作成することとしている。

上記ガイドラインを受け、各自治体は、地域の実情に応じて支援の検討や体制の構築等しているところであるが、支援体制や支援が必要な者の判断が地方自治体ごとに異なることから、居住地を移した場合、継続的な支援を受けられないことが懸念される。

また、当ガイドラインを受けた地方自治体等における支援体制の整備に当たっては、精神保健福祉士、保健師等の人材確保、育成が必要である。

そのため、退院後も継続的に医療等の支援を確実に受けられるよう体制整備を図るためには、国の責任において法改正等により退院後支援の仕組みを整備し、当事者等からの意見を十分に考慮した上で、財政的な支援を含め、支援拡充に必要な人材の確保、育成が円滑に行われる仕組みを構築する必要がある。

【提案項目】

がん対策の推進を図るため、次の措置を講じること。

1 がん検診受診率の向上

がん検診受診率の向上に向け、国において、労働安全衛生法で事業主にがん検診の実施を義務付けるとともに、効果的、効率的な検診方法の研究、検証を進めること。また、市町村が地域の実情に応じて、受診促進策を充実させることができるよう、十分な財源措置を講じること。

2 がんとの共生

(1) がん患者の治療と仕事の両立支援

がん患者の治療と仕事の両立の推進に向けて、企業の積極的な取組を促進するため、国として企業に対する表彰制度や助成金等による支援の制度を充実・強化すること。

(2) AYA世代のがん対策の推進

AYA世代のがん患者は、治療中や治療後の就学・就労・結婚などの社会的な問題を抱えることが多く、長期フォローアップが必要なため、妊孕性温存治療の医療保険適用や、アピランスサポートの充実などAYA世代対策を充実・強化すること。

3 全国がん登録における体制の整備

全国がん登録を円滑に実施し、得られたデータを都道府県独自の施策に活用できるよう、全国がん登録システムの更なる改善を図るとともに、全国がん登録をより強化拡充するため、TNM分類等の収集項目の追加を行うこと。

【提案理由等】

1 がん検診受診率の向上

事業主に対するがん検診の実施や受診促進について強い働きかけが行えるよう、職域におけるがん検診の実施を義務付ける必要がある。

また、最近では、血液や尿などから簡便にがんを検出できるものが開発されているが、今後より多くの方々が受診しやすいよう、このような新しい技術の研究、開発を一層進めていく必要がある。

さらに、市町村が実施するがん検診事業に対する国からの補助額が十分ではなく、市町村の負担が大きいことから、十分な財源措置を行う必要がある。

2 がんとの共生

(1) がん患者の治療と仕事の両立支援

就労可能年齢（20歳から64歳まで）でがんになり患っている者が増加する中、医療の進歩等により、がんの5年相対生存率も年々上昇していることから、がん患者が治療と仕事を両

立できる可能性が高まっている。しかし、企業における柔軟な休暇制度、勤務制度等両立を可能とする社内制度の整備は進んでいないため、今後、企業の積極的な取組を促すには、企業に対する表彰制度や助成金による支援制度等を充実・強化する必要がある。

(2) AYA世代（若年成人期）のがん対策の推進

AYA世代における妊孕性の温存治療には多額の費用がかかることから、支援が必要である。また、抗がん剤などの副作用のなかでも人目につきやすい脱毛は精神的ショックが大きく、AYA世代の患者にとって社会生活に苦痛を抱える一因となる。AYA世代の患者が、がんと共生しながら生活することができるよう、AYA世代のがん対策を国が主導して推進していく必要がある。

3 全国がん登録における体制整備

全国がん登録情報は、今後、都道府県の施策等に活用していく必要があるため、システムの操作性の向上など、全国がん登録システムのさらなる改善が必要である。

また、がん登録推進法が公布されて5年以上が経過し、全国がん登録による罹患数等の公表もされたことから、全国がん登録を用いた分析や研究を今後さらに拡大、加速化させるため、がんの進行度を表す「TNM分類」等を新たな収集項目として追加することを要望する。

V-5 受動喫煙防止対策の推進

提出先 厚生労働省

【提案項目】

健康増進法の改正により強化された受動喫煙防止対策について、国内外の利用者が、飲食店等の受動喫煙防止に関する対応状況を容易に判別し、自らの意思で受動喫煙を避けることができるよう、次の措置を講じること。

- 1 飲食店等における禁煙表示の義務化
飲食店等における「禁煙」標識の掲示について、法により義務化すること。
- 2 改正法に規定する標識の多言語化
改正法に基づく標識例の外国語表記について、多くの訪日外国人に対応するよう、更に充実すること。

【提案理由等】

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を控え、健康増進法が改正され、受動喫煙防止対策の取組が強化された。

改正法では、喫煙をすることができる場所が設置されている飲食店等には、喫煙可能であることを店頭に掲示する義務を課しているが、「禁煙」標識の掲示については規定されず、標識例が国から通知されているだけとなっている。このため「禁煙」の標識が掲示されない状況が想定され、利用者にとって分かりにくい状況となることが懸念される。

また、今後、多くの外国人旅行者の訪日が想定されるが、国から示された標識例は、日本語、英語、中国語、韓国語以外の言語が表示されておらず、多様な外国人への対応が不十分である。

飲食店等への掲示が義務化され、標識が全国的に共通化、多言語化されることにより、日本人のみならず、増加する訪日外国人の利便性が向上する。

このことにより、自らの意思で受動喫煙が避けることが出来る環境整備が促進され、受動喫煙による県民の健康への悪影響を未然に防止する効果が期待される。



神奈川県条例に規定する
「禁煙」マーク

【提案項目】

国の風しんに関する追加的対策については、対象者である働き盛りの世代の男性が抗体検査や予防接種を受けやすくするよう、しっかりと体制を整備するとともに、予防接種や抗体検査が滞りなく実施されるよう、風しん含有ワクチンや検査キットの生産及び流通に関し、在庫量の不足や偏りが生じないようにすること。

また、先天性風しん症候群の発生を防止するとともに、風しんの流行を繰り返さないためにも、この追加的対策の効果について、追加的対策の実施状況、患者の発生状況、抗体保有率等に基づきしっかりと検証を行い、必要に応じて追加的対策の対象者の範囲を拡大するなど、実効性のある風しん対策を講じること。

【提案理由等】

風しんは、昨年夏以降患者が急増し、未だに終息の兆しが見えない。

そこで、本県では、風しん対策について企業や団体等に積極的に周知するとともに、風しん患者の発生状況を踏まえ、県独自で30代と50代後半の男性を対象とした無料の風しん抗体検査を、今年度から新たに実施している。

国が今年度から実施する、風しんに関する追加的対策について、まずは、できる限り対象者の利便性の向上を図り、一人でも多くの方に受検していただくことが必要である。その際には、風しん含有ワクチンや検査キットの在庫量の不足や偏りが生じないようにすることが不可欠である。

今後、先天性風しん症候群を発生させない、風しんの流行を繰り返さないためには、追加的対策の対象者の範囲について、予防接種制度や全国一律の抗体保有率に着目するだけでなく、都道府県別に追加的対策の実施状況や患者の発生状況、抗体保有率等を調査分析するなど、効果検証をしっかりと行い、必要に応じて追加的対策の対象者の範囲を拡大するなど、実効性のある風しん対策を講じる必要がある。

V-7 原子力災害拠点病院に対する財源措置の充実

提出先 内閣府

【提案項目】

原子力災害医療体制の強化に向け、原子力災害拠点病院としての機能を維持するために必要な財源措置を行うこと。

【提案理由等】

原子力災害は、原子力施設の事故等に起因する放射性物質又は放射線の異常な放出により生じるものであり、特殊な災害である。そのため、原子力災害医療については、基本的な放射線医学に関する知識と技術が必要であり、そのための教育・研修・訓練等を実施することが求められる。

特に、原子力災害医療体制の中核を担う原子力災害拠点病院には、汚染の有無にかかわらず傷病者等を受け入れ、被ばくがある場合には適切な診療等を行う役割だけでなく、立地道府県内の原子力災害医療協力機関の職員等に対する基礎的な研修を定期的実施する、あるいは立地道府県等が実施する研修に協力する役割も求められている。

このように原子力災害拠点病院として果たすべき役割が多岐にわたるにもかかわらず、一部の施設整備等の助成を除き、こうした取組に対する国からの助成がないため、原子力災害拠点病院としての役割を維持していくのは、財源的に困難である。

原子力災害拠点病院の指定は、原子力災害医療体制の強化に当たり、不可欠なものであり、原子力災害拠点病院を早期に指定するためにも、財源措置が必要である。

V-8 漢方診療に係る診療報酬の充実

提出先 厚生労働省

【提案項目】

患者の症状に応じた治療の選択肢の多様化を図るため、漢方診療に係る診療報酬の充実を図ること。

【提案理由等】

本県においては、県立がんセンターに「漢方サポートセンター」を開設して、がん治療に伴う副作用の軽減や、療養生活の質の向上を図るための漢方診療を行い、患者一人ひとりの症状に応じた治療の選択肢の多様化に取り組んでいる。

しかしながら、200床以上の病院では、漢方診療の診療報酬が200床未満の病院のように、特定疾患療養管理料や外来管理加算が算定できないことから、医療機関の経済的負担が大きいため、漢方診療に係る診療報酬の充実が必要である。

V-9 県アレルギー疾患医療拠点病院に対する診療報酬評価の充実

提出先 厚生労働省

【提案項目】

アレルギー疾患医療の均てん化の促進等に向け、県アレルギー疾患医療拠点病院における診療について、診療報酬の加算措置などを行うこと。

【提案理由等】

近年、患者数が増加しているアレルギー疾患は、急激な症状の悪化を繰り返すものや、中には、重症化により死に至るケースもあるなど、日常生活のあらゆる場面で大きな影響を及ぼす疾患である。

国は、都道府県に対してアレルギー疾患医療提供体制の整備を通じ、アレルギー疾患医療全体の質の向上を図るため、アレルギー疾患患者が居住する地域に関わらず、等しくアレルギーの状態に応じた適切な医療を受けることができるよう、都道府県アレルギー疾患医療拠点病院の選定を求めている。

そこで、本県は、平成30年10月26日に2医療機関を神奈川県アレルギー疾患医療拠点病院として選定した。

県拠点病院では、アレルギー疾患に関係する複数の診療科が連携した治療や管理を行うほか、患者やその家族、地域住民に対する情報提供や啓発活動を行っている。

今後、県拠点病院は、医療従事者等に対する人材育成、県におけるアレルギー疾患の実情を把握するための調査・分析に加えて、学校や施設等が抱える問題に対する助言、支援等、国が定めた役割を担っていく。

しかしながら、こうした取組に対する国からの助成が限定的であることから、県アレルギー疾患医療拠点病院が既存の仕組みの中で役割を担っていくには人的、財源的にも限界がある。

県アレルギー疾患医療拠点病院が、地域におけるアレルギー疾患の診療ネットワークの中心的な役割を十分に果たしていくためにも、診療報酬の加算措置を設けるなどの対応が不可欠である。

【提案項目】

少子化の現状を踏まえ、不妊症や不育症の患者が安心して検査や治療が受けられるよう、次の措置を講じること。

1 特定不妊治療への保険適用拡大

不妊治療を必要とする患者が安心して治療が受けられるよう、現在、医療保険の適用となっていない特定不妊治療についても対象とすること。

2 不育症の研究及び人材育成の推進

不育症については、検査や治療が可能な医療機関が限られていることなどが課題となっているため、更に国において不育症の研究や人材育成について推進していくこと。

【提案理由等】

1 不妊治療については、少子化社会対策基本法において、「不妊治療を望む者に対して良質かつ適切な保健医療サービスが提供されるよう、必要な施策を講ずること」としており、少子化対策の重要な柱となっている。

また、不妊治療のうち、体外受精、顕微授精については、医療保険が適用されておらず、全額患者負担となっており、1回の平均的な治療費は、それぞれ30万円、40万円と高額であり、患者の経済的負担は大変大きい。

そこで、都道府県、政令指定都市、中核市では、特定不妊治療に係る経済的負担を軽減するため、厳しい財政状況の中、治療に要する費用の助成を行っているが、予算確保に苦慮しているところである。

一方、国においては、平成25年8月の「不妊に悩む方への特定治療支援事業等のあり方に関する検討会」の報告書を踏まえ、助成対象に年齢制限を設けるなどの見直しが行われたが、医療保険の適用については検討が行われなかった。

また、平成31年度には、男性不妊治療に対する助成額が拡大されるなど、助成制度の見直しが行われたが、医療保険の適用は、依然としてされていない。

国全体の少子化対策として、不妊治療に対する経済的支援を継続していくことは重要であることから、特定不妊治療を医療保険の適用対象とする必要がある。

2 不育症については、厚生労働省研究班の研究成果に基づき不育症管理に関する提言がなされ、平成24年度から、不育症に対する支援について国庫補助対象となるなど、充実が図られたところである。しかしながら、検査や治療が可能な医療機関が限られていることや専門医が少ないことから、国において更に、不育症の研究や人材育成に取り組んでいく必要がある。

【提案項目】

国民健康保険制度の安定化及び効率化を図るため、次の措置を講じること。

- 1 減免措置に対する特別調整交付金による財政支援の拡充
市町村が低所得者に対し行っている、一部負担金や保険料（税）の減免措置は「自治体の責めによらない要因」による財政負担であり、市町村の実情を踏まえ、特別調整交付金の交付基準を見直し、補助対象範囲の拡大を図ること。
- 2 市町村の保険者機能の強化にインセンティブを与える仕組みの構築
新たな国保制度において見直し拡充された公費の配分に当たっては、収納率向上や医療費適正化等といった市町村の保険者機能の強化にインセンティブを与え、制度の安定的な運営と住民の利便性に資する仕組みに見直すこと。
- 3 特定健康診査・特定保健指導の単価等の見直し
市町村が行う特定健康診査・特定保健指導において、制度の確実な実施を図るため、診療報酬単価を目安にした標準単価を設定するとともに、必要な財源措置を行うこと。
また、特定健康診査等の国民健康保険組合補助において、国として必要な予算を確保し、国民健康保険組合の事業実施を支援すること。

【提案理由等】

- 1 今回の国保制度改革における「財政上の構造的な問題」の解決策として実施される財政基盤強化策では、特別調整交付金財源が拡充され、「自治体の責めによらない要因」による財政負担への財政支援強化が行われることになった。低所得者への一部負担金や保険料の減免も「自治体の責めによらない要因」によるものであり、財源拡充にあわせ交付対象の拡大を図るべきである。
県内市町村の多くは、低所得者層に対し生活保護基準所得の115%を免除基準、130%を減額基準として一部負担金の減免を実施している。また、保険料（税）についても減免基準を設定し実施している。
しかし、現在の一部負担金減免に係る特別調整交付金の交付対象は、生活保護基準所得以下であり、保険料（税）減免については対象となっていない。国保の「財政上の構造的な問題」には低所得者層の存在があり、市町村の財政力に関係なく低所得者対策を推進し、減免措置の標準化と定着を図るためにも、特別調整交付金の交付対象の拡大を行うことが必要である。
- 2 財政基盤強化策として行われた、財政調整交付金の拡充と、保険者努力支援制度の実施に当たっては、増大を続ける医療費に対する医療費適正化や保険料収納率向上に向けた市町村の保険者機能を強化していくことが重要である。
現在の都道府県間の財政調整の仕組みは、医療費水準が低く、かつ所得の二極化により平均所得が比較的高い都道府県には交付額が少なく、医療費適正化と収納率向上に向けた市町村努力を妨げるものとなっている。

普通調整交付金における都道府県間の財政調整について、実績の医療費水準による影響を排除し、所得上位者の限度額を超える所得を適正に控除した所得水準による調整とすること。

さらに、保険者努力支援制度の市町村分評価について、大都市部では、被保険者の転出入が多いことや昼間不在者が多いことなどにより、保険者の努力が、特定健診受診率や保険料収納率に結び付きづらい実態があることを踏まえ、被保険者の移動率や就労年齢単身世帯割合を考慮した評価基準・評価方法とすること。

- 3 特定健康診査及び特定保健指導による医療費適正化の効果は、保険給付費に対する国庫負担の抑制に結びつくことを踏まえ、市町村が健診機関と締結する契約単価については、診療報酬単価を目安に標準単価を設定するなど、国として実施関係団体等との間で調整を行うことが必要である。さらに、国庫負担の割合（3分の1）を保険給付費に対する国庫負担割合の水準（41%）まで引き上げ、市町村財政の安定化を図ることが必要である。

また、国として特定健康診査等の実施率向上を図る一方で、平成26年度から平成30年度において、国民健康保険組合に対する国庫補助を最大約30%減額していることや、医療機関が保持する検査データに係る情報提供の費用について、国庫負担の対象外となっていることは、財政面で特定健康診査等の実施率向上の妨げとなっている。特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施のために、実施率向上に結びつく補助となるよう予算の確保が必要である。

【提案項目】

いわゆる医療的ケア児が増加するなか、そうした子どもを在宅等で支える医療人材をはじめとする医療資源は依然として不足しており、家庭での生活、通学及び学校での活動等における医療的ケアが、保護者の大きな負担となっている。国においては、医療的ケア児等コーディネーター養成制度の創設など支援策を推進しているところであるが、保護者の負担軽減等に向け、一層の取組みを進めること。

1 「医療的ケア児」の定義及び役割分担の明確化

「医療的ケア児」は、法令上の要件が未だ曖昧で、状態像も広範にわたり、地域での体系的な支援に支障をきたす一因となっていることから、国は法令上に医療的ケア児の明確な定義を示すとともに、地方自治体に連携を求めるだけでなく国・都道府県・市町村及び各分野の役割分担並びに責任の所在についても明確化し、必要なサービスの創設を含めた具体的な支援策を講じること

2 医療的ケア児の実態把握に向けた仕組みの創設

医療的ケア児は、明確な定義がなく、障がい者手帳のような登録制度が存在しないため、各自治体において対象児の実態を継続的に把握する仕組みがない。

一部地域では、独自の方法で実態調査等を実施しているが、全国統一的な仕組みで、医療的ケア児を継続的に把握できるようにすること。

3 訪問看護師の活動場所等の拡大

健康保険法等により、訪問看護の訪問先が、居宅に限られていることから、訪問看護師による通学支援や、学校での付き添いについても診療報酬の対象とし、加えて、レスパイトを必要とする家庭への長時間の訪問看護を可能とするなど、訪問看護師が医療的ケア児に対し、より柔軟に対応できるよう制度を改めること。

また、訪問看護ステーションが、医療的ケア児のための人員を配置した場合には診療報酬の加算措置を行うなど、訪問看護ステーションが医療的ケア児に対応できるよう取組みを進めること。

4 医療的ケア実施者の拡大

医療的ケア児やその保護者を一層支援できるよう、実子の医療的ケアを行ってきた元保護者が、その経験を活かし、他のお子さんの医療的ケアができるための制度を構築すること。

【提案理由等】

本県では、庁内の保健、医療、福祉、教育各関係所属が参加する連携会議を立ち上げたが、検討の前提条件である、医療的ケア児の定義や支援にかかる責任の所在が不明瞭なため、調整が難航しがちであることから、医療的ケア児の定義や国、都道府県、市町村、及び各分野の役割分担を明確に示す必要がある。

また、平成28年6月3日に公布・施行された改正児童福祉法第56条の6第2項により、医療的ケア児がその心身の状況に応じて適切な保健、医療、障害福祉、保育、教育などの関連分野の各支援を受けられるよう、関係機関との連絡調整を行うための体制整備を図ることが地方公共団体の責務とされているが、対象児の実態把握が不十分なために市町村による支援・取組が消極的にならないよう、全国統一の継続的な仕組みが必要である。

また、医療的ケア児が学校へ通学する際、学校での看護師の配置状況等により、保護者の送迎や付き添いが必須となり、送ってから帰宅まで子どものケアに費やす時間が長時間に及び、生活のために必要であっても働くことができない状況となっている。

このようなことから、保護者の負担軽減のため、兄弟児の病気や授業参観、保護者自身の体調不良などの際、医療的ケア児を訪問看護師が在宅で長時間ケアできるよう制度を改めるとともに、自らの子どもへのケアにより豊かな経験をもつ保護者が他のお子さんへの医療的ケアを行える制度をつくることなどにより、医療的ケア児やその家族が、より安定した生活を送れるよう支援体制を構築することが必要である。

【提案項目】

I o T、A I、ロボット等、最先端のテクノロジーを医療サービスに活用することは、効率的・効果的で質の高い医療の提供に加え、医療人材の勤務環境の改善にもつながることが期待されるため、次の措置を講じること。

1 医療人材をサポートする最新テクノロジーの利活用の促進

医療サービスにおける、医療人材をサポートする最先端のテクノロジーの活用促進に向け、財源措置を講ずるとともに、医療機器における規制緩和や診療報酬での制度的対応も含め取組を進めること。

2 医師・歯科医師・薬剤師調査のインターネットによる実施

医師、歯科医師及び薬剤師から保健所経由で厚生労働大臣へ提出していた届出票をインターネットにより提出できるシステムを構築すること。

【提案理由等】

- 1 テクノロジーの進展は「第四次産業革命」ともいわれるように、特にI o T、A I等において目覚ましいものがあり、ロボット技術についても、手術支援ロボットや介護ロボット等は普及が始まっている。

このような新たなテクノロジーを積極的に医療の分野に取り込むことで、医療人材の持つ専門性・生産性が最大限に発揮できるようになることが期待できるため、活用促進に向けた実証事業等への財政支援、規制緩和や、診療報酬制度での対応が図られる必要がある。

- 2 医師・歯科医師・薬剤師調査をインターネット経由で実施することにより、医師、歯科医師、薬剤師の負担軽減が図られるとともに、届出票の取りまとめを行う保健所の事務作業の軽減化が図られる。

提出先 厚生労働省

【提案項目】

都道府県単位で電話相談体制が求められている小児救急電話相談事業（#8000）と救急安心センター事業（#7119）について、効率的な事業運営及び県民への更なるサービス向上を図る観点から、両サービスの統合を含めた今後の在り方について検討すること。

【提案理由等】

小児急病時の電話相談に対応する#8000と全年齢対応型の#7119は機能が重複しており、現状の事業運営は人材確保や費用面等において効率的な運営とはなっていない。

また、複数の電話相談窓口があることから、県民にとって利便性の高いサービスとなっていない。#7119は小児急病時の救急電話相談についても対応していることから、両サービスを統合するなど今後の在り方について検討する必要がある。

【提案項目】

救急医療体制の整備と充実・強化を図るため、次の措置を講じること。

1 救急医療体制の充実

周産期救急・小児救急・ドクターヘリなどの救急医療体制について、支援策の充実や、救命救急センター、周産期・小児医療施設等の整備への支援に対する財源措置を行うこと。

2 アレルギー疾患対策におけるプレホスピタルケア（病院前救護）の充実

食物アレルギーによるアナフィラキシーショック発症時において、本人に「自己注射が可能なエピネフリン製剤（以下、エピペンという。）」が処方されていない場合でも、救急救命士によるエピペンの使用やエピペンの救急車への搭載を可能とするなど、プレホスピタルケアの充実を図ること。

【提案理由等】

- 1 周産期及び小児救急医療は、次世代育成推進の観点からも極めて重要な課題であり、その更なる充実・強化を図るためには、地域の状況に柔軟に対応した支援策の充実が不可欠である。また、ドクターヘリについては、救命率が向上している状況や、県境を越えて実施している実態を踏まえ、安定的な運用のためには、財政的基盤の確保が必要である。

さらに、高度・専門的・特殊な医療を担う救命救急センター及び周産期・小児医療施設等の整備は、地域医療を確保する観点から積極的に進める必要があり、医療機関の施設整備を促進することは、良質かつ適切な医療を提供する点から重要である。

しかし、これらを補助する医療提供体制推進事業費補助金（統合補助金）については、毎年過大な調整率により減額され、十分な財源措置がなされていないため、その拡充を要望する。

- 2 平成24年12月に学校施設内で食物アレルギーによる児童の死亡事故が発生し、アナフィラキシーショック発症時におけるプレホスピタルケアの充実が課題となっているが、現在、国の通知（平成21年3月2日付け厚生労働省医政局指導課長通知）により、救急救命士によるエピペンの使用について、あらかじめ本人に処方されている場合に限り使用することができることとなっている。

アナフィラキシーショックを発症し生命が危険な状態にある場合、適切なタイミングで迅速にエピペンを使用することが救命率の向上につながっている。

さらに、エピペンは体重に合わせ2種類の規格があるのみで、生命にかかわる副作用もないと考えられることから、医師の指示の下、救急救命士によるエピペン使用範囲の拡大等を図ることが非常に重要である。

【提案項目】

移植医療等の充実を図るため、次の措置を講じること。

1 臓器移植医療のための体制整備

- (1) 臓器移植医療の一層の充実を図るため、臓器移植コーディネーターの設置を含めた臓器のあっせんについて、国の責任において体制整備を図ること。
- (2) 民間ヘリコプターによる搬送体制を構築し、国の責任において臓器搬送に係る体制整備を図ること。また代替の搬送手段を確保するため、ドクターヘリでの搬送を可能とすること。

2 骨髄移植対策

- (1) 白血病等の患者が骨髄移植を受ける機会を十分に確保できるよう、地方自治体等が行う骨髄ドナー登録事業の推進に必要な財源措置を行うこと。
- (2) 骨髄ドナー休暇制度の導入を企業や団体等に直接働きかけるとともに、企業等が制度を導入するに当たり、経営環境の整備に向けた税制上の優遇措置や休業補償などのインセンティブが働く支援を行うこと。また、非正規雇用者や自営業者に対しても同様に支援を行うこと。

【提案理由等】

1 臓器移植医療のための体制整備

- (1) 都道府県臓器移植連絡調整者（都道府県臓器移植コーディネーター）設置事業については、平成15年3月20日付け厚生労働省健康局長通知等により、都道府県が主体的に事業を実施している。そこで、都道府県臓器移植コーディネーターが行う臓器あっせん業務の一層の強化を図るため、更なる財源措置の充実を図ること。また、公益社団法人日本臓器移植ネットワークの臓器移植コーディネーターの増員や臓器提供施設への診療報酬の充実等、国の責任において、臓器提供が増える仕組み作りを進めていく必要がある。
- (2) 臓器移植において、阻血時間が短い臓器は、摘出後、ヘリコプター等による早急な搬送が必要とされている。本来は、あっせん事業者である公益社団法人日本臓器移植ネットワークがその搬送体制を構築する必要があるが、未だ民間ヘリコプターによる搬送が実現できていないなど、体制が極めて脆弱な状況にある。そこで、臓器のあっせん許可は、厚生労働大臣が行っていることから、国の責任において、臓器搬送体制を整備する必要がある。また、代替の搬送手段を確保するため、ドクターヘリでの臓器搬送が必要である。

2 骨髄移植対策

- (1) 骨髄バンクのドナー登録者数は、年齢超過による抹消が増加する一方で、ドナー登録の推進に当たっては、ボランティアの力に頼らざるを得ない現状がある。また、平成26年1月1日に施行された「造血幹細胞移植推進法」において、地方自治体には国との適切な役割分担を踏まえた施策の策定・実施の責務が規定されている。このような状況から、今後の骨髄ドナー登録事業推進のため、地方自治体が安定的に普及啓発等の施策を実施できるよう、国による十分な財源措置が必要である。

(2) 骨髄の提供に当たっては、事前の検査や入院に概ね7日間程度要することから、ドナーに提供意思があっても仕事を休めず、骨髄の提供に結びつかないことがある。そのため、企業等に骨髄ドナー休暇制度の導入を働きかけると同時に、制度導入に当たりインセンティブが働くような実効性のある支援を行うことが有効である。また、休業により直接的に収入に影響が生じる非正規雇用者や自営業者に対しても実効性のある支援を行うことが望まれる。本県では、平成30年度から骨髄提供を行ったドナーや事業所に対し支援を行う助成制度の導入を行うこととしたが、骨髄移植は全国的な制度であり、国として助成制度を導入することが必要である。

【提案項目】

難病対策等のより一層の充実を図るため、次の措置を講じること。

- 1 難病制度における患者の利便性の向上及び地方自治体の負担軽減
平成 28 年 12 月 27 日付けで「平成 27 年の地方からの提案等に関する対応方針」に基づく対応が示されているが、患者の利便性の向上及び地方自治体の事務負担の軽減の観点から実状を踏まえた必要な措置を講じること。
- 2 地方自治体の財政的負担の解消
難病法に基づく特定医療費の支給認定に係る都道府県の費用負担を軽減するとともに、特定疾患治療研究事業に係る医療費について、都道府県の超過負担を解消すること。

【提案理由等】

難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく新たな難病制度の運営状況を踏まえ、患者の立場に立ったよりよい環境整備や支援策を講じるため、次のとおり提案する。

- 1 新たな難病医療費助成制度では、特定医療費の支給認定に係る申請時の患者負担や地方自治体の事務負担が課題となっている。
「平成27年の地方からの提案等に関する対応方針」については、平成28年12月27日付けで最終方針が示されたところであるが、特に医療保険の所得区分等の記載については、繰り返し課題等を示し、廃止を求めてきた。医療保険の所得区分を記載することは、事務を担う地方自治体のみならず、患者や保険者にも負担が大きく、関係機関への協力依頼や周知によって解消されるものではないため、国においてもこの点を認識した上で、他の類似制度との均衡を含め、更なる検討が必要である。
また、上記の検討事項のほか、認定申請の際に必要な、指定医の診断書に要する費用等についても患者の大きな負担となっていることから、医療機関が定める費用に対する国の基準（上限）の提示など、患者の負担軽減に向けた措置を講じる必要がある。
- 2 難病法の施行に伴い、指定難病に係る特定医療費については、国が2分の1を負担することになっているが、特定医療費支給の前提となる支給認定の事務に関する経費については、都道府県が負担することとなっている。また、特定疾患治療研究事業に係る医療費については、難病法の施行に伴う対象疾患の減少により大幅に減少したものの、全都道府県において超過負担が解消されているものではない。
本来、難病患者の経済的負担の軽減は国の責任において実施されるべきものであることから、都道府県の財政的負担の解消を行うべきである。

【提案項目】

ウイルス性肝炎による肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度については、全額国負担にするなど、国の責任において確実な財政措置を講じること。

【提案理由等】

我が国のB型・C型肝炎ウイルスの患者・感染者数は300万人を超えていると推定され、ウイルス性肝炎は国内最大の感染症とも言われている。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成として、平成30年12月より重篤化した場合の肝硬変・肝がんの入院費等について新たに助成対象となったが、十分な事前の協議もなく一方的に都道府県へ2分の1の負担を強いる状況となっている。

肝炎対策基本法の前文において、B型肝炎及びC型肝炎に係るウイルスへの感染について国の責任を明記した上で、肝炎対策を総合的に策定し、実施することを定めていることから、本事業の実施に当たっては、全額国負担とするなど国の責任において確実な財源措置を講じる必要がある。

V-19 脳脊髄液減少症対策の推進

提出先 厚生労働省

【提案項目】

脳脊髄液減少症患者に対する診療体制を整備すること。

【提案理由等】

脳脊髄液減少症の治療として、平成 28 年 4 月からブラッドパッチ療法が保険適用されたものの、患者やその家族、医療関係者の脳脊髄液減少症に対する認知度が低く、専門医も少ないため、早期発見・早期治療が難しい状況にある。

そのため、専門医の育成や医療者への研修、相談窓口の設置など、全国的な診療体制の整備が必要である。

V-20 WHO推奨ワクチンの定期接種化

提出先 厚生労働省

【提案項目】

予防接種は健康における安全保障であるため、WHOが推奨するワクチンのうち、未だ定期接種化されていないムンプス及びロタについて、専門部会における接種の安全性に係る検討を進め、早急に定期接種化を図ること。

【提案理由等】

平成26年10月から、水痘、成人用肺炎球菌の2ワクチンが、平成28年10月からは、B型肝炎ワクチンが定期接種化されることになった。WHOが推奨するワクチンのうち、ムンプス及びロタについては、現在、専門部会において副反応等に係る検討が行われているが、VPD（ワクチンで防げる病気）の予防を更に促進するためには、早急に定期接種化する必要がある。

[WHO推奨予防接種における日本の定期接種実施状況]

WHO推奨予防接種	日本における定期接種実施状況
BCG（結核）	○
ポリオ	○
DTP（D：ジフテリア、T：破傷風、P：百日せき）	○
麻しん	○
風しん	○
ムンプス（おたふくかぜ）	×
B型肝炎	○
HI b（インフルエンザ菌b型）	○
肺炎球菌（小児）	○
HPV（子宮頸がん予防）	○
ロタ	×

【提案項目】

福祉サービスの利用制度の下で、一人ひとりが尊重され、自立した生活を送るために、利用者自らが自分に合った質の高いサービスを選択・利用できるよう、また、制度間での整合を図るよう、次の措置を講じること。

1 成年後見制度の利用負担に係る財源措置

成年後見制度の利用促進に当たり、後見人報酬などの負担が経済的に困難な人に対して支援する必要があることから、利用負担に係る財源措置の充実を図ること。

2 日常生活自立支援事業に係る財源措置

認知症高齢者など判断能力が不十分な人が、日常生活自立支援事業による支援を受けられない事態が生じないよう、財源措置の充実を図ること。

3 福祉サービス第三者評価における支援

福祉サービス第三者評価の普及・定着を図るため、広域的な啓発を行うとともに、事業者に対する効果的な受審誘導策を新たに導入し、事業者が利用しやすい制度とすること。

4 級地区分の見直し

生活保護法関係における級地区分については、地域の実情に即したものとなるよう必要な見直しを行うこと。

5 生活保護受給者をはじめとする生活困窮者に対する自立支援

(1) 生活困窮者自立支援法の施行によって明らかになり始めてきた生活保護に至る前の生活困窮者の実態について、国において、より詳細に把握し、自立支援の観点から、医療、介護、年金等の各社会保障制度を検証すること。

(2) 生活保護受給者に対する自立支援について、十分な財源措置を講じること。

(3) 生活困窮者に対する自立支援について、十分な財源措置を講じること。とりわけ生活困窮世帯の子どもに対する学習支援は、貧困の連鎖を断ち切る取組として重要であることから、国庫補助の事業費の上限額の撤廃や国庫補助率の引上げを図ること。

(4) 認定就労訓練事業については、事業の実施拡大に向けた必要な措置を講じること。

6 生活困窮者自立支援制度の円滑な実施に向けた人材養成

生活困窮者自立支援法に基づく施策の円滑な実施に当たっては、各地方自治体の実施する事業に従事する人材の養成が急務となっていることから、令和2年度からの国の人材養成研修の都道府県への全面移行について、財源や都道府県の研修担当職員の研修の充実など、必要な措置を行うこと。

7 生活保護ケースワーカーの体制強化と業務の改善

- (1) 生活保護法改正により、福祉事務所の調査等業務や就労支援、不正受給対策、医療扶助の適正化対策などが、より強化されているため、その対応に必要なケースワーカーや経理事務担当者等の増員が図られる仕組みを構築すること。
- (2) ケースワーカーが受給者の自立に向けた適切な支援を行えるよう、国で一元的かつ効率的なシステムを開発するなど、業務改善に向けた具体的な検討を行うこと。

8 学校給食費の公会計化を踏まえた支給方法の明確化

学校給食費が公会計化された場合における教育扶助（学校給食費）の支給方法について、現物給付によって行うことが可能である旨を通知により明確化されたい。

9 生活保護決定等に関する審査請求に係る裁決権限の県から指定都市への移譲

生活保護決定等に関する審査請求については、被保護者の権利利益の迅速な救済等が必要なため、裁決権限を県から指定都市へ移譲できるよう法令改正を行うこと。

10 生活福祉資金貸付制度の安定した事業運営

生活福祉資金貸付制度について、今後も安定した事業運営が図られるよう、償還事務や相談員の配置に要する経費について、引き続き十分な財源措置を講じること。

11 要保護者世帯向け不動産担保型貸付制度の費用分担

要保護者世帯向け不動産担保型貸付制度は、被保護者が所有する不動産を担保として、生活保護費の支給に代えて貸付が行われる制度のため、貸付によって生じる事務費等については、国・都道府県・市を通じて生活保護制度と同様の費用分担とすること。

12 社会福祉施設職員等退職手当共済制度における大都市特例の設定

社会福祉施設職員等退職手当共済制度について、社会福祉施設設置認可等と同様に大都市特例を設け、政令指定都市等を補助主体とすること。

13 民生委員・児童委員の活動しやすい環境づくりの促進

民生委員・児童委員の活動量と負担感の増加に伴い、担い手不足が恒常化しているため、活動実態に見合った活動費の充実を図るとともに、活動しやすい環境づくりを進めること。

14 地域生活定着促進事業の円滑な実施

地域生活定着促進事業については、地域生活定着支援センターの設置経緯や趣旨、国と地方の役割分担を踏まえ、地方に負担を求めることなく事業の円滑な実施に支障をきたさない補助制度とすること。

【提案理由等】

- 1 介護保険法の地域支援事業（市町村任意事業）、障害者総合支援法の地域生活支援事業（市町村必須事業）として「成年後見制度利用支援事業」が位置付けられているが、生活保護等低所得者が成年後見制度を利用する場合、その申立て費用や後見人報酬が支障となって、申立てを行うことができないケースが認められる。また、平成29年3月に閣議決定された成年後見制度利用促進基本計画では、各市町村において市町村長申立て以外の案件や保佐・補助類型も助成対象とされるよう検討することが望ましいとされた。こうしたことから、成年後見制度の利用促進のためには、類型を問わず後見人報酬などの負担が経済的に困難な人を支援する必要があり、財源措置の更なる充実が必要である。
- 2 日常生活自立支援事業については、一人ひとりの利用者に応じたきめ細かな対応を図るため、全市町村の社会福祉協議会に専門員を配置しているが、平成27年度に補助基準額が改正され、さらに、平成29年度には激変緩和措置が廃止された。こうしたことにより、市町村社会福祉協議会においては、委託料を上回る負担を強いられ、その活動に支障が出ている。
認知症高齢者など判断能力が不十分な人が、本事業によるサービスを利用できない事態が生じないよう、国においては、財源措置の充実が必要である。
- 3 福祉サービス第三者評価については、都道府県で推進組織を設置し、普及に取り組んでいるが、本制度の一層の普及・定着には、利用者及び事業者における制度の理解と重要性の認識が不可欠である。国においても利用者に対しては、分かりやすい制度となるよう広域的な啓発を進めるとともに、事業者に対しては、メリットとなる効果的な受審誘導策を導入し、利用しやすい制度となるよう、制度設計を見直す必要がある。
- 4 生活保護制度等の地域区分及び級地区分について、指定が実態とかけ離れているところが見られるため、実態に見合うよう級地の引上げを図るなど、地域の実情を十分勘案した見直しが必要である。
- 5 (1) 国が取りまとめた生活困窮者自立支援の支援実績によると、相談者の年齢層や抱えている課題は幅広く、求職に向けた意向も様々である。
そこで、国は、生活困窮者の実態をより詳細に把握し、自立支援の観点から、医療、介護、年金等の各社会保障制度を検証する必要がある。
(2) 生活保護制度は、支援を必要とする人に確実に保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、自立支援については、各地方自治体においても、様々な事業に取り組んできたところであるが、財源確保は各地方自治体の重要な課題となっており、十分な財源措置を講じる必要がある。
(3) 生活困窮世帯の子どもたちに対する学習支援については、「貧困の連鎖」を断ち切る取組として重要であることから、地方自治体の人口規模等に応じた上限（基準額）を撤廃するとともに、補助率の引上げを検討する必要がある。
(4) 認定就労訓練事業については、認定取得を社会福祉法人や民間企業に働きかけているものの、事業所ごとの申請が煩雑であるなどの理由から取得が広がらない状況にあり、認定申請手続の更なる簡素化や一般市への認定権限の拡大、認定事業所へのメリット付与などの措置を講じる必要がある。
- 6 多様で複合的な課題を抱える生活困窮者に対して、包括的かつ継続的な支援を行うためには、相談支援等に関する十分な専門性を有する人材を養成することが重要である。本制度の円滑な実施に当たっては、早急に人材を養成することが重要であることに鑑み、国は必要な措置を講じる必要がある。
- 7 (1) 生活保護受給世帯数が依然高水準で推移している中で、福祉事務所に配属され生活保護の現場を担うケースワーカーの負担が増大している。各種調査等や決定事務などに追われ、

本来のケースワーク業務を行えず、また、査察指導員によるチェック機能も限界を超える状況になりつつある中、生活保護費の支給等事務の適正な実施が求められている。

さらに、生活保護法改正により、福祉事務所の調査等業務、就労支援や不正受給対策がより強化されていることを踏まえ、ケースワーカーや経理事務担当者等の増員について、国が財源措置を講じる必要があるほか、標準数の見直しなど、現実的な仕組みを構築する必要がある。

- (2) ケースワーク業務の大半を占めるに至っている各種調査や決定事務などについては、これまで、各地方自治体において個別にシステム開発等が重ねられてきているが、システム改修に係る時間や労力といった負担が過大となっているため、国は業務改善に向けた具体的な検討を行う必要がある。

- 8 現在、学校給食費の未納や、その徴収に係る学校の負担及び金銭管理等の課題を解決するため、学校給食費の公会計化を実施、又は実施の検討をしている地方自治体が増えている。

教育扶助については、私会計であれば生活保護法第32条第2項の規定に基づき学校長に対して交付可能であるが、学校給食費が公会計化された場合、自治体の長やその長から委任された教育委員会（以下、「自治体の長等」という。）が徴収権者となるため、当然学校給食費は自治体の長等あてに納付することになる。この場合、生活保護法第32条第2項には自治体の長に交付できるとの規定がなく、また、生活保護法第37条の2に示される保護の方法の特例にも規定がないため、教育扶助（学校給食費）を自治体の長等に代理納付することができないといった事態が生じている。自治体の長等が教育扶助（学校給食費）の納付を受けるため、学校長から委任状をもらっている事例もあり、学校等の事務負担が生じていることから、当該支給方法について、現物支給によって行うことが可能である旨を通知により明確する必要がある。

- 9 生活保護決定等に関する審査請求は、簡便かつ迅速な被保護者の権利利益の救済を図ると共に、審査の客観性及び公正性を担保することが必要である。

審査対象となる決定処分は、最低限度の生活保障に関する決定であり、より迅速性を求められるところであるが、近年の基準改定に伴う審査請求件数の急増から、域内の審査庁が1か所（知事）では、生活保護法第65条に定める裁決すべき期間内での処理が困難な状況にある。審査請求の半数以上が指定都市に係るものであることから、裁決権限を移譲し、分散することにより、事案処理の加速化を図ることが効果的である。

また、指定都市に裁決権限を移譲することで、処分庁と審査庁が同一自治体となる問題については、平成28年度の行政不服審査法の改正により、指定都市にも第三者機関である行政不服審査会が設置され、裁決内容に第三者意見が反映されるしくみになったことで、客観性及び公平性が担保されるものと考えられる。

- 10 生活福祉資金は、低所得者や高齢者、障害者世帯の経済的自立と生活意欲の助長促進のために重要な役割を果たしている制度であり、平成21年10月には、厳しい雇用経済情勢の下、急増する失業者、低所得者等に対するセーフティネット施策の一つとして、貸付制度の抜本的見直しが図られ、貸付条件の緩和等が行われたところである。

今後も当該事業による失業者や低所得者層に対する自立支援は重要な取組であり、貸付終了後の自立支援も含めた相談支援体制の充実や償還対策の強化は、安定した事業実施に不可欠であることから、平成31年度以降も国が責任を持って十分な財源措置を講じる必要がある。

- 11 要保護者世帯向け不動産担保型貸付制度においては、再評価時の不動産評価、担保物権の変更登記、不動産の処分、その他契約費用等は、都道府県社協が負担（事務費として、国が2

分の1、都道府県が2分の1を負担) するものとされている。

また、その償還については、多くの場合、不動産に設定した抵当権を実行することとなるが、競売による債権回収等において、費用が高額になる場合がある。

本制度は、要保護者世帯を対象としていることに鑑み、当制度の実施による効果に応じた費用負担とすることが適当であることから、貸付や償還等に要する事務経費についても、国・都道府県・市を通じて生活保護制度と同様の負担（国4分の3負担）とすべきである。

- 12 社会福祉施設の設置認可、検査等の権限については、以前から、政令指定都市及び中核市に移譲されているにもかかわらず、社会福祉施設職員等退職手当共済制度においては、未だに都道府県のみが補助主体とされており、権限と財源の不均衡が生じている。こうしたことは、負担の公平性の観点から妥当性に欠けているため、同制度について、政令指定都市及び中核市も補助主体とし、権限と財源の整合を図ることが必要である。
- 13 民生委員・児童委員の担い手不足が恒常化している一方で、高齢者や生活困窮者など対象者の増加に伴い活動量は増えており、また対応すべき課題も複雑化しているため委員個人の負担感も増している。民生委員・児童委員の活動環境の整備を促進するためには、活動費の算定根拠となっている地方交付税算定基礎額の充実などが必要である。
- 14 地域生活定着促進事業については、平成21年度の事業創設当初から、全額国庫補助の事業として、国が全国一律に実施を進めた経緯があるが、平成27年度から、地方における財政負担の考え方が示された。その中では、地方の財政負担は必須とならなかったものの、補助基準額の4分の3相当を基本とした定額補助となったことから事業規模を縮小せざるを得ず、事業の円滑な実施に支障をきたす状況となっている。本事業は、都道府県が行うべき法定事業ではなく、その内容から国が行うべき事業であることから、国において必要な財源を全額措置する必要がある。

V-22 高齢者保健福祉サービス等の充実

提出先 厚生労働省、国土交通省

【提案項目】

高齢者保健福祉サービス等の充実を期するため、早期に次の措置を講じること。

- 1 サービス付き高齢者向け住宅及び併設する通所介護等について
サービス付き高齢者向け住宅の建設及び登録にあたっては、市町村が事前に把握する仕組みや、併設する通所介護等に県や市町村が一定の制限を講じられる仕組みを法的に確立すること。
- 2 介護職員処遇改善加算の制度整備
介護職員処遇改善加算について、複数の指定権者にまたがって介護職員処遇改善計画が作成されている場合であっても、必要な事業者指導ができるよう、制度の整備を行うこと。
- 3 社会福祉法人による利用者負担軽減制度の見直し
社会福祉法人による利用者負担軽減制度について、軽減対象者に一律に適用されるようにするなど、必要な見直しを行うこと。
- 4 特別養護老人ホームへの入所に係る低所得者対策の強化
低所得者であってもユニットケア個室に入居できるよう必要な対策を講じること。
- 5 喀痰吸引等研修制度の円滑な実施
介護職員等が喀痰吸引等に係る研修を受講する際の費用について十分な支援を行うこと。
- 6 地方自治体職員を対象とした地域包括ケアシステムの研修実施
国立保健医療科学院において、地方自治体職員を対象とした地域包括ケアシステムの全体マネジメント等、中核となる職員の養成に必要な、体系的な短期研修を実施すること。
- 7 「お泊まりデイサービス」の法整備
「お泊まりデイサービス」については、利用者の安全が確保できるよう、国において十分な法整備を行うこと。

【提案理由等】

- 1 サービス付き高齢者向け住宅は、あくまでも「住まい」であり、自由参入の分野であることから様々な住まいの形態があつてよいと考える。また、高齢者の増加が見込まれる中で今後も重要な住宅として期待できる。

しかしながら、サービス付き高齢者向け住宅は、通所介護等を併設する事業者が多く、要介護度の高い高齢者を受け入れ住宅内で生活が完結する実態があるが、介護保険施設とは異なり、十分な人員が配置されていない。そのため、虐待等の不適切なケアが行われている住宅もあり、虐待のリスクが高まっている。

さらには、地元の市町村や関係団体との事前調整が不十分なまま設置が進められることによって、地域の救急医療体制に支障が生じる事例もあり、行政の関与を求める声が高まっている。

- 2 介護職員処遇改善加算については、複数の介護サービス事業所の介護職員処遇改善計画を一括して作成した場合には、加算を受給した事業所と当該加算を原資として賃金改善を行う事業所が異なってもよいこととされている。しかしながら、それらの事業所が指定権者の所管区域を越えて所在する場合には、加算の算定要件である賃金改善の実施に関する確認や指導監督が極めて困難であるため、加算の算定要件等の見直しを行う必要がある。
- 3 介護保険制度は、急速な高齢化に伴い保険料等が増加傾向にあり、低所得者の負担が高まっていることから、所得状況にかかわらず介護保険制度を利用するためには、更なる低所得者対策が不可欠である。
- 4 国は、特別養護老人ホームの居室について、プライバシーが確保され、できる限り在宅に近い居住環境の下で生活することで、一人ひとりの個性や生活のリズムに合わせたケアを提供することができる個室ユニット化を推進している。また、本県においても、特別養護老人ホームの整備に当たっては、ユニット型個室を原則としているが、従来型の多床室と比べ利用者の費用負担が大きく、補足給付等の現在の制度では不十分であり、低所得者には利用しにくいことが大きな課題となっている。特別養護老人ホームの居室については、入所者の尊厳の観点からも個室ユニット化が望ましいことから、低所得者でもユニット型個室に入所できるよう補足給付等の対策を強化する必要がある。
- 5 介護職員等が喀痰吸引等を実施する際には、一定の研修を受講する必要があるが、在宅介護に携わる介護職員等については、指導看護料や医師指示料の負担から実地研修に係る指導看護師の確保や医師指示書の取り付けなどが困難となっている。そのため、介護職員等の受講が妨げられることのないよう、指導看護料の補填や研修時医師指示料について保険適用とするなど研修に係る費用について十分な支援を行うことが必要である。
- 6 地域包括ケアシステムの深化・推進に当たっては、システムの中の個々の取組をテーマとする研修は行われているものの、全体のマネジメントも含めた体系的な研修は実施されていない。

地域包括ケアシステムを担当する職員を養成するため、国立保健医療科学院において、地域包括ケアシステムについて体系化した研修を実施する必要がある。
- 7 通所介護に宿泊サービスを付けた、いわゆる「お泊まりデイサービス」については、通所介護として行われる部分は法令により保険給付の対象とされているが、宿泊サービスは

法令に基づかないサービスである。しかし、宿泊サービスについても高齢者へのサービスは適切に行われる必要がある。

国は、利用者保護の観点から、宿泊サービスについて届出制や事故報告の仕組みを構築することとし、省令基準の改正や人員・設備等の指針の策定を行ったが、法的な拘束力を伴うものではないため、仕組みとして十分とはいえない。そのため、利用者の安全性の確保に向けた指導・監督ができるよう法整備を行うことが必要である。

【提案項目】

介護保険制度の円滑な運営を図るため、次の措置を講じること。

- 1 介護給付費財政調整交付金等の財源措置の見直し
介護給付費財政調整交付金については、すべての市町村で5%を確実に措置すること。
また、保険者機能強化のための財政的インセンティブとして利用しないこと。
- 2 介護保険業務に係る事務負担等の軽減
高齢者の増加等により、保険料の賦課徴収、保険給付などの事務負担が増大している中、居宅介護支援事業所の指定権限の移譲や保険者機能強化に向けての取組が求められるなど、市町村の負担は過大になっていることから、事務の負担軽減や費用負担について必要な措置を講じること。
また、市町村が行う高齢者の自立支援と介護予防に向けた取組の評価については、都道府県及び市町村に過大な事務負担が生じないようにすること。
- 3 介護予防支援業務の報酬額の見直し
地域包括ケアシステムの深化・推進の実現に向けては、市町村が設置する地域包括支援センターがその中核的な役割を十分担うことができるよう、業務実態が反映された適切な報酬額とするなど見直しを行うこと。
- 4 介護保険施設における介護報酬等の見直し
特別養護老人ホーム等において、透析等医療的配慮が必要な者を受け入れた場合には介護報酬で評価すること。また、介護老人保健施設においては、医療保険で対応できる範囲を拡大すること。
- 5 介護ロボットの介護保険適用
介護サービスの質の向上や介護事業者の負担軽減を図るため、効果検証の結果を踏まえつつ、介護報酬での評価や人員配置基準の見直し等をさらに進めるとともに、福祉用具として介護給付の対象とすること。

【提案理由等】

- 1 財政調整交付金については、各市町村の介護保険財政の格差を是正するため、全国平均で5%相当となるよう配分されているが、5%を下回る市町村においては、その不足分を第1号被保険者の保険料に転嫁する仕組みとなっており、これを解消する必要がある。
また、平成30年度に保険者機能強化推進交付金が創設されたものの、財源として財政調整交付金を利用することについて引き続き議論されることとなっているが、各市町村における介護保険財政の格差是正を図るという目的に反するものであり、財源は別に確保する必要がある。

- 2 高齢者の増加等により、保険料の賦課徴収や保険給付など市町村の事務負担が増大している中、権限移譲による事務負担や保険者機能強化の取組も求められ、人員が限られる中で市町村の負担が過大になっていることから、事務の負担軽減や費用負担についての措置を講じる必要がある。
また、市町村が行う高齢者の自立支援と介護予防に向けた取組の評価については、評価項目数が多く、また評価基準が不明確であることから都道府県や市町村の事務負担が大きくなっているため、既存調査の活用や統合など、事務負担の軽減を図る必要がある。
- 3 地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムの深化・推進を図る上で、中核的な役割を果たすことが期待されているが、現状では、介護予防支援業務（ケアマネジメント）に係る報酬は、業務実態を十分反映していないことから、見直しが必要である。
- 4 透析患者などの慢性的な疾患により定期的に専門の医療機関へ通院する要介護者が介護保険施設に入所した場合、特別養護老人ホームにおける通院等の施設の負担が過剰になっていることや介護老人保健施設での介護保険優先による診療報酬の請求が制限されていることから、透析患者など継続的な医療の必要な要介護者が入所できるよう介護保険施設が受け入れた場合の介護報酬上の評価や医療保険適用範囲の拡大等、見直しが必要である。
- 5 介護ロボットについては、サービスの質の向上や従事者の負担軽減につながることを期待される。特別養護老人ホームにおいては、介護ロボットの一部の機器について人員基準を緩和することが認められたが、他の介護サービスも含めて、介護報酬での評価や人員基準の緩和をさらに進めるとともに、福祉用具として介護保険を適用することも進めていく必要がある。

V-24 軽度・中等度難聴児の学びの機会の確保

提出先 厚生労働省、文部科学省

【提案項目】

身体障害者手帳の対象とならない軽度・中等度難聴児の学びの機会等を確保するため、補聴器購入費助成制度を全国統一の制度として実施すること。

【提案理由等】

軽度・中等度難聴児の補聴器の装用は、発達の支援に有効とされているが、補聴器は高価なため、生活困窮世帯等では購入できないことがある。

本県では、軽度・中等度難聴児の言語の習得やコミュニケーション能力の向上を支援するため、平成29年度より県単独事業として助成制度を創設し、また、現在、全都道府県が同様の補助を自主財源で実施しているが、ハンディキャップのある子どもも平等に学びの機会が確保されるよう、国においても一定の財源措置がなされるべきである。

軽度・中等度難聴児への補聴器購入補助件数（平成30年度）

補助対象 人数	品 目					
	軽度・中等度難聴用		高度難聴用		修理	その他
	ポケット型	耳掛け型	ポケット型	耳掛け型		
88	0	128	0	4	28	0

<対象>

- 18歳未満
- 平均聴力レベルで両耳とも原則として30デシベル以上で、15条指定医が補聴器の購入が必要と認めた者
- 所得制限あり（補装具費支給制度と同様）

V-25 発達障がい児者への支援の充実

提出先 厚生労働省

【提案項目】

発達障がい児者への支援を充実させるため、児童期だけでなく成人期の発達障がいにも対応できる児童精神科医等の専門医の確保・養成を推進すること。

【提案理由等】

発達障がいに関する診断等のニーズは高いが、発達障がいを的確に診断できる専門医は不足している。これまで「かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業」や「発達障害専門医療機関ネットワーク構築事業」が実施され、また令和元年度からは「発達障害専門医療機関初診待機解消事業」が実施されたが、発達障がいの専門的な診断や服薬指導を行える児童精神科医等の不足を根本的に解消するには至らないため。

V-26 自立支援給付費の国庫負担金の見直し

提出先 厚生労働省

【提案項目】

居宅介護や重度訪問介護など訪問系サービスには国庫負担基準が設けられている。また、基準額を超過した市町村に対し補助を行う都道府県に対する補助制度を設けているが、都道府県や市町村に過大な負担が生じることのないよう、義務的経費としての国庫負担の在り方を見直すこと。

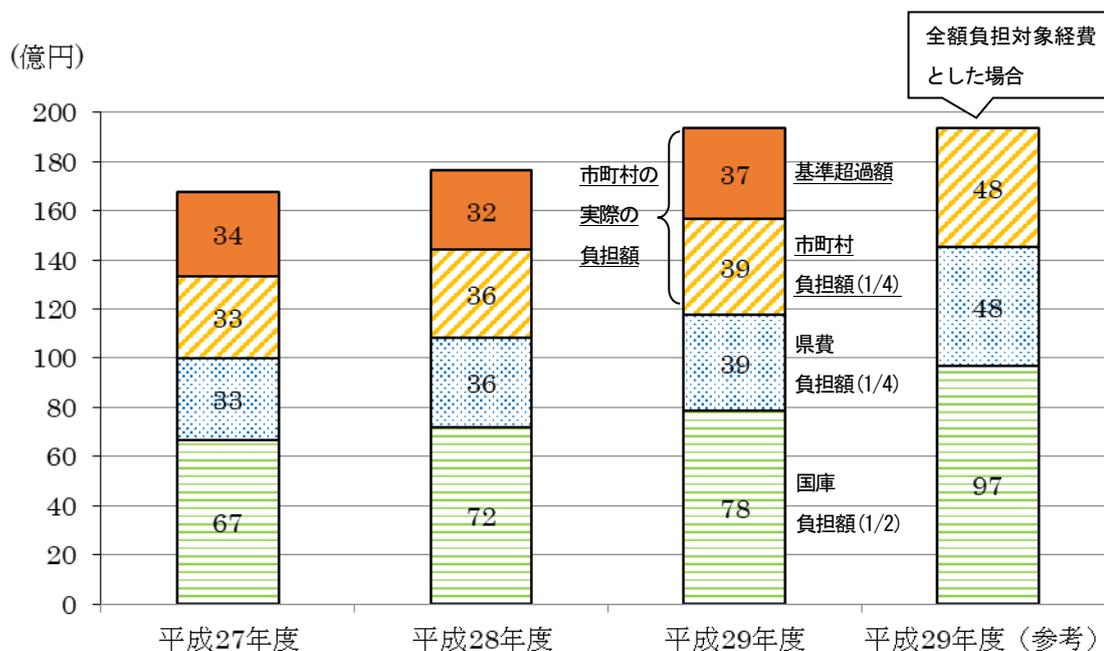
【提案理由等】

自立支援給付費負担金については、サービス量の増大と共に増加し続けているため、県及び市町村の財政を圧迫している。

特に訪問系サービスについて国庫補助基準が設けられており、超過分に関しては、別途補助を行う仕組みはあるものの、財政規模等に応じた支給要件があるため補助対象から除外される市町村もあり、結果として超過額を市町村が負担している。

共生社会の実現や地域生活移行の促進など、在宅系サービスの充実は今後も重要であることを踏まえると、法定負担率どおり市町村が支弁する費用の100分の50を国が全額負担するよう、義務的経費としての国庫負担の在り方について見直しを要望したい。

本県の訪問系サービスの実績額の推移



(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局障害福祉課)

V-27 原爆被爆者二世に対する支援

提出先 厚生労働省

【提案項目】

原爆被爆者二世に対して、医療費助成などの援護施策の充実を図ること。

【提案理由等】

現在、原爆被爆者二世の援護施策は、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」には規定されておらず、健康診断については国庫補助により全国的に実施されているものの、被爆者に対して行われているようながん検診費用や医療費の助成などは行われていない。

しかしながら、原爆被爆者二世は、被爆者と同様に、健康面で大きな不安を抱えながら生活しており、国による統一的な健康管理事業の実施や医療費の助成などの援護施策について、法律に規定し、がん検診費用や医療費の助成などについても国が財源措置を行い、原爆被爆者二世が安心して生活できるよう支援する必要がある。

【提案項目】

本県及び市町村におけるホームレスの自立支援等の施策を効果的に推進できるよう、次の措置を講じること。

未だ数多くのホームレスが存在しており、路上生活の長期化や再路上化、高齢化といった状況が見られることから、国において、雇用や住宅の確保、保健・医療・福祉の充実など自立に向けた総合的な支援施策を更に推進すること。また、ホームレスの自立支援等に係る施策については、引き続き、十分な財源措置を講じること。

【提案理由等】

居所のないホームレスの問題は、国の責任の下で解決すべき課題であり、地域における取組が後退することがないよう、国は、路上生活の長期化や高齢化が進むホームレスに対する総合的な支援施策を、より一層推進するとともに、引き続き、十分な財源措置を講じる必要がある。

VI-1 子ども・子育て支援新制度の円滑な実施

提出先 内閣府、文部科学省、厚生労働省

【提案項目】

子ども・子育て支援新制度では、私立幼稚園等の利用者に対する給付について当分の間、国が本来の負担を行わず、地方がその一部を負担する経過措置が設けられていることから、速やかにこの経過措置を廃止すること。

【提案理由等】

「子ども・子育て支援新制度」では、就学前児童の教育・保育を保障するため、公的給付を行うこととし、国がその2分の1を負担する原則となっている。しかし、私立幼稚園等の利用者に対する給付についてのみ、当分の間、国が本来の負担を行わず、地方がその一部を負担する経過措置が設けられているが、原則どおり、国が責任を持って財源負担するべきである。

VI-2 幼児教育・保育の無償化に係る財源負担

提出先 内閣府、文部科学省、厚生労働省

【提案項目】

幼児教育・保育の無償化の財源負担において、地方負担分が地方消費税増収分を超過した場合の地方交付税不交付団体への対応について、特例交付金の継続などの財源措置を検討すること。

【提案理由等】

幼児教育・保育の無償化に係る地方負担について、国は、地方消費税増収分を超える分は地方交付税で補填するとしているが、地方交付税不交付団体は補填を受けられない。このため、特に市町村が全額負担するとされた公立施設(保育所・幼稚園・認定こども園)を多く抱える不交付団体からは、市町村の財政を圧迫することを懸念する声が上がっており、特例交付金の継続などによる財源措置を検討する必要がある。

区分		負担割合		
		国	都道府県	市町村
〈新制度〉保育所・幼稚園等	私立	1/2	1/4	1/4
	公立	-	-	10/10
〈新制度未移行〉私立幼稚園				
認可外保育施設・一時預かり事業・ファミリーサポーターセンター・病児保育事業・幼稚園預かり保育		1/2	1/4	1/4

平成30年度地方交付税不交付団体

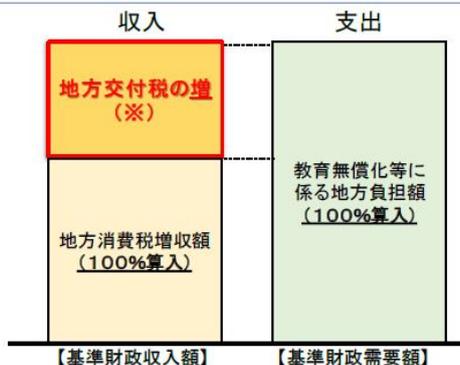
川崎市(39)、鎌倉市(5)、藤沢市(15)、厚木市(4)、海老名市(6)、寒川町(0)、中井町(1)、箱根町(4)、愛川町(11) ※ ()は公立保育所・幼稚園・認定こども園の数。下線は全てが公立の自治体

「教育の無償化に関する国と地方の協議」(平成30年12月3日)資料1(抄)

教育無償化に係る地方財政計画及び地方交付税の対応

- 教育無償化に係る地方負担については、地方財政計画の歳出に全額計上し、地方消費税、地方交付税などの一般財源総額を増額確保。
- その上で、地方交付税による財源調整(下図)を行い、個々の団体に必要な財源を確保。

「地方消費税増収額」 < 「教育無償化等に係る地方負担額」の場合



※地方消費税増収額が教育無償化等にかかる地方負担額を上回る場合は、地方交付税の減要因となる。
また、当該年度に交付される地方交付税の額は、教育無償化以外の事由によっても変動する。

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局次世代育成課)

VI-3 ひとり親世帯への支援の充実

提出先 総務省、財務省、厚生労働省

【提案項目】

未婚のひとり親を含む、ひとり親世帯に対する支援の充実を図るため、次の措置を講じること。

- 1 未婚のひとり親世帯に対する、結婚歴のあるひとり親と同等の経済的支援
未婚のひとり親世帯が、結婚歴のあるひとり親世帯と同等の税控除を受けられることができるよう、所得税法を見直し、未婚のひとり親世帯に対しても寡婦（夫）控除を適用すること。
- 2 ひとり親世帯に対する自立支援施策の充実
ひとり親世帯が、安定的で自立した生活が営めるよう、母子父子寡婦福祉資金貸付制度の見直しや給付型支援策の創設を行うこと。

【提案理由等】

「全国ひとり親世帯等調査」（厚生労働省平成28年度調査）によると、母子世帯数は123.2万世帯（前回23年度調査比：0.6万世帯減、0.5%減）、そのうち未婚の母子世帯は8.7%で、前回調査の7.8%を上回り、増加している。

また、「平成28年国民生活基礎調査」（厚生労働省調査）では、母子世帯の平均所得は270万円、全世帯の546万円、児童のいる世帯の708万円と比較して、非常に低い水準となっている。

このような状況において、平成30年度から保育所徴収金基準額など、所得を基に算定される25の利用者負担等について、寡婦（夫）控除のみなし適用が実施されている。

しかし、未婚のひとり親については、配偶者と死別または離別したひとり親に適用される税法上の寡婦（夫）控除の対象外とされていることから、結婚歴のあるひとり親世帯と比較して経済状態は非常に厳しい。

このように、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されず、健やかに育成される環境を整備することが重要であり、さらに、結婚歴の有無により経済的支援に差が発生することについて合理的な理由は存在しないと考えられることから、寡婦（夫）控除の対象を、未婚のひとり親へ拡充する必要がある。

また、ひとり親への支援として、母子父子寡婦福祉資金貸付制度があるが、ひとり親世帯の経済的負担を鑑み、償還に係る減免制度の導入など制度見直しや給付型支援策の創設のほか、就業支援施策の充実などにより、自立の促進を図る必要がある。

VI-4 児童虐待対策の拡充

提出先 厚生労働省

【提案項目】

急増・深刻化する児童虐待相談や困難事例に適切かつ迅速に対応するため、次の措置を講じること。

- 1 各自治体の児童虐待事案データの共有化
各自治体で管理している児童虐待データの共有化について、個人情報等の問題を含め、国において必要な措置を講じること。
- 2 所在不明児童の情報共有の仕組みづくり
自治体間での所在不明児童についての情報共有が可能となるよう、国が情報を一元化する仕組みを創設し、個人情報の提供を含む情報提供のルールを定めること。
- 3 市町村の要保護児童対策地域協議会等への支援
相談窓口の整備や要保護児童対策のためのネットワークの充実、人材養成・確保が図られるよう、適切な財源措置を行うこと。

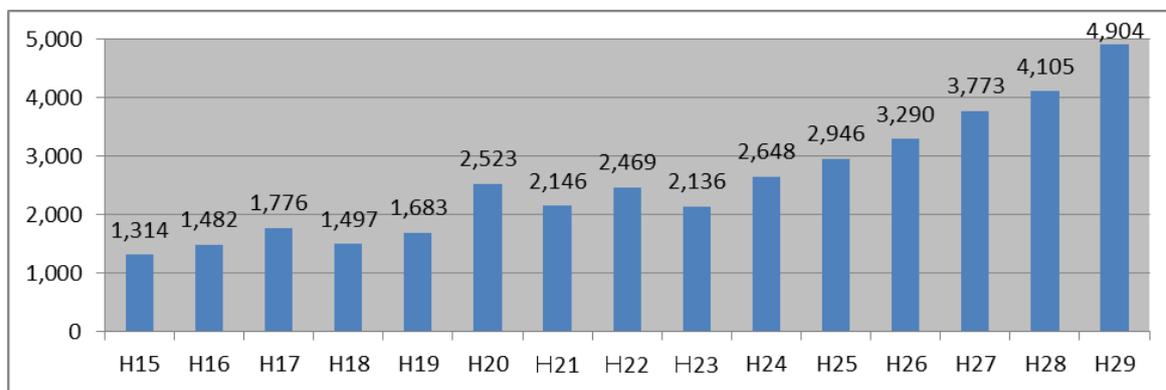
【提案理由等】

児童虐待事案の中でも、住民票を移動せずに転居を繰り返すケースなどは、転居先が把握できず、虐待情報が円滑に引き継がれないことから、対応が遅れ、痛ましい事件が発生する可能性がある。児童虐待事案に係るデータは児童相談所を設置する各自治体で管理されていることから、他の自治体ではデータを閲覧できない。児童虐待に迅速・的確に対応するため、全国の児童虐待事案をデータベース化し、各自治体が情報共有できる仕組みの構築が必要である。

また、居所不明児童に関しては、個人情報保護やDV被害者への配慮などから、地方自治体が収集できる情報は限られているため、全国統一の仕組みとルールが必要である。

さらに、児童相談所の体制強化だけでなく、児童虐待防止のための地域連携の仕組みである要保護児童対策地域連携協議会など市町村の役割の更なる充実も必要である。

本県所管における児童虐待相談対応件数の推移



※ 平成18年4月に横須賀市、平成22年4月に相模原市が県所管から除かれる。

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局子ども家庭課)

VI-5 教員への障がい者雇用促進に係る総合的な環境整備

提出先 文部科学省

【提案項目】

総合的な環境整備を通して、教員への障がい者雇用を促進するため、次の措置を講じること。

- 1 教員としての就労を志望する障がいのある学生を支援する仕組みづくり
 - (1) 障がい者が教員を目指す上での課題について実態把握を進めるとともに、教員養成課程を有する大学等に対して、障がい者を積極的に受け入れるよう働き掛けること。
 - (2) 障がいの特性に合わせた教材開発や教育実習プログラムの研究・開発、教育実習時の受入体制の整備等、必要な支援制度を創設すること。
- 2 児童・生徒が快適に学校生活を送るためにも、職員の障がいの有無にかかわらず、働きやすい環境を整備することへの支援
 - (1) 障がいのある教員の校務等を支援・補助するための人的措置を図ること。
 - (2) 学校施設等のバリアフリー化等の改善に向け、財政的な支援を行うこと。

【提案理由等】

国が発表した平成30年6月1日時点の全国の都道府県教育委員会における障がい者雇用率は、47機関中42機関が未達成であることから、教員への障がい者雇用の促進については、全国的な課題があると考えられる。このような教育現場の実情を踏まえて、教員を志望する障がい者が能力や適性を遺憾なく発揮できるよう、国の責務によって所要の措置を講じる必要がある。

- 1 教育委員会の職員は、免許資格職である教員が約9割を占めており、その採用の前提として教員免許の取得が必要であるが、大学等の教員養成機関での障がい者の割合は決して多くないといった構造的な課題がある。
- 2 教育現場における障がい者が働きやすい環境の整備は、いまだ十分とは言えず、校務等、授業を行う際の支援や災害時の児童生徒の安全確保等を担うための補助を担当する人的措置や、学校施設等のバリアフリー化等施設の早急な改善が必要とされるが、そのためには大きな財政的負担が見込まれる。

VI-6 SNS等を活用した相談事業の継続実施

提出先 文部科学省

【提案項目】

全国的に中高生の多くがSNSをコミュニケーション手段として活用している中、いじめをはじめとする様々な問題に一人で悩む子どもたちへの対応が課題となっている。こうしたことから、今後もSNS等を活用した相談事業が円滑に実施できるよう十分な財政措置を講じること。

【提案理由等】

全国的に、中高生の多くがSNSをコミュニケーション手段として活用している中、いじめをはじめとする様々な問題に一人で悩む子どもたちへの対応が課題となっている。こうしたことから、本県では、平成30年度、SNS等を活用した相談事業に係る補助金を活用し、試行的にSNS（コミュニケーションアプリ「LINE」）による相談窓口を開設し、相談事業を実施した。

相談後のアンケートでは、「相談は役に立った」「また相談したい」「電話に比べてLINEは相談しやすかった」とする意見がいずれも8割超に上り、肯定的な評価を得られた。

こうした、中高生のニーズに沿った方法で、より多くの子どもたちの相談に対応できるよう、国は各自治体が今後も円滑に事業を実施するための十分な財政措置を講じる必要がある。

【提案項目】

義務教育における就学援助制度の円滑な実施を図るため、次の措置を講じること。

- 1 要保護児童生徒の就学援助について、国は、引き続きその経費の2分の1を補助するとともに、就学援助の実態に応じた補助単価の引き上げ等の制度の充実を図ること。
- 2 準要保護児童生徒の就学援助について、すべての市町村で同等の支援が行えるよう、国として必要な財政措置を講じること。
- 3 要保護・準要保護児童生徒の就学援助について、生活保護基準の見直しによる影響を受けることがないよう、市町村への十分な財政措置を含めて必要な措置を講じること。

【提案理由等】

就学援助制度は、義務教育の実施において、経済的理由で就学困難な児童生徒の保護者に対して市町村が必要な援助を行い、要保護児童生徒については、国がその費用の2分の1を補助しているところであるが、より実効性を高めるためには、就学援助の実態に応じた援助費目の設定や補助単価の設定をはじめ、国による統一的な運用指針等を含めた制度の充実が求められる。

特に、準要保護児童生徒の就学援助については、平成17年度より国の補助が廃止され、地方財政措置される中で各市町村が単独で実施しているが、現状では市町村により援助費目や援助額が異なるなどの格差が生じているため、すべての市町村で同等の支援が行われるよう、国による十分な財政措置が必要である。

さらに、平成30年10月に生活保護基準の見直しが行われたが、就学援助にその影響が及ばないよう、特に、市町村が独自に実施している準要保護児童生徒の就学援助について、十分な財政措置等の対応が必要である。

【提案項目】

義務教育水準の維持向上のために必要な財源が確保されるよう、義務教育費国庫負担制度について、次の措置を講じること。

- 1 地方の実情を踏まえた対象範囲の拡大及び教員の給与実態を反映した制度改革
義務教育費国庫負担制度は、教育の機会均等とその水準の維持向上を図る義務教育制度の根幹をなす制度であり、地方の実情や教員の給与実態が反映されるよう、対象範囲を拡大するなど、早急に制度を改めること。
- 2 制度見直しの際に地方への負担転嫁とならない財源措置
今後、義務教育費国庫負担制度の見直しが行われる場合には、国から地方への単なる負担転嫁とならないような財源措置を講じること。

【提案理由等】

- 1 不登校などの教育課題に対応するため、本県が独自に配置している教育支援センター（適応指導教室）担当教員の人件費については、義務教育費国庫負担金の算定対象外とされ、その費用は本県の負担となっている。また、本県にとって大きな課題となっている児童・生徒支援分野（いじめ、暴力行為対策と不登校への対応）を専ら担当する充て指導主事については、国から配分される定数が充分でないため、一部を県単独で追加配置している。しかし、これらの教員等は、義務教育における喫緊の課題に対応するため必要不可欠であることから、義務教育費国庫負担金の対象とし、拡充を図る必要がある。

また、義務教育の教職員人件費については、義務教育費国庫負担金において国がその3分の1を負担することとなっているが、その算定上の国の給与単価は、公立学校職員の給与実態が反映されていないため、地方の実情が反映される算定方法に改め、国が十分に財源措置をする必要がある。

- 2 今後、国において義務教育費国庫負担制度の見直しが行われる場合には、国から地方への単なる負担転嫁とならないよう地方に財源措置を講じることが重要である。

VI-9 働き方改革の推進をはじめとした教職員定数の充実

提出先 文部科学省

【提案項目】

教職員定数の充実に向け、次の措置を講じること。

1 働き方改革の実現に向けた教職員定数の改善

学校における課題が複雑化・困難化する中、教職員の精神的・身体的負担も大きくなっており、本県における教員の長時間勤務の実態は極めて深刻なものとなっている。

本県では、教員の勤務実態を改善するため、様々な取組を進めているところであるが、自治体個々の取組の積み重ねだけでは長時間勤務の抜本的な解決は困難であることから、多忙化の解消と魅力的で持続可能な勤務環境を整えていくため、教職員定数の改善に関して次の措置を講ずること。

- (1) 学級数に応じた定数の見直し
- (2) 新たな教職員定数改善計画の策定
- (3) 教職員の負担軽減に資する加配定数の充実、拡大

2 教職員定数及び学級編制の弾力化

義務教育における様々な課題に対応し、個に応じた多様な教育を展開するために、地方が弾力的に教職員定数を決定できるようにするとともに、市町村が自主的、主体的に学級編制を行えるよう、標準法を改正すること。

高等学校についても、学校の状況や学科・課程に応じた学級編制が可能となるよう標準法を改正するとともに、特別支援学校においても、児童・生徒の障がいの種別や状況に応じた学級編制が可能となるよう、標準法を改正すること。

3 公立高等学校における技術職員等の定数措置

公立高等学校の水産に関する専門教育を主とする学科では、漁業実習のために実習船を保有しており、技術職員を雇用する必要がある。そこで、標準法において定数として算定されるようにするとともに、福祉科の実習授業を充実させるため、福祉に関する学科を置く全ての公立高等学校に実習助手を配置できるよう措置を講じること。

また、公立高等学校の養護教諭及び実習助手の定数についても、非常勤の講師の数に換算できるよう標準法を改正すること。

【提案理由等】

- 1 本県の教員の平均勤務時間は、全ての校種で1日当たり10時間を超える深刻な状況となっているが、長時間労働の改善のためには自治体による取組や学校現場における業務改善の努力だけでは限界があることから、教職員定数の改善が不可欠である。

小・中学校における教諭等の数は標準法において、学校規模ごとの学級総数に一定の数を乗じた数の合計と定められているが、規定の乗数では十分な教員数を配置することができず、

勤務時間内で業務を終えることは不可能であることから、基礎定数内での教員配置数を拡大し、常態化している長時間勤務を解消するため、標準法に規定する乗数の見直しが必要である。

また、組織として様々な課題に対応するためには、中長期的な基礎定数の見通しに裏付けられた計画的・安定的な教職員人事を実現するため、中長期的な定数改善計画の策定が必要である。

さらに、特別支援教育コーディネーターの加配や、主幹教諭マネジメント機能強化への加配など、教職員の負担軽減に資する加配定数の充実・拡大が必要である。

2 義務教育においては、深刻化するいじめや不登校などの様々な教育問題に対応し、個に応じた多様な教育を展開するため、地方が弾力的な定数配置を行えるよう、加配定数の基礎定数化をはじめとする改善を進め、全国一律の学級編制の標準についても、地域の実情に応じて柔軟な対応ができるよう、標準法を改正する必要がある。

さらに、高等学校の学級編制についても、全国一律に定めるのではなく、学校の状況や学科・課程に応じた学級編制が可能となるように標準法を改正するとともに、特別支援学校についても、在籍する児童・生徒の障がいの状況や障がい種別、地域の実情に応じた学級編制が可能となるよう、標準法を改正する必要がある。

3 本県では、大型実習船による長期航海を実施するなど、将来の水産業を担う中堅技術者の養成を行っている。さらに、実習船という性格上、任用する技術職員は技術面だけでなく、生徒指導の面でも卓越した資質を有することが望まれる。そのため、実践的技術や知識を持つ指導者として高い資質を備えた人材を確保するためにも、標準法で定数算定されることが必要である。

また、高等学校の学習指導要領において福祉科が設置されているが、実習助手の配置は実習指導を充実させるため必要なものであり、標準法で定数算定されるべきである。

さらに、現在の標準法では、教諭等の数についてのみ非常勤の講師への換算が可能となっているが、養護教諭及び実習助手についても換算を可能とし、複数配置等を推進できるよう標準法を改正する必要がある。

【提案項目】

地方の教育施策に柔軟に対応し、インクルーシブ教育を一層推進するため、次の措置を講じること。

- 1 就学先決定に係る就学手続きの変更
市町村教育委員会が個々の児童・生徒の就学先を検討する際に、都道府県教育委員会も会議等に参加し、就学先決定に対して関与できる制度を実現すること。
- 2 特別支援教室構想の早期実現
小・中学校等に在籍する支援が必要な児童・生徒が、原則通常の学級に在籍し、必要な時間にだけ、特別な指導を受けるようにする特別支援教室構想を早期に実現すること。
- 3 特別支援教育コーディネーターの定数改善
小・中学校等の通常の学級に在籍する発達障がいを含む、支援が必要な児童・生徒への教育を充実するため、特別支援教育コーディネーターについての教職員定数の改善を着実に実施すること。
- 4 就学奨励費の高等学校への支給対象拡大
後期中等教育段階におけるインクルーシブ教育を推進し、障がいのある生徒の高等学校進学を促進するため、高等学校も就学奨励費の支給対象とする措置を講じること。

【提案理由等】

- 1 すべての児童・生徒が可能な限り共に学ぶインクルーシブ教育を推進するため、就学先の決定に当たっては、保護者や専門家から意見を聴取し、総合的に判断することに加え、都道府県教育委員会からの意見を考慮し、市町村と連携するしくみを制度化する必要がある。
- 2 インクルーシブ教育を推進するためには、通常の学級において個々の児童・生徒の教育的ニーズを的確に把握し、適切な支援を進める必要がある。また、教育的ニーズのある児童・生徒に対しては、多様で柔軟な教育の場を提供することが重要である。モデル事業の結果等を踏まえながら早期に特別支援教室構想を実現し、必要な時間に、特別な指導を受けられる教育環境の整備が急務である。
- 3 特別支援教育コーディネーターについて、本県では、平成16年度から積極的な養成に努めてきた。その結果、小・中学校等においては、コーディネーターを中心に、校内支援体制の構築等の具体的な取組が進み、高い成果が現れているが、学級担任及び養護教諭としての業務に加えて、コーディネーターとしての役割を担う必要があり負担が大きい。インクルーシブ教育の推進に向け、多様な学びの場を整備することや、校内支援体制を充実させるため、教職員定数を改善し、人材を確保する必要がある。

- 4 後期中等教育段階におけるインクルーシブ教育を推進するためには、障がいのある生徒が中学校卒業後の進路選択をする場合に、特別支援学校だけではなく、高等学校も選択肢のひとつとしていく必要がある。現在の就学奨励費の制度では、高等学校は対象となっていないが、高等学校への進学を選択した場合でも、保護者の経済的負担を軽減するため、高等学校に在籍する障がいのある生徒を就学奨励費の対象とする必要がある。

【提案項目】

特別支援学校において、医療的ケアの充実や地域のセンター的機能の強化を図るため、次の措置を講じること。

- 1 看護師等の配置基準の新設
看護師、作業療法士、理学療法士等の専門職を定数措置できるよう、学校教育法等に位置付け、配置基準の制度を新設すること。
- 2 医療職等の配置
標準法において算定される教員定数を用いて、一定数の医療職や福祉職等、教員以外の職員を非常勤職員として配置できるようにすること。
- 3 高度な医療的ケアに関する指針の策定
人工呼吸器療法等の高度な医療的ケアに関する、都道府県の具体的なガイドラインの参考となる指針を策定すること。

【提案理由等】

特別支援学校においては、医療的ケアの対象者が増加するとともに、地域の小・中学校等への巡回相談等、地域のセンター的機能のニーズが極めて高くなっており、加えて就労支援の充実も求められている。

- 1 本県では、看護師、作業療法士、理学療法士、言語聴覚士、心理職に、特別免許状等を授与し、教員として任用している。今後は、インクルーシブ教育システム構築に向け、特別支援学校以外の多様な学び場においても、医療的ケアや地域のセンター的機能による支援の一層の充実・強化が必要であり、看護師、作業療法士、理学療法士等の専門職を定数措置できるよう、学校教育法等に位置付け、配置基準の制度を新設する必要がある。
- 2 医療的ケアや地域のセンター的機能の充実・強化に加え、就労支援を促進するため、標準法で算定される教員定数を用いて、一定数の医療職や福祉職等の教員以外の職員を非常勤職員として配置し、より柔軟な支援ができるようにする必要がある。
- 3 人工呼吸器療法等の高度な医療的ケアを必要とする児童生徒が、学校において安全に学習できる環境をつくるための体制を整える必要がある。

VI-12 障がいのある児童・生徒の通学支援の充実

提出先 文部科学省、厚生労働省

【提案項目】

障がいのある児童・生徒の将来の自立と社会参加に向け、通学支援を充実させるため、市町村地域生活支援事業について必要な財源措置を講じること。

【提案理由等】

本県では、原則、小・中学部の児童・生徒及び肢体不自由教育部門の高等部生徒をスクールバス乗車対象者としている。そのため、特別支援学校に在籍する児童・生徒のスクールバス乗車対象者の増加については、スクールバスを増車することにより、運行範囲の拡大や乗車時間の短縮に努めている。

また、知的障害教育部門の高等部生徒については、乗車スペースに余裕がある場合に学校長の判断により乗車可能としているが、保護者の送迎に頼らざるを得ない場合が多い。障がいのある児童・生徒の将来の自立と社会参加を促進するためには、スクールバスの増車という取組に加え、公共の交通機関を利用した学校までの移動や、バス停までの移動についても支援の充実が必要である。

障がいのある児童・生徒の卒業後の自立と社会参加を進めるためには、在学中から移動支援などの福祉サービスを利用することで通学支援を充実し保護者の負担を軽減する必要がある。このことから、福祉サービスとしての移動支援を充実させることが急務である。しかし、移動支援は市町村地域生活支援事業に位置付けられているものの、国の補助率は法定の補助率の上限を下回る状況が続いており、市町村における通学支援の充実を図る上で支障となっている。

【提案項目】

全国学力・学習状況調査は、平成19年度から3年間の悉皆調査として実施された後、平成22年度から抽出調査に切り替えて実施された。その後、平成25年度からは、対象学年の全児童・生徒を対象とした悉皆調査が実施されている。今後、この調査のより一層の活用を図るため、次の措置を講じること。

1 悉皆調査の継続的な実施

児童・生徒一人ひとりの学力を把握し、今後の学力向上の取組に調査結果を活用するために、全国学力・学習状況調査を悉皆調査として継続して実施すること。

2 抽出調査を実施する場合の設置者等への負担の軽減

抽出調査を実施する場合は、調査への参加を希望する抽出対象外の学校の設置者が、費用や採点、集計・分析等の負担を強いられないように、また、学校及び教職員に業務上の負担が生じないように、国が責任をもって配慮すること。

【提案の理由等】

平成19年度から3年間、悉皆調査で実施された全国学力・学習状況調査において、各教育委員会及び各学校は、調査結果を十分に活用し自らの取組を把握・検証するとともに、児童・生徒一人ひとりの学習状況の改善を図り、教員の授業改善や指導方法の工夫・改善に努めてきた。

しかしながら、平成22年度から抽出調査に変更されたことにより、本県の状況についてはおおむね把握できるが、詳細な状況把握及び分析等には生かしくなくなっている。平成31年度は、対象学年の全児童・生徒を対象とした調査が実施されたが、今後、悉皆調査が継続的に実施されるかについては示されていない。

なお、抽出調査を実施する場合、抽出対象外の学校は、希望利用方式により国から同一問題の提供を受け調査を実施することができたが、その採点・集計等は設置者が自らの責任と費用の負担で行うとされていたことから、地方自治体や学校に大きな負担が強いられることとなった。

そこで、悉皆調査での成果を踏まえ、これまでと同様に悉皆調査の実施を望む意見もあることから、関係者の意見を広く聴き、地方自治体へ負担転嫁することなく、国の責務として必要な財源を確保し、継続的に悉皆調査を実施することを強く提案する。

VI-14 児童・生徒の不登校等に対応した取組の充実

提出先 文部科学省

【提案項目】

問題を抱える児童・生徒等に対する取組の充実を図るため、次の措置を講じること。

- 1 教育支援センター（適応指導教室）への専任教員の配置
不登校児童・生徒の自立や学校生活の再開を支援するため、教育支援センター（適応指導教室）に配置される専任教員について義務標準法において算定すること。
- 2 スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置
 - (1) 児童・生徒の問題行動の未然防止や早期発見・早期対応を行うため、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを学校職員として位置付け、義務標準法及び高校標準法において算定すること。
 - (2) 当面の措置として、標記の両事業の国庫補助率を3分の1から2分の1に復元すること。
 - (3) 安定的な配置の観点から、各都道府県教育委員会等の意向を踏まえ国庫補助額を決定するとともに、内示時期を早めること。

【提案の理由等】

不登校児童・生徒が学校生活を再開するためには、専門的な知識・経験を持ち、児童・生徒の在籍校と連携を図りながら、効果的な支援を行うことのできる専任教員を教育支援センター（適応指導教室）に配置することが有効である。

また、不登校等の児童・生徒は学校以外にも様々なストレスや悩みを抱えており、それらを相談・支援できる体制を整備することが重要である。「心の問題」の早期発見・早期対応や児童・生徒が置かれた環境を把握し、働きかけることで、「心の問題」の早期発見・早期対応を支援する役割を担うスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの継続した配置が不可欠である。

神奈川県公立小・中学校における不登校児童・生徒数の推移

	小学校			中学校			合計		
	全児童数	不登校児童数	発生率	全生徒数	不登校生徒数	発生率	全児童・生徒数	不登校児童・生徒数	発生率
22年度	474,156	2,246	0.47%	203,132	7,556	3.72%	677,288	9,802	1.45%
23年度	469,542	2,149	0.46%	207,684	7,132	3.43%	677,226	9,281	1.37%
24年度	463,403	1,908	0.41%	209,568	6,646	3.17%	672,971	8,554	1.27%
25年度	459,278	2,179	0.47%	210,880	6,819	3.23%	670,158	8,998	1.34%
26年度	456,741	2,443	0.53%	210,296	6,920	3.29%	667,037	9,363	1.40%
27年度	454,730	2,319	0.51%	209,696	6,617	3.16%	664,426	8,936	1.34%
28年度	451,751	2,765	0.61%	208,032	7,652	3.68%	659,783	10,417	1.58%
29年度	450,878	3,222	0.71%	205,144	8,488	4.14%	656,022	11,710	1.79%

(神奈川県担当課：教育局子ども教育支援課、学校支援課)

VI-15 放課後子ども教室に係る補助制度の拡充

提出先 文部科学省

【提案項目】

放課後子ども教室に係る補助制度について、地域の実情に応じたより柔軟な対応ができるようにするため、現在の補助金の時間枠（上限1日4時間）を拡充すること。

【提案理由等】

共働き世帯などでは、早朝に子どもが家庭で一人きりになる不安を抱えている。そうした不安を解消するため、朝の時間帯においても、小学校の施設等を利用し、支援員やサポーター等、地域のボランティア等による子どもの安全・安心な居場所づくりを行うことが求められている。

本県の放課後子ども教室推進事業では、こうした取組についても補助対象とし、現在、1町2箇所を実施しているところである。

朝の時間帯における事業の実施については、これまでに複数の市町村が関心を寄せているが、現在の国庫補助の時間枠（上限1日4時間）では、朝と放課後の両時間帯において、子どもの居場所づくり事業を実施する場合、時間数が上限を超えてしまうため、実施が困難となっている。

そこで、朝の時間帯における活動等、地域の実情に応じた柔軟な事業実施が可能となるよう、時間枠を拡充する必要がある。

VI-16 中学校給食普及のための給食施設の補助制度の拡充

提出先 文部科学省

【提案項目】

中学校給食の普及のため、現在の給食施設に係る交付金制度について、交付金予算の増額とともに、施設の基準面積や建築単価などの拡充を図ること。

【提案理由等】

給食は、心身の成長期にある生徒の栄養摂取はもちろん、食育の推進という、教育面での効果も重視されている。このため、小学校はもちろん、中学校においても給食を実施し、生徒の健全な成長と食に関する知識の習得を図ることが必要である。

しかし、神奈川県の中学校給食の実施率は、44.5%と低い水準にあり、今後、中学校給食を普及するためには、各市町村の給食施設の整備に要する経費負担が課題となっている。

本県の市町村給食施設への環境改善交付金の実績では、実工事費に対する交付金割合は、この3年間の合計23%を下回っている。

そこで、多額の経費を要する給食施設について、学校施設環境改善交付金の予算を増額するとともに、学校設置者の財政負担を軽減するため、学校施設環境改善交付金のうち、給食施設整備に係る制度について、交付対象となる施設の基準面積、建築単価の引き上げを行い、対象地方自治体の財政方面での条件の緩和を行うなど、十分な財源措置を講じられたい。

VI-17 青少年を取り巻く社会環境の健全化

提出先 内閣府、警察庁、法務省、総務省、財務省、国税庁、経済産業省

【提案項目】

青少年を取り巻く社会環境の健全化に社会全体で取り組むため、次の措置を講じること。

1 青少年の健全育成の取組に対する支援

青少年の健全育成のための地方自治体や地域の青少年育成関係団体の取組に対し、より具体的な支援を行うこと。

2 たばこ・酒類の販売時における年齢確認の徹底

未成年者の飲酒及び喫煙の防止については、販売時の取組が最も重要であることから、関係業界に対し、法令遵守はもちろんのこと、証明書による年齢確認の徹底を強く指導すること。

また、法整備により、年齢確認の方法を具体的に規定し、実効性を確保すること。

さらに、保護者や国民の意識啓発を図るため、全国的な広報活動を展開すること。

3 青少年のインターネット利用に関する総合的な取組の推進

コミュニティサイトを介して青少年が犯罪被害に巻き込まれる事件が多数発生している状況を踏まえ、青少年の適切なインターネット利用に関し、保護者に対し、フィルタリングの利用促進を図るため、関係業界にフィルタリングの徹底を指導するとともに全国的な普及啓発を強化すること。

また、インターネットで青少年による有害図書類等やアダルト動画の閲覧、購入を規制するため関係業界に取組を強く指導すること。

さらに、生活習慣への悪影響の防止などの総合的な取組を引き続き進めること。

4 青少年に有害な営業への適切な対策

都市部において女子高校生を商品化したいいわゆる「JKビジネス」が出現していることから、本県では青少年保護育成条例を改正し対応しているが、今後も青少年の健全育成を阻害するおそれのある新たな営業の出現も懸念されることから、国において啓発活動などの具体的かつ適切な対策を講じること。

5 児童ポルノ事犯の規制強化

中高生等が、インターネットで知り合った相手からだまされたり、脅されたりして裸の画像をメール等で送る「自撮り被害」が深刻化しているため、法改正により対策を強化するとともに全国的な啓発活動を推進し、青少年に対して注意喚起を促すこと。

【提案理由等】

- 1 青少年の健全育成に向けた国としての理念や施策体系の整備は一定程度進んできているが、地域の青少年育成関係団体の中核として活動している青少年指導員は、地域の間人関係が希薄化している中で、各種レクリエーション等の体験活動の促進やパトロール活動を担っているなどその活動はますます重要となっている。

さらに本県においては、青少年に有害な環境を健全化するための社会環境実態調査への協力など県条例の実効性の向上に寄与している。

しかしながら、「子供・若者育成支援推進大綱」において、民間協力者の中に青少年指導員が明記されていない状況である。

よって、国において青少年指導員の青少年の健全育成に係る重要性を鑑み、大綱へ明記するほか、研修会の拡充など、活動のしやすい環境整備をするとともに、知名度向上のため、活動について政府広報する等、人材確保等に対する具体的支援を要請したい。

- 2 たばこ自動販売機への成人識別装置の導入など関係事業者の取組が一定程度進んできているが、依然として喫煙・飲酒による補導件数は多数に及んでいる。

県としても立入調査により確認と指導を実施しているところであるが、国においても、特に青少年の立入の多い施設の関係業界に対し、年齢確認の徹底を要請し、また販売時の年齢確認に係るトラブルもあることから、法整備により、販売時の取組を一層強化する必要がある。

さらに未成年者の喫煙・飲酒を容認する保護者の存在が指摘されているため、啓発を全国規模で実施する必要がある。

- 3 コミュニティサイトを介して犯罪被害に巻き込まれた青少年は、全国的に増加傾向にあり、被害にあった青少年の9割以上がフィルタリングを設定していない。

県としても保護者や青少年に対して啓発活動（出前講座も含む）を実施しているが、フィルタリングの利用の徹底が進んでおらず、国としてもフィルタリングの徹底について関係業界に対して指導を強化することを要請する。

併せて青少年やその保護者にフィルタリングの利用を徹底してもらうため、全国的な周知キャンペーン等の取組により、周知を図る必要がある。

また、性や暴力を内容とする有害図書類は、インターネットの普及とともに広く流通しており、店頭における有害図書類の販売、閲覧については条例により区分陳列等の規制がなされているところではあるが、インターネットにおけるアダルトサイトの閲覧や有害図書類等の販売については自治体での対応は困難であることから国により関係業界に対し、規制の強化を促す必要がある。

さらにインターネットの過度な利用などによる青少年の生活習慣への悪影響の防止などの総合的な取組を進める必要がある。

- 4 いわゆるJKビジネスなどの青少年の健全育成を阻害する新たな業態が、都市部を中心に出現しており、本県では、こうした営業に対し条例を改正し規制しているが、営業の実態把握が困難であり、特に無店舗型のJKビジネスは把握ができておらず、インターネットを介して県域を越えて営業しているものであり、自治体レベルでの規制には限界がある。

このため、JKビジネスの実態を的確に把握し、各都道府県に対して情報提供していただくとともに、早期に国において広域的に規制する必要がある。

5 現行の児童買春・児童ポルノ禁止法では、画像を入手した段階でしか摘発の対象とならないため、摘発時は既に画像が流出・拡散し、完全に消し去ることは難しい。

被害の未然防止を図るには、画像の送付を求めるなど要求した段階で取り締まることが効果的であり、本県においても条例による規制に向けて検討を進めているが、ネット犯罪は県域をまたがるため法改正により、規制の実効性を高めていただきたい。

また「自画撮り被害対策」に向けて地方自治体の取組を支援するためにも青少年に対して全国的な注意喚起を要請したい。

【提案項目】

幼児・児童・生徒の安全や快適な教育環境を保持するため、施設整備に係る次の措置を講じること。

- 1 施設整備事業に係る財政措置及び補助制度の拡充
幼稚園、小・中学校、特別支援学校等に係る新增改築、大規模改修、地震防災対策等の施設整備事業については、設置者の計画事業が円滑に実施できるよう十分な財政措置及び全ての事業採択を年度当初から講じるとともに、補助制度の拡充を図ること。
- 2 高等学校の耐震対策への財政支援
耐震化が遅れている高等学校の施設整備事業について、幼稚園、小・中学校、特別支援学校等と同様に「学校施設環境改善交付金」等の対象とすること。

【提案理由等】

- 1 幼児・児童・生徒の急増期に建設した学校施設の老朽化対策や教室への空調設備の設置・更新、トイレ及びグラウンドの改修等を含む教育環境整備などが緊急かつ重要な課題となっているが、設置者の計画事業について「学校施設環境改善交付金」の採択が見送られているものがある。年度当初から早急かつ計画的に事業を実施できるようにするためには、国による十分な財政措置に加え、事業採択を早期に行うことが必要である。
また、学校施設の老朽化に伴う中小規模の改修は国庫補助の対象ではないことや、実際に工事に要する経費と国の予算単価に基づき算定する経費に乖離があることなどから、補助制度の拡充が必要である。
- 2 高等学校の耐震化や老朽化した建物の改築及び小規模な施設整備事業を推進するため、「学校施設環境改善交付金」の対象の拡大や下限額の引下げ、また、施設整備等に伴うアスベスト対策費等補助制度の拡充が必要である。

【提案項目】

公立学校とともに学校教育の中で大きな役割を担っている私立学校の振興を図るために、次の措置を講じること。

- 1 経常費助成費補助金に係る地方超過負担の解消
経常費助成費補助金は、県助成額の2分の1とし、地方超過負担を解消すること。
- 2 国庫補助金の算定方法の見直し
国庫補助金の算定方法は、生徒数を基準とした方法から、教職員人件費等の学校の経常的経費を基に算定する方法とすること。
- 3 専修学校の高等課程や外国人学校等の補助対象化
専修学校の高等課程や外国人学校等を補助対象とすること。
- 4 幼稚園の「預かり保育推進事業」の充実
幼稚園の「預かり保育推進事業」の充実とともに、十分な財源確保を図ること。
- 5 幼稚園特別支援教育経費の地方超過負担の解消等
幼稚園特別支援教育経費は、県助成額の2分の1とし、地方超過負担を解消するとともに、補助対象を障害児1人以上在園の幼稚園とすること。
- 6 私立幼稚園に係る経常費補助及び認可事務の制度改正
幼保一体化を一層推進するため、私立幼稚園に係る経常費補助について国から政令指定都市及び中核市に直接補助できるよう制度改正するとともに、認可事務についても、政令指定都市及び中核市に私立学校審議会を設置し、県の私立学校審議会への諮問が不要となるよう制度改正を行うこと。
- 7 高等学校等就学支援金の充実による私立高等学校等の実質無償化
高等学校等就学支援金の拡充により、年収約590万円未満世帯を実質無償化するとともに、年収約910万円未満世帯の支給額も充実するなど支援のバランスを考慮した制度とすること。また、事務手続の簡素化を図ること。
- 8 私立学校授業料減免事業等への支援の継続
高校生等への修学支援を安定的に行うため、私立学校授業料減免事業等の運営に必要な財政支援を行うこと。
- 9 高等教育無償化に向けた支援の充実等
2020年度からの円滑な導入・実施に向け、着実な準備を進め、地方が重要な役割

を担う取組については早期に地方と協議すること。また、必要な地方財源を一般財源総額の同水準ルールの外枠で地方財政計画の歳出に計上するなど、国の責任において、確保すること。

- 10 東日本大震災等で被災した幼児、児童、生徒への就学支援
東日本大震災等で被災した幼児、児童、生徒への就学支援を引き続き行うこと。
- 11 学校施設耐震化のための財源確保等
学校施設の耐震化のための十分な財源を確保するとともに、国庫補助制度を拡充すること。特に、耐震調査費に対する財政支援については実際の調査費の3分の1を補助するよう、算定方法を見直し学校設置者の負担軽減を図ること。

【提案理由等】

- 1 本県の助成額に対して国庫補助額は15%程度であるが、私立学校は学校教育の中で大きな役割を担っていることから、補助額を県助成額の2分の1とすることが必要である。
- 2 本県では、生徒数等の増減に影響されにくい制度として「標準的運営費方式」を導入したが、国においても従来からの単価方式でなく、より安定的な制度に改める必要がある。
- 3 専修学校の高等課程や外国人学校等は、職業教育機関としての社会的な役割や日本の初等・中等教育に相当する教育を担っていることから、国庫補助対象とする必要がある。
- 4 預かり保育に対し支援策の一層の充実を図るため、十分な財源確保を図る必要がある。
- 5 幼稚園特別支援教育経費は、県助成額の2分の1にするとともに、統合保育を一層促進するため、在園者が1人の施設も対象とする必要がある。
- 6 政令指定都市及び中核市への権限移譲に当たっては、補助金の交付、認可の権限を合わせた一体的な権限移譲を求められていることから、補助金事務、認可事務について制度改正が必要である。
- 7 高等学校等就学支援金については、年収約590万円未満世帯を対象に実質無償化を実施するが、年収約910万円未満世帯についても支給額を増額するなど支援のバランスを考慮した制度とすることが必要である。
また、事務手続きが煩雑であり、学校や保護者の負担となっていることから、申請時のマイナンバー活用を広報するなど対策を講じていくことが必要である。
- 8 高校生等への修学支援を安定的に行うため、私立学校授業料減免事業や奨学金事業において「高等学校授業料減免事業等支援臨時特例交付金」による財政支援を受けてきたところであるが、高校生等の修学を取り巻く厳しい経済状況は好転していないため、国からの早期の財政支援が必要である。
- 9 高等教育の無償化については、2020年度からの円滑な導入・実施に向け、着実な準備を進めるとともに地方が重要な役割を担う取組については早期に地方と協議するとともに、事務処理体制の整備に要する経費については引き続き支援を行うこと。
また、必要な地方財源を一般財源総額の同水準ルールの外枠で地方財政計画の歳出に計上するなど、国の責任において、必要な財源を確保することが必要である。

- 10 東日本大震災等で被災した幼児、児童、生徒に対して「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」等による就学支援を実施してきたところであるが、被災者の経済状況は厳しい状況にあり、長期的に就学支援を継続する必要がある。
- 11 地震による被害を食い止めるためには、学校施設の耐震化を促進することが必要である。特に、耐震調査費については、国は補助対象事業費の3分の1を財政支援することとしているが、国庫補助金の算定に当たり、延べ床面積に補助単価を乗じて、その3分の1を補助する方式となっているため、実際の調査費の5分の1程度しか財政支援がなされておらず、調査の促進の妨げとなっている。

また、ブロック塀等の安全点検の結果を踏まえ、必要な安全対策を速やかに実施することも必要である。

VI-20 高等学校等就学支援金の支給限度額の加算

提出先 文部科学省

【提案項目】

公立高校授業料無償制の見直しにより、支給されることとなった高等学校等就学支援金について、多様なニーズに応える新しいタイプの通信制高校に対しては、支給限度額を加算すること。

【提案理由等】

本県では、通信教育の特性を生かしながら、平日の昼間に登校して、きめ細かな指導により学習を進めることができる、新しいタイプの「平日登校講座」の科目を設けている。

この「平日登校講座」により履修する科目の1単位当たりの授業料（700円）は、生徒の享受するサービス及び学校の負担の観点から、標準的な通信制高校の1単位当たりの授業料（350円）より高く設定している。

しかしながら、国の公立高校授業料無償化制度においては、従来から、こうした本県の実情が考慮されておらず、平成25年12月の「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律」の改正（平成26年4月から「高等学校等就学支援金の支給に関する法律」として施行）においても、通信制高校の就学支援金については、依然として、標準的な通信制高校の授業料を基準として支給限度額（336円/単位）が設定されている。

この授業料（700円/単位）と支給限度額（336円/単位）の差額相当額（364円/単位）を就学支援金受給権者である生徒から徴収することは制度の趣旨に反することから、新しいタイプの通信制高校については、差額相当額を本県が負担している。

本来、「低所得世帯の生徒に対する一層の支援を図る」という法律の趣旨を実現することは国の責務であるので、通信制高校については、授業料の実情に応じたきめ細かな支給限度額の設定が必要である。

県授業料と支給限度額との比較

	神奈川県 <small>の</small> 授業料	就学支援金の支給限度額
標準的な通信制高校	350円/単位	336円/単位
新しいタイプの通信制高校	700円/単位	336円/単位
(参考)		
全日制	9,900円/月	9,900円/月
定時制	2,700円/月	2,700円/月

県立通信制高校の「平日登校講座」履修の状況（令和元年5月1日現在）

履修登録生徒数	単位数（単位）	
	平日登校講座履修	平日登校講座履修以外
2,956人	17,845単位	43,414単位

（神奈川県担当課：教育局財務課）

VI-21 高等学校等就学支援金における判定基準等の見直し

提出先 文部科学省

【提案項目】

高等学校等就学支援金について、制度の本来の趣旨である所得に応じた支給が公平に行われるよう、受給資格の判定を現在の都道府県民税及び市町村民税の所得割額の合算額を基準とする方法から、課税標準など他の指標を基準とする方法に改善すること。

また、何らかの理由で高等学校等就学支援金の申請ができなかった場合、現在の運用では、翌年度に前年度の就学支援金を申請しようとしても前年度分は認定がされず、本来、就学支援金の対象であるにもかかわらず、就学支援金が受給できないケースがある。全ての就学支援金の対象生徒が、漏れなく就学支援金を受けられるよう、遡りの認定（追給）ができるよう制度を見直すこと。

【提案理由等】

高等学校等就学支援金は、支給の前提となる所得を判定するため、親権者の都道府県民税及び市町村民税の所得割額の合算額を基準とする方法を用いているが、この方法では、次の理由により、同一の所得の世帯であっても、支給されない、又は支給額に差が生じるという問題がある。

- ・ 標準税率（都道府県民税4%、市町村民税6%）によらず、超過課税・独自減税をしている地方自治体が存在するため。
- ・ 住宅ローン控除、ふるさと納税等の寄付金控除等を行っているため。

以上を踏まえ、高等学校等就学支援金について、制度の本来の趣旨である所得に応じた支給が公平に行われるよう、受給資格の判定を現在の都道府県民税及び市町村民税の所得割額の合算額を基準とする方法から、課税標準など他の指標を基準とする方法に改善することが必要である。

また、就学支援金では、遡りの認定（追給）が認められるケースが限定されており、特に年度を超えた遡りの認定（追給）が認められていない。

就学支援金の受給要件を満たしている場合は、その理由に関わらず、時効の期限である5年間の追給を認めることが必要である。

VI-22 高校生等奨学給付金の拡充

提出先 文部科学省

【提案項目】

全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるよう、高校生等奨学給付金の支給単価を増額するとともに、支給対象世帯を拡大し、低所得世帯の授業料以外の教育費負担を一層軽減すること。

【提案理由等】

高校生等奨学給付金事業は、平成26年4月1日に「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第90号）」が施行されることに併せて、平成26年度から開始された国庫補助事業であり、毎年支給単価が拡充されている。

しかし、支給対象は、生活保護受給世帯又は都道府県民税及び市町村民税の所得割額の合算額が0円（非課税）である世帯とされていることから、課税世帯であっても非課税世帯に近い経済的困窮世帯層に対する支援は実施されていない。

そのため、全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるよう、高校生等奨学給付金の支給単価を増額するとともに、支給対象世帯を拡大し、低所得世帯の授業料以外の教育費負担を一層軽減することが必要である。

【提案項目】

連帯保証人を選定できずに奨学金の申込みを断念する生徒を救済するため、独立行政法人日本学生支援機構の奨学金で実施している機関保証制度を、都道府県の奨学金を受ける高等学校等の生徒も利用できるよう公益財団法人日本国際教育支援協会に対し、働きかけること。

【提案理由等】

近年、高等学校等就学支援金や高校生等奨学給付金など給付型の就学支援制度が充実してきているが、貸付型の都道府県における高等学校奨学金制度が重要な就学支援策であることに変わりはない。

また、奨学金の貸付時における人的保証要件は不可欠であるが、経済的困窮度の高い人ほど、連帯保証人を選定することが困難な傾向があることから、連帯保証人を選定できずに奨学金の申込みを断念する生徒を救済するための「機関保証制度」が必要である。

文部科学省では、独立行政法人日本学生支援機構による大学生等への奨学金貸付時の保証人制度を廃止し、機関保証制度に一本化することを検討しているとの報道があることから、機関保証制度が奨学金を貸付けるにあたって有効な制度であると考えます。

しかし、その機関保証制度の実施主体には、低い保証料で継続的に安定して業務を実施することが求められ、都道府県単位で個別に調整することは困難である。

大学生等への支援事業を総合的に実施するため、平成16年4月に機構が設立され、併せて保証機関として公益財団法人日本国際教育支援協会が創設された。

この機構が実施する機関保証制度を日本育英会から事業を引き継いだ都道府県の奨学金を受ける者も利用できるように拡大する必要があるため、そのためには、文部科学省から協会への働きかけが不可欠である。

【提案項目】

新しい学習指導要領を踏まえて、専門高校における、将来のスペシャリスト、地域産業を担う人材や、人間性豊かな職業人を育成するため、学校施設環境改善交付金について、十分な額を確保するとともに、交付対象施設基準の拡充と補助率の引上げを図ること。

【提案理由等】

専門高校に整備されている施設設備は老朽化が激しいため、故障等で使用できず、十分な教育活動が展開されていない。また、産業界における技術の進展と高度化は著しく、地方創生の観点や新しい学習指導要領を踏まえて、地域産業を担う専門高校の生徒が各専門分野においての技術・技能に対応できるよう新規施設設備も導入していく必要がある。

なお、LEDを活用した水耕栽培施設やソーラー発電実験装置など、最先端の技術を活用した施設について、学習指導要領の改訂を機に学校施設環境改善交付金を活用できるよう、国による十分な予算措置が必要である。また、整備の際、県は3分の2の財政負担を求められることから、現行の交付対象施設基準の拡充と補助率の引上げが必要である。

【提案項目】

我が国や国際社会において活躍できるグローバル人材の育成について、豊かなコミュニケーション能力や異文化体験を有する人材を育成するため、高校生の長期海外留学に係る支援制度を構築すること。

【提案理由等】

世界に通じる国際感覚とコミュニケーション能力を身に付けるためには、長期の海外留学等により体験を重ねることが効果的であり、都道府県を事業対象とした「高校生の留学促進」事業を文部科学省が平成24年度予算で創設して以来、本県でも毎年同事業を活用してきた。

しかし、平成28年度以降、留学期間について長期と短期の区別がなくなり、2週間以上1年未満の期間として一本化された上、給付額についても、平成24年度の一人当たり40万円から平成28年度には10万円、平成29年度には6万円、平成31年度には5万7千円に減額されるなど、支援の規模が縮小し続けている。

本県では、短期留学として平成28年度に39名、平成29年度には20名、平成30年度には57名の高校生がこの事業を活用している一方、長期留学した平成28年度79名、平成29年度73名、平成30年度68名は、当該事業の支援を受けておらず、現行の支援策は長期留学への支援としては不十分であり、特に経済状況の貧しい家庭では極めて負担が大きい状況である。

長期留学は、外国語の習得や異文化の理解に効果があり、将来グローバル・リーダーとして国際的に活躍するために必要な資質・能力を向上させる上での効果も見込まれる。全国的にグローバル人材の育成に向けた取組をさらに充実させるには、国の財政措置により長期留学の機会を広げることが必要であるため、高校生の長期留学に対する支援の再設が必要である。

VI-26 空調光熱費等に係る国費助成制度の創設

提出先 文部科学省

【提案項目】

生徒の学習環境を改善するために、空調に係る次の措置を講じること。

1 空調光熱費等に係る助成制度の創設

維持運営経費が増加する設備を地方自治体が安心して整備を行えるよう、空調設備設置率が高い都道府県の空調光熱費等について国費助成制度を創設すること。

2 空調設備設置への助成制度の創設

近年の猛暑から学習環境を維持するには、普通教室・特別教室に空調設備を設置する必要があることから、設置費について国費助成制度を創設すること。

【提案理由等】

1 公立高校の授業料については、国の政策により平成22年度以降原則無償化され、それに伴い生徒が負担すべき授業料を、就学支援金として国が全国一律の基準で負担している。

しかしながら、公立高校の維持運営に係る経費は、地方自治体により違いがあり、特に、近年、熱中症対策などから、教室への空調設備の整備が進み、公立高校の維持運営経費が増加している。公立高校原則無償化の政策を踏まえると単純な授業料上げは困難であり、地方自治体はその費用を負担しているのが現状である。

そこで、地方自治体が、生徒の学習環境を改善するための維持運営経費が増加する設備の整備を安心して行えるよう、空調設備設置率が高い都道府県の空調光熱費及び保守経費について国費助成制度を創設することが必要である。

[本県における光熱費影響額]

約3億円

※2,500円（生徒1人当たり空調光熱費）×約12万人（県立高校生）≒3億円

学級数	30クラス
生徒数	約1,000名
空調設備容量	約182kwh
基本料金増加額	約220万円
夏季稼動電気料	約26万円
生徒1人当たり	年額 約2,500円、月額 約200円

[本県における保守経費影響額]

約9億8千万円

※8,100円（生徒1人当たり保守経費）×約12万人（県立高校生）≒9億8千万円

空調整備室数	7,967室
一室当たりの室内機	約2台
保守料（単価）	約61千円
生徒1人当たり	年額 約8,100円、月額 約700円

2 近年の災害ともいわれる猛暑に対しては、普通教室のみならず、使用頻度の高い特別教室等にも空調設備の設置が必要である。一刻も早く整備を進めるために、空調設備の設置費について国費助成制度を創設することが必要である。

VI-27 被災児童生徒就学支援等事業交付金の継続実施

提出先 文部科学省

【提案項目】

被災児童生徒就学支援等事業交付金について、東日本大震災で被災し、経済的理由により就学困難な幼児・児童・生徒の就学機会を確保するため、現在の国庫補助率（10分の10）を維持した上で、今後も被災児童生徒就学支援等事業交付金を継続して実施すること。

【提案理由等】

東日本大震災が発生してから8年が経過した現在も、被災を起因とした経済的理由により就学困難な幼児・児童・生徒に対する就学支援等の事業を都道府県が実施し、必要とする経費を国が支援している。

被災した数多くの幼児・児童・生徒が就学の機会を得て、安心して学ぶことができるよう、長期的な支援が必要である。

しかしながら、補助率を引き下げるなどの既存事業へのソフトランディングを含めた内容の見直しは、現在の地方自治体の厳しい財政状況では負担が大きい。そのため、地方自治体へ負担を転嫁することなく、国の責務として必要な財源を確保し、補助率を減じることなく、事業を継続していくことが必要である。

【提案項目】

グローバル人材の育成について、国際バカロレア認定校に係る支援を拡充するため、次の措置を講じること。

- 1 国際バカロレア認定校に係る費用の支援制度の構築
各地方自治体における国際バカロレア認定校の円滑な導入等に向けて、国際バカロレア機構による認定及び認定後の継続に係る費用の支援制度の構築について、早期に実現すること。
- 2 国際バカロレア認定校における指導教員養成に係る支援制度の構築
国際バカロレア認定校における教育条件整備として必須である、国際バカロレア機構の定める研修を受講した指導者の確保と養成に向けた継続的な支援について、早期に実現すること。
- 3 国際バカロレア認定校における生徒に対する経済的な支援制度の構築
国際バカロレアの教育プログラムを受ける生徒に対して、高額な輸入書籍をはじめとした学習教材費や国際バカロレア機構による統一試験の受験料など、経済的な負担を軽減させる支援制度の構築を早期に実現すること。

【提案理由等】

社会のグローバル化が加速する中、豊かな語学力・コミュニケーション能力、日本の文化や諸外国の文化への理解力を身に付けて、様々な分野で活躍できるグローバル人材を育成する教育が求められている。国際バカロレア機構の定める教育プログラムは、生徒が将来、急速に進むグローバル社会を生き抜く上で、学び、そして働き続けるために必要な知性、人格、情緒、社会的なスキルを身に付けることができ、有益である。

国際バカロレア認定校の導入及びその維持には、教育プログラムの適切な実施に関する厳格な審査に合格する必要がある、その手続き等に向けた支援制度の構築が強く望まれる。

国では、平成26年12月の閣議決定で、国際バカロレア認定校を2020年までに200校以上とすることを掲げているが、国が財政支援事業及びバカロレア担当教員の養成確保に向けた教員研修や加配支援に加え、生徒への経済的な支援を行うことにより、国際バカロレア認定校の導入促進につながるとともに、国際的な視野を持つ、グローバル人材の育成に資することから、支援制度の構築が必要である。

VII-1 外国籍県民の人権を尊重する施策の推進

提出先 総務省、法務省、厚生労働省、文部科学省

【提案項目】

県内の外国籍県民が増加し、定住化が進む中で、外国籍県民の地域参加の促進及び暮らしやすい環境づくりを図り、外国籍県民とともに生きる地域社会づくりを進めるため、次の措置を講じること。

- 1 地域参加の道が閉ざされている制度の改善の検討
外国籍県民に対して法律的に地域参加の道が閉ざされている制度について、改善の検討を行うこと。
- 2 在留カード・特別永住者証明書の更新案内の通知
2012年の制度変更に伴う切替えの通知だけでなく、継続的に、在留カード・特別永住者証明書の更新案内を通知すること。
- 3 情報提供・相談体制の充実
情報提供や相談を多言語で行う窓口への支援を更に充実させるとともに、交付金による財政的支援は継続すること。
- 4 医療通訳制度等の充実
異なる言語や文化を持つ外国人患者の支援のため、医療通訳制度の更なる充実を図るとともに、先行自治体等の制度との融合を図ること。
- 5 外国人学校の卒業生に対する保健医療人材養成施設への入学、入所資格の改正
外国人学校の卒業生に対して、大学などの教育機関や看護師等保健医療人材養成施設への入学、入所資格を認めること。
- 6 外国人学校の設置者に対する特定公益増進法人の認定等
外国人学校への寄附について税制上の優遇を図るため、その設置者を特定公益増進法人として認めること。また、指定寄附金についても指定の対象とすること。
- 7 医療費負担能力に欠ける外国籍県民の救済
医療費負担能力に欠ける外国籍県民救済のため、新たな制度を創設すること。また、それまでの間、人道的立場から生活保護法による医療扶助の準用を認めること。
- 8 老齢基礎年金、障害基礎年金等の未受給者に対する救済措置
在日外国人に係る老齢基礎年金、障害基礎年金等の未受給者に対する救済措置を講じること。

【提案理由等】

本県に在住する外国籍県民は、平成31年1月1日現在の住民基本台帳上の外国人数で21万2,567人であり、県民約43人に1人の割合となっている。こうした人々は納税をはじめ日本人と同様の義務を果たしているにもかかわらず、権利の保障が十分ではない。このため、本県では平成10年11月に外国籍県民の声を県政に反映させる仕組みとして「外国籍県民かながわ会議」を設置し、取組を進めている。

国は、外国人労働者の受入拡大への対策として、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を策定したが、地方自治体にとって使いやすい制度とはなっておらず、国全体を通じた諸制度の改革を伴わなければ、外国籍県民とともに生きる社会を実現していくことは難しい状況にある。グローバル化が急速に進展する中で、制度の抜本的な改善及び創設が必要である。

VII-2 中国残留邦人等に対する支援給付事業に係る財政負担の見直し

提出先 厚生労働省

【提案項目】

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立に関する法律に基づく、中国残留邦人等に対する支援給付事業は、現在実施している旧軍人等に対する給付事業と同様、地方自治体の負担を求めることなく、国の責任において実施すること。

【提案理由等】

中国残留邦人等が置かれている特別な事情に鑑み、平成20年4月から支援給付事業が開始され、地方自治体には生活保護法の例による財政負担が生じることとなった。

本制度は、中国残留邦人等の地域社会における自立の促進及び生活の安定を図るために実施するものとされているが、中国残留邦人等に対する支援については、現在実施されている旧軍人等に対する給付事業と同様、戦争被害に対する補償として、国の責任において実施すべきものであり、地方自治体に財政負担を求めるべきではない。

VII-3 医療ツーリズムと地域医療との調和に向けた体制整備

提出先 厚生労働省

【提案項目】

医療ツーリズムに伴う外国人専用病院の設置に対し、県民が安心して医療を受けられるよう、法改正を含め、適切なルールを定めること。

【提案理由等】

外国人専用の自由診療による医療ツーリズム病院の開設許可申請が提出されれば、医療法上、都道府県知事(指定都市の市長)は、構造設備・人員要件に適合すれば許可を与えなければならない。設置された場合、その病床数が地域の既存病床数に加算されること、地域の医師、看護師等の医療人材が当該病院に割かれる可能性があること、外国人患者の容態急変に伴う周辺医療機関への圧迫など地域医療に多大な影響を及ぼす恐れがある。

開設許可申請は、全国いずれの地域でもあり得ることであり、国として早急に法改正を含め、地域医療に影響を及ぼさないためのルール作りを進める必要がある。

【提案項目】

経済連携協定(EPA)に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者が、円滑に就労し能力を発揮できるよう、次の措置を講じること。

1 受入れ制度の見直し

国家試験の合格率が低迷している現状を踏まえ、日本語が障壁とならないよう、更なる対策の充実を図ること。また、不合格者について、継続の意思がある場合は、在留期間の更新等により国家試験の受験機会を更に拡大するなど、制度の見直しを検討すること。

2 受入れ病院・施設の負担軽減

候補者受入れ病院・施設の負担が大きいことから、診療・介護報酬について、一層の充実を図るなど、受入れ側の更なる負担軽減策を講じること。

3 地方自治体の取組に対する財源措置

EPA候補者に係る取組みは、本来国の責任において実施すべきものであるが、きめ細やかな支援を行うためには地方の関わりが不可欠である。地方自治体が候補者や受入れ側の状況に即して行う支援に対し、財源措置を講じること。

【提案理由等】

- 1 EPAの枠組みによる看護師等候補者の受入れにおいては、看護は3年、介護は4年以内に合格できなかった場合は帰国することになっているが、不合格だった場合でも就労前の日本語研修が不十分だった入国者については、特例として1年の延長が認められている。しかし、国家試験の合格率は低迷（平成31年3月発表全国の合格率：看護16.3%、介護46.0%）しており、日本語学習支援等の充実とともに、在留期間延長の特例など更に踏み込んだ見直しを検討する必要がある。
- 2 候補者を受け入れる病院・施設に対しては、候補者への学習等に係る経費の一部が助成されてはいるものの、いまだ経済的負担は大きい。
介護福祉士候補者については、介護報酬面で職員の配置基準に算入を認めるなど一定の改善が図られた。しかし、看護師候補者を受け入れる病院に対する措置は不十分であり、更なる負担軽減策が必要である。
- 3 本県では、候補者の習得度等に応じた学習支援を実施しており、全国の合格率を高めるには、このような地方自治体のきめ細かな取組への支援が不可欠である。

VII-5 男女共同参画社会実現のための施策の推進

提出先 内閣府、総務省、文部科学省

【提案項目】

男女共同参画社会の実現に向けて、全国共通の課題として特に推進していくべき次の施策について、適切な次の措置を講じること。

1 ライフキャリア教育の推進

社会に出る前の若者に対し、男女とも固定的性別役割分担意識にとらわれることなく、生涯にわたりどのような働き方、生き方をしたいのかを主体的に考えることができるよう、男女共同参画の視点によるライフキャリア教育を促進すること。

2 メディアへの働きかけ

女性の人権を軽視した表現や、性別による固定的役割分担意識を世間に広げてしまう表現が放送、出版、インターネット等のメディアにおいて行われることのないよう、メディアに対し、男女共同参画に関する理解や自主的取組を促すなど、働きかけを強化すること。

3 ジェンダー統計の推進

男女の状況を客観的に把握するジェンダー統計の推進のため、性別情報の取扱いに関するガイドラインを策定し、全国調査を行う際はこれに基づき実施すること。

【提案理由等】

2018年ジェンダー・ギャップ指数（世界経済フォーラム）で、日本は149か国中110位であり、社会全体の男女の地位の平等感も高まっていない。男女共同参画社会を実現するためには、若い頃から固定的性別役割分担意識にとらわれないよう、男女共同参画の視点によるライフキャリア教育の実施や、影響力の大きなメディアへの働きかけが必要である。また、これらの取組みを進めるために、男女の置かれている状況を客観的に把握・分析することが重要であるため。

- 1 本県では、高校生・大学生を対象とした男女共同参画の視点によるライフキャリア教育の実施を支援しており、今後は中学生に向けた取組を開始する予定である。こうした教育を受ける機会は、すべての若者に与えられるべきであり、教育関係者の意識醸成や、学校が授業等でライフキャリア教育に取り組むための支援を、国全体で展開する必要がある。
- 2 メディアの社会的影響は極めて大きいため、男女共同参画社会の実現には、メディア側の人権に関する正しい理解と社会的影響力の認識、それに基づく適切な対応が不可欠である。
- 3 各都道府県で実施している各種統計は、国の調査の一環であるものや、国への報告様式に基づき実施しているものも多いため、ジェンダー統計の推進にあたっては、国が、性差別防止や性的マイノリティへの配慮の観点から性別調査を廃止する動きがあることも踏まえ、性別情報の取扱いに関する考え方を整理することが不可欠である。

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局人権男女共同参画課)

Ⅶ-6 配偶者からの暴力被害者等支援の総合的な推進

提出先 内閣府、厚生労働省

【提案項目】

配偶者等からの暴力（DV）の被害者、売春防止法に基づく要保護女子及び人身取引対策行動計画に基づく人身取引被害者の支援を総合的に推進するため、次の措置を講じること。

1 売春防止法の改正について

婦人保護事業により、困難を抱える女性達の自立に向けた支援を適切に行うことができるよう、売春防止法の抜本的な改正又は女性の保護に関する新たな法整備を行うこと。

2 婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設職員職種別配置基準について

入所者への支援を 24 時間 365 日行うためには、職員職種別配置基準が定める指導員 2 名の配置では足りないため、同基準を、現場実態を踏まえて見直すこと。

なお、見直しにあたっては、「児童虐待防止対策の抜本的強化について」（平成 31 年 3 月 19 日付け児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議）に盛り込まれた婦人相談所・一時保護所の体制強化を適切に行うことができるよう考慮すること。

3 DV被害者の同伴児童への支援強化

DV被害者の同伴児童に対し、学習支援や心理的ケア等を十分に行えるよう、補助単価等の見直しを行うこと。

4 暴力の未然防止と加害者対策

女性に対する暴力を未然に防止するための取組の充実を図るとともに、加害者更生など加害者対策の具体化、さらには近年増加が見られる男性被害者についても、円滑な支援が図られるよう、支援体制の枠組みの構築を図ること。

5 一時保護を行う民間団体への支援強化

多様なDV被害者の一時保護を行う民間団体の運営基盤の安定強化を支援するため、一時保護委託料の増額とともに、継続的な財政的支援の強化を図ること。

6 外国籍人身取引被害者への支援について

入院が必要な場合の医療費負担や、関係機関の調整主体を含め、帰国までの具体的な支援制度を整備・確立すること。

【提案理由等】

- 1 婦人保護事業の根拠法である売春防止法は、昭和 31 年の制定以来抜本的な見直しが行われていない。現在、婦人保護事業における実際の支援対象は、法が当初想定した「売春」とは関わりないケースがほとんどであり、実態に即した抜本的な改正又は新たな法整備が必要である。

- 2 婦人相談所一時保護所、婦人保護施設共に指導員の24時間365日対応が必要な施設であるが、職員職種別配置基準の定める2名では、ローテーションを組むことができない。そのため、同基準を、現場実態を踏まえて見直す必要がある。
さらに、平成31年3月19日付け児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議による「児童虐待防止対策の抜本的強化について」では、「DV対応と児童虐待対応との連携強化等」として、連携強化及び婦人相談所・一時保護所の体制強化が示されており、これらの取組を適切に行うためには、児童相談所との連携や、入所者の心理的ケア及び個別対応等を行う人員体制の整備が必要であることから、職員配置基準に反映する必要がある。
- 3 一時保護施設におけるDV被害者の同伴児童対応は、心理的ケア等の面で十分なされているとはいえない状況にある。短期間であっても、子どもたちが安心して生活ができるよう、支援体制の整備につながる制度を見直す必要がある。
- 4 DVを防止するためには、暴力の防止の啓発や、加害者への対策が重要であり、本県では、平成26年度に新たな窓口を設置し、加害男性からの相談にも対応しているが、加害者更生については実施できていない。国においても、「第4次男女共同参画基本計画」でその在り方について検討するとされ、平成28年3月には調査研究報告書がまとめられたところであるが、引き続き加害者更生プログラムの有効性を検証し、加害者へプログラムの受講を義務付けるなどの必要な法整備を行うとともに、地方自治体への支援策を講じる必要がある。また、現状では、男性DV被害者の保護が可能な一時保護施設の確保が困難である等、婦人相談所の枠組みでは男性被害者の円滑な支援は困難な状況であり、男性被害者に対する支援体制の構築を図ることが必要である。
- 5 一時保護委託料は実績払いであるため、民間団体は、委託者がいない期間の施設維持が自己負担になるなど財政的に厳しい状況にあり、さらに、DV被害者の安全確保の点から、地域において広く財政的支援を求めることも困難である。このような民間団体による取組を継続するためには、団体の運営基盤の安定強化を支援することが必要である。
- 6 不法滞在等の理由で生活保護の適用を受けることができない外国籍人身取引被害者に入院等が必要となった場合、現行制度では対応することができない。また、外国籍人身取引被害者への支援は、在留資格に関する手続や帰国支援など、駐日大使館、入国管理事務所等国レベルの多くの機関との調整が必要となり、都道府県レベルの婦人相談所では対応が困難である。被害者への迅速で適切な支援を行うためにも、帰国までの具体的な支援制度を整備・確立することが必要である。

Ⅶ-7 NPO法人の自立的活動を支える環境整備の充実

提出先 内閣府、総務省、財務省

【提案項目】

NPO法人の自立的活動の基盤強化に向けて、認定NPO法人や指定NPO法人数の拡大、寄附者の拡大を図るため、次の措置を講じること。

1 条例による指定方法の見直し

「住民税控除対象となるNPO法人への寄附金」に係る条例による指定方法（条例に法人の名称及び所在地を明記）については、地域主権の観点から、地方の判断に委ねるよう見直しを行うこと。

2 認定要件の見直しと寄附金の源泉徴収控除項目への追加

多様なNPO法人が広く認定を受けられるよう、無償の労働提供（ボランティア活動）等の算入など認定要件を更に見直すこと。

また、納税者の利便性を高め、寄附を促進するため、寄附金の源泉徴収控除項目への追加を実現すること。

【提案理由等】

1 平成23年6月の特定非営利活動促進法改正により、都道府県や市町村が条例で指定したNPO法人への寄附金は、個人住民税の寄附金税額控除の対象となった。

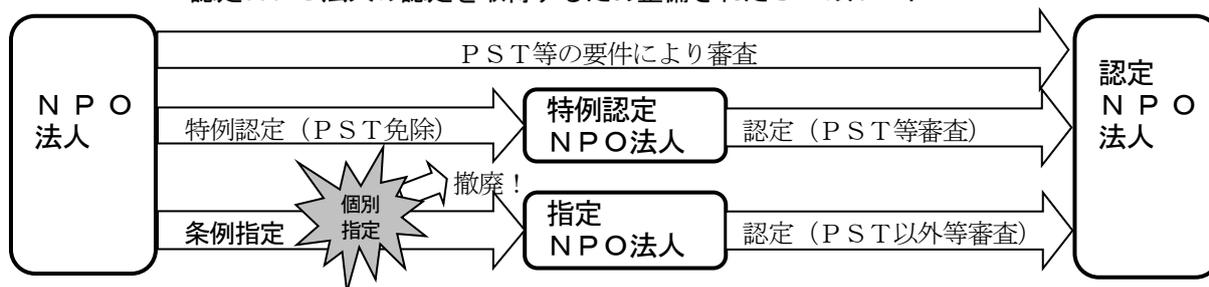
本県では、都道府県では初めてとなる、控除対象となる寄附金を受け入れるNPO法人を指定するための基準・手続等を定める条例を平成23年12月に制定、平成24年7月には対象となるNPO法人を指定する条例を制定し、平成30年度末現在で61法人を指定している。

しかしながら、条例に法人の名称及び所在地を明記する必要があるため、指定の都度条例改正が必要であり、指定の時期が限定されるなど速やかな指定という面で課題がある。

2 認定NPO法人制度についても、PST要件について絶対値基準（3,000円以上の寄附者が年平均100人以上）が導入されるなど、平成23年6月の法改正により認定要件が緩和されたが、より効果的かつ実効性があるものとして認定要件を更に見直す必要がある。

また、所得税の寄附金控除を受けるためには、確定申告の際に認定NPO法人による寄附金受領証明書を提出する必要があるが、より一層の寄附の促進に向けて、寄附金の源泉徴収控除項目への追加を実現する必要がある。

認定NPO法人の認定を取得するため整備された3つのルート



(神奈川県担当課：政策局NPO協働推進課)

VII-8 史跡等の保存整備に係る補助制度の拡充

提出先 文部科学省

【提案項目】

史跡、名勝、天然記念物等（以下「史跡等」という。）の保護に当たり、整備、管理等の促進を図るため、市町村による県有地の買上げについても補助対象とすること。

【提案理由等】

史跡指定された県有地に本県の施設が設置されていた場合、市町村による史跡等の円滑な整備等を行うため、市町村による当該県有地の買上げ及び県施設の移転等が検討されるが、史跡等購入費国庫補助要項では、市町村による県有地の買上げは補助対象事業とはならない。

この結果、当該史跡等の整備等に関しては、県施設の移転や市町村による県有地の買上げなど、本県又は市町村に財政的負担が生じることとなり、史跡等の計画的・円滑な整備等に支障が生じる懸念もある。

文化財保護法が改正され、平成 31 年度より市町村による文化財の総合的な保存・活用の仕組みが導入されたことから、こうした取組を効率的に進めるためにも、速やかに県有地を市町村有地とし、市町村が自らの管理地として整備等を行える環境を築くことが大切であり、例えば「地域計画」に記載された土地については市町村による県有地の買上げを補助対象事業とするなど、補助制度の拡充が必要である。

【提案項目】

総合型地域スポーツクラブの質的充実について、現在検討中の登録・認証制度を実効ある制度として着実に運用するため、次の措置を講じること。

- 1 登録・認証制度の早期周知
現在検討中の登録・認証制度について、総合型地域スポーツクラブ及び関係団体に対し、その詳細を早期に周知するとともに、十分な準備期間が確保できるよう配慮すること。
- 2 都道府県体育・スポーツ協会及び総合型クラブ連絡協議会の負担軽減
登録・認証制度を構築するにあたり、制度の運用主体となる「都道府県体育・スポーツ協会」と「都道府県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会」に過度な負担とならないよう十分に配慮すること。
- 3 新たな負担に対する財政的支援
登録・認証制度の運用開始により、運用主体や総合型地域スポーツクラブに新たな負担が生じる場合には、負担の内容や程度に応じ、国において財政的支援を検討すること。

【提案理由等】

現在、スポーツ庁で検討を進めている登録・認証制度では、都道府県における運用体制として、「都道府県体育・スポーツ協会」と「都道府県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会」が運用主体となることが想定されており、この両団体が担う役割は大きなものとなっている。

登録・認証制度を着実に運用し、総合型地域スポーツクラブの質的充実を進めていくためには、運用主体である「都道府県体育・スポーツ協会」と「都道府県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会」や、申請者である総合型地域スポーツクラブに対する国の支援が必要である。

- 1 国では、2020年度から各都道府県において都道府県版の登録・認証制度の策定を進めていくこととしており、2021年度に制度の運用開始が迫るなか、早期に制度の詳細を明らかにし、関係団体が十分な準備期間を確保できるようにすることが必要である。
- 2 国では、登録・認証制度を、各都道府県において地域の実情に応じた独自の登録基準を加えることや基準の適用範囲を判断できる制度にすること及び運用主体が都道府県行政等の第三者を含む登録審査委員会を設置し、書類審査及び実地審査等により審査する制度にしているが、このことが、運用主体等に過度な負担とならないよう十分な配慮が必要である。
- 3 制度の導入により、運用主体や申請者に新たな負担が生じる場合には、国において財政的支援をする必要がある。

VII-10 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた取組

提出先 内閣官房、総務省、財務省

【提案項目】

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京2020大会」という。）に向けて、次の措置を講じること。

- 1 地方自治体等の行う事務に対しての地方財政措置
地方自治体等が東京2020大会の円滑な運営を支えるために実施する事務に対しては、国において地方財政措置を講ずるなど支援を行うこと。
- 2 ホストタウンの取組に対する地方財政措置の継続・拡充
 - (1) 相手国との継続的な交流を促すため、2020年以降も特別交付税措置を継続すること。
 - (2) ホストタウンが行う施設改修に係る地方債措置については、適用対象を拡大すること。
- 3 新たな国庫補助制度の創設
ホストタウンの取組を推進するために行うスポーツ施設の整備、改修及び諸外国との交流については、全てのホストタウンが財政支援を受けることができるよう、新たな国庫補助制度を創設すること。

【提案理由等】

- 1 東京2020大会を契機とした恒久施設の整備や改修、県警察による警備など、地方自治体が東京2020大会の円滑な運営を支えるために実施する事務に関する経費については、国の財政的支援が必要である。
- 2 本県では、ホストタウンの目的である地域の活性化、様々な人的・文化的な交流について、2020年以降も継続して実施すべき重要な取組と考えており、将来にわたり先細りしないよう、特別交付税措置を東京2020大会後も継続する必要がある。
また、ホストタウンが行う施設改修に係る地方債措置については、現在、事前キャンプ受入れ時のために実施する「国際競技連盟基準に適合させるために必要不可欠な改修事業」のみが対象となっているが、事前キャンプを円滑かつ確実に実施できるよう、相手国から求められる練習環境向上のための改修事業等も対象にする必要がある。
- 3 2の地方財政措置は、特別交付税による措置のため、不交付団体においては財政支援措置を受けることができない。そのため、すべてのホストタウンが円滑に事業を実施できるよう、交付税措置だけではなく国庫補助による支援が必要である。

(神奈川県担当課：スポーツ局オリンピック・パラリンピック課、セーリング課)

【提案項目】

マイナンバー（社会保障・税番号）について、制度の円滑な運営を図り、実務に携わる地方自治体の負担を軽減するため、次の措置を講じること。

1 地方側への情報提供及び協議の充実

現行の仕組みの見直し等を行う際には、地方自治体の実務が円滑に進むよう、速やかな情報提供を行うこと。また、新たな仕組みを導入する際には、事前に地方と十分に協議を行い、地方自治体への影響を検証した上で、導入を進めること。

2 システム改修に係る適切な財政措置及び補助金申請事務の見直し

新たな情報連携の開始に伴うシステム改修の際に、地方自治体に発生した経費に対しては、適切な財政措置を講じること。

また、個人番号カード等の交付に係る補助金の申請事務については、地方自治体が申請等を適切に行うことができるよう、明確かつ速やかな情報提供を行うとともに、十分な事務処理期間を確保すること。

3 特定個人情報データ標準レイアウト改版に係るスケジュール

特定個人情報データ標準レイアウト改版において、システム改修及び連携テスト等の対応が必要になることから、地方自治体の事情を踏まえて速やかな情報提供を行うとともに、レイアウトを早急に確定し、スケジュールを順守すること。

【提案理由等】

1 マイナンバー制度の導入に伴い、現行制度の仕組みの見直しや新たな仕組みの導入が行われる際に、地方自治体における実務への支障が生じないよう、速やかな情報提供や事前協議を行う必要がある。また、地方自治体への通知類に関する問合せに対し、見解が示されるまで時間を要することが多いため、実務に支障が出ないよう、速やかに見解を示してもらう必要がある。

2 国の方針による新たな情報連携が開始される場合、地方自治体におけるシステム改修費用の負担が大きくなるよう、適切な財政措置が必要である。

また、補助金の申請に係る事務については、補助対象等の解釈に疑義が生じることがあり、また、地方自治体の申請等に係る事務処理期間が非常に短いことから、算定誤りが発生しないよう、明確かつ速やかな情報提供を行うとともに、十分な事務処理期間を確保するなど事務の見直しが必要である。

3 令和元年6月の特定個人情報データ標準レイアウト改版において、地方自治体との調整もなく、確定に係るスケジュールが大幅に遅延した上に、改版実施時期が前倒しされた対応があった。国の事情による急なスケジュール変更により、地方自治体の事務負担や財政負担が増えないよう、今後は地方自治体に対し速やかな情報提供を含めた丁寧な説明が必要である。

VII-12 地上デジタル放送への移行による新たな難視対策

提出先 総務省

【提案項目】

地上波によるテレビ放送については、デジタル放送への移行に伴い、テレビが視聴できない新たな難視が発生し、地上デジタル放送難視地区対策計画に基づいた対策がアナログ放送の終了までに完了しなかった地区等については、新たな難視の恒久的な対策が実行された。しかし、やむを得ず行った共同受信施設設置や維持管理等の受信者側対策については、本来自ら対策を実施すべき立場である国や放送事業者による助成の充実が求められることから、電波利用料財源を活用するなどにより、助成制度を拡大し、住民の経済的負担の軽減を図ること。

【提案理由等】

テレビは、ユニバーサルサービスであり、日常生活の基盤となっているだけでなく、災害時においても地域住民が情報を得る上で不可欠なものとなっている。

デジタル放送への移行に伴い、新たな難視が発生し、地上デジタル放送難視地区対策計画に基づいた対策の完了予定時期が2011年7月24日以降とされた地区等については、暫定的・緊急避難的な措置としての地デジ難視対策衛星放送を経て、2015年5月に地上系放送基盤による恒久的な対策が完了した。

2011年7月の地上デジタル放送への完全移行は国策として推進されたものであり、地上アナログ放送を視聴できた地域における新たな難視対策において、やむを得ず共同受信施設の設置などの受信者側対策を講じた場合にあつては、本来自ら対策を実施すべき立場である国や放送事業者による助成の充実が求められる。

VII-13 自動車等による食品の移動販売に関する営業許可の有効範囲の明文化

提出先 厚生労働省

【提案項目】

自動車等による食品の移動販売を営む事業者の負担軽減等の観点から、食品衛生法第52条に基づく営業許可の有効範囲について、都道府県知事等による許可が、他都道府県知事等の所管域においても有効であるとの法的解釈を明文化すること。

【提案理由等】

食品衛生法（昭和22法律第233号）第51条に規定する営業を営もうとする者は、同法第52条により営業所所在地を管轄する都道府県知事、保健所を設置する市又は特別区にあつては市長又は区長（以下「都道府県知事等」という。）の許可を受けなければならないとされている。同様に、自動車、列車、船舶等の移動する施設を利用して行う営業を営もうとする者も都道府県知事等の許可を受けなければならないが、自動車等は、都道府県知事等の所管域の区域を越え営業を行うことがあり、都道府県知事等の許可の有効範囲が他都道府県知事等の所管域において有効であるか否かの疑義が生じている。

このことについて、厚生労働省は、以前より複数の通知を発出しているが、通知の内容が相反するにもかかわらず、いずれの通知も廃止していない。さらには、直近の通知においても、地方自治法に基づく技術的助言として、都道府県知事等の許可の有効範囲が他都道府県知事等の所管域において有効であると示しているが、その法的解釈を明らかにしていない。

このことから、6つの保健所設置市を擁する本県においても、県、保健所設置市それぞれの自治体によって、法的解釈が異なっており、行政間での混乱を招くだけでなく、食品の移動販売を営む事業者にとっても負担となっている。

そこで、自動車等による食品の移動販売を営む事業者の負担軽減等を図るため、厚生労働省は、食品衛生法第52条に基づく営業許可の有効範囲が他都道府県知事等の所管域において有効であるとの法的解釈を明文化する必要がある。

VIII-1 社会資本整備予算の確保

提出先 財務省、国土交通省

【提案項目】

安全・安心な暮らしを確保するとともに、円滑な経済活動を支え、地域の活性化を促す社会基盤の整備を推進できるよう、公共事業関係予算をしっかりと確保すること。

さらに、首都圏、ひいては全国の経済成長を牽引する一方、人口や企業の集積が著しく、自然災害に対して脆弱な本県において、社会資本整備を計画的かつ確実に進められるよう、本県における国直轄事業予算、社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金等の所要額を確保すること。

【提案理由等】

安全・安心を確保し、経済の好循環や一層の観光振興を図るためには、社会基盤の充実・強化を図ることが急務となっている。

大規模地震などに対応する強靱な道路ネットワークを形成するため、高速道路から地域の道路に至るまで、体系的な整備・保全を推進する必要がある。また、台風等により記録的な豪雨が頻発し、全国各地で深刻な被害が発生しており、こうした自然災害への対策の必要性が、ますます高まっている。

こうしたことから、安全・安心を確保し、経済活動を支え、地域の活性化を促す社会基盤の整備に資する公共事業関係予算を、十分に確保する必要がある。

さらに、本県は、全国で第2位となる約918万人の人口を擁し、首都圏の中で自立性の高い都市拠点形成され、商業、居住など様々な機能を担っている。

このような中、自然災害に強く県民が安全で安心して暮らせるまちづくりや活力と魅力あふれる県土づくりが強く求められており、県経済の活性化を支える道路網の整備や、県民の安全・安心を確保する河川・砂防・下水道施設等の整備、魅力ある県土づくりに向けた市街地・住環境の整備などを計画的かつ確実に推進していかなければならない。

そのため、本県においても、事前防災・減災を図り、国際競争力の強化等にも資する国土強靱化等を推進し、県民の安全・安心のための県土づくりを着実に進める必要がある。

については、本県において、国直轄事業予算を確保し、着実に事業を推進するとともに、社会資本整備総合交付金等についても、各事業の進捗等に応じた本県の所要額を確保することが不可欠である。

【提案項目】

土地の境界を明確にする地籍調査事業は、大規模災害後の早期復興に大きく寄与することから、より一層の事業促進を図るため、次の措置を講じること。

- 1 国庫負担金の十分な予算措置
市町村が計画的に地籍調査事業を推進するため、国庫負担金の十分な予算措置を講じること。
- 2 津波被害に備えた事業の促進
津波被害への備えとして、相模湾沿岸の都市部における地籍調査事業を早急に進めるため、十分な予算措置を講じること。
- 3 国直轄事業（都市部官民境界基本調査）の充実・強化
国が主体となり実施される都市部官民境界基本調査は、本県及び市町村の負担軽減だけでなく、特に進捗が遅れている都市部の地籍調査の推進に大きく寄与しているため、十分な予算措置を講じること。

【提案理由等】

土地の境界を明確にする本事業は地震や津波等による被災後の復興に有効なことから、その必要性がますます高まっており、本県においてもより一層の事業促進を図る必要がある。

- 1 本県では、大規模災害への備えとして地籍調査事業の必要性が高まっており、地籍調査に取り組む市町の数は年々増加している。
事業主体の市町をはじめ、本県においても、財政状況が厳しい中、計画的な地籍調査を進めるため、調査費の確保に努めているところであり、国においても、国庫負担金の十分な予算措置が必要である。
- 2 本県では、平成25年12月に、内閣府が設置した「首都直下地震モデル検討会」から示された相模トラフ沿いの最大クラスの地震などの最新の科学的知見に基づいて津波浸水想定図を作成した。この津波浸水想定や切迫性の指摘されている県西部地震による津波被害に備えて、相模湾沿岸の都市部を地籍調査の重点地域に位置付けて事業を促進しているところであり、早急に事業を進めるため、十分な予算措置が必要である。
- 3 国直轄により実施される都市部官民境界基本調査は、本県及び市町村の負担軽減となるだけでなく、特に進捗が遅れている都市部の地籍調査の推進に大きく寄与する事業である。
については、すべての要望地区で調査が実施されるよう十分な予算措置を講じることにより、当該事業の更なる充実・強化を図る必要がある。

Ⅷ-3 公共用地の取得に関する制度等の改善

提出先 法務省、財務省、農林水産省、国土交通省

【提案項目】

公共用地の取得を推進するために、次の措置を講じること。

- 1 多人数共有地の分筆登記に係る特例創設
多人数共有地の分筆登記の申請に例外を設け、公共事業に限り一定の特別多数の同意による分筆登記を可能にすること。
- 2 筆界特定制度における申請者の拡充
東日本大震災復興特別区域法と同様に、土地の所有権登記名義人等だけでなく、公共事業者も筆界特定の申請ができるようにすること。
- 3 税制上の優遇措置の拡充
 - (1) 同一事業における複数年にわたる契約について、5,000万円の特別控除を上限まで適用すること。
 - (2) 事業認定を受けなくても譲渡所得の特別控除が認められる事業の範囲を拡大すること。
 - (3) 農地等を公共用地として譲渡した場合についての相続税猶予税額等を免除すること。

【提案理由等】

- 1 多人数共有地の登記手続では、全所有者の共同申請がないと分筆登記ができず、用地取得の隘路となっている。そのため、不動産登記法関係法令に基づく分筆登記の申請手続に例外を設け、一定の特別多数の同意による分筆登記が可能になるよう、制度の改善が必要である。
- 2 筆界特定の申請は土地の所有権登記名義人等に限られ、申請費用の負担協力がなければ同制度の有効活用ができず、用地買収の隘路となっている。そのため、特区法と同様に、公共事業者が筆界特定を申請できるよう申請者の拡充を行う必要がある。
- 3
 - (1) 同一事業において契約を2か年以上に分割せざるを得ない場合に、地権者が不利益を被らないよう、譲渡所得の特別控除を通算して適用できるようにする必要がある。
 - (2) 事業認定を受けなければ特別控除が適用されない事業は、地権者の譲渡後の税負担を理由に、用地取得に時間を要する場合があることから、事業の早期完了のため、事業認定を受けなくても特別控除が適用される事業範囲を拡大する必要がある。
 - (3) 地権者が相続税の納税猶予の特例を受けた農地等を公共用地として譲渡した場合、相続税の猶予がなくなることが用地取得の隘路になっていることから、全額免除の措置を設ける必要がある。

VII-4 小型船舶等の不法係留対策の推進

提出先 水産庁、国土交通省

【提案項目】

不法係留船対策を効果的に行うために、次の措置を講じること。

- 1 保管場所確保を義務付ける制度の創設
船舶の保管場所の確保を義務付ける制度を創設すること。
- 2 水域管理者が所有者判明船を簡易な手続で強制撤去できる制度の創設
河川・港湾・漁港の管理者が簡易な手続で、所有者が判明している不法係留船舶の撤去ができる制度、撤去後の保管費用の強制徴収が可能となる制度及び保管期限の上限を定める制度を創設すること。
- 3 強制撤去費用及び係留・保管施設整備に係る予算措置
地方自治体が行う不法係留船対策を推進するため、不法係留船の強制撤去に要する費用及び係留・保管施設整備について予算措置を講じること。
- 4 放置船等の処分経費を関係団体等が負担する制度の創設
所有者不明の放置船及び沈没船の処分について、関係団体等が経費を負担する制度を創設すること。

【提案理由等】

近年、海洋レジャーへの関心の高まりなどを受け、河川や港湾・漁港において、不法な船舶の係留が行われ、河川の流水機能の低下、船舶の航行障害、洪水・高潮時の不法係留船の流出による被害や津波による背後住居への二次被害等の問題を引き起こしているばかりでなく、周辺の生活環境にも少なからず影響を及ぼしている。

このような現状を抜本的に解消するためには、自動車のように適正な保管場所を予め確保することを義務付けることが必要不可欠である。また、対策を効果的に推進できるよう、所有者が判明している不法係留船撤去のための簡易な手続の創設のほか、係留・保管施設整備への予算措置等が必要である。

大岡川水系（横浜市）の不法係留の状況



三崎漁港の不法放置の状況



Ⅷ-5 都市公園の整備と「みどり」の保全の推進

提出先 財務省、国土交通省、環境省

【提案項目】

「みどり」の保全と創造を図るため、緑地保全の推進と都市公園の整備の推進について、次の措置を講じること。

1 都市公園の整備の推進

- (1) みどり豊かな潤いある都市環境の実現に加え、国土強靱化など安全・安心な都市の形成や、歴史と文化等に根ざした魅力ある地域づくりといった現下の政策課題に、総合的・効率的・効果的に対応する都市公園の整備に対し、十分な予算措置を講じること。
- (2) バリアフリー化や防災機能の拡充などへの対応が求められている都市公園の再整備や、長寿命化計画に基づき実施される施設の改築等について、十分な予算措置を講じること。

2 緑地の保全の推進

- (1) 相続税の算定において3割の評価減がされている歴史的風土特別保存地区内の山林について、近郊緑地特別保全地区や特別緑地保全地区と同様に減価割合を8割に引き上げるとともに納税猶予制度を創設すること。
- (2) 市町村等が保存契約をした緑地の相続税算定について、都市緑地法に基づく市民緑地制度と同様に2割の評価減とすること。
- (3) 第2次地方分権一括法の施行に伴い、近郊緑地特別保全地区の許可等の権限については市に移譲されたが、近郊緑地特別保全地区は法の趣旨にもあるとおり、首都圏の秩序ある発展を図ることを目的に国が指定する近郊緑地保全区域を保全するための制度であることから、市に過大な財政負担が生じないように十分に配慮すること。
- (4) 地方自治体では、古都保存法・都市緑地法等に基づき保全緑地の買入れを進めてきた結果、毎年多額の維持管理費用が生じ、大きな負担となっているため、緑地の維持管理への財政支援措置を行うこと。

【提案理由等】

- 1 県内の都市公園の一人当たり面積は5.5㎡で、全国ワースト3位、全国の平均面積（10.5㎡）の約半分と遅れており、より一層の整備推進が求められている。

そこで、本県では、みどり豊かな潤いのある都市環境を実現することなどを目的として、公園の再整備や拡大整備を進めている。

また、本県ではPFI事業や指定管理者制度などにより民間活力の導入を図ってきたところであり、今後はさらにPark-PFIなどの新たな制度も活用して、公園整備の推進を図ることとしている。

一方、本県においては、大規模地震による大きな被害が想定されており、これらの災害に備えるための防災機能の拡充はもとより、本格的な高齢社会に対応したバリアフリー対策や施設の老朽化に対応した計画的な施設更新などが喫緊の課題となっている。

さらに、平成27年3月に、本県内の圏央道（さがみ縦貫道路全線）が開通し、新東名高速道路などの整備が進む中、都市公園は、より広域的な観光の核としても、重要性が増しており、都市公園の整備を一層推進するため、県・市町村に対して十分な予算措置が不可欠である。

VIII-6 自然公園施設整備等に係る交付金の拡充

提出先 環境省

【提案項目】

県立自然公園の施設整備により、安全で快適な公園利用を図るため、自然環境整備交付金及び環境保全施設整備交付金について、県立自然公園の整備事業も対象とすること。

【提案理由等】

県立自然公園は、自然公園法に基づき知事が指定し、施設を整備しているが、自然公園施設は広範囲であり、歩道や園地など管理する施設等も多いことから、整備や維持管理に係る負担が大きい現状となっている。

安全で快適な公園利用を図るためには、自然公園施設の整備や長寿命化対策を行っていく必要があるが、自然環境整備交付金及び環境保全施設整備交付金については、対象事業が国立公園、国定公園及び長距離自然歩道の整備事業に限られているため、県立自然公園も対象とするよう、交付対象の拡充を求める。

Ⅷ-7 被災漁業者の生産活動再開支援制度の創設

提出先 水産庁

【提案項目】

大型の台風や豪雨等の自然災害により被災した漁業経営体が迅速に生産活動を再開できるようにするため、次の措置を講じること。

- 1 被災漁業者の生産活動再開支援制度の創設
被災した漁業者の定置網漁具や漁船、養殖施設など、主要な生産基盤の復旧を支援することで、漁業者が迅速に生産活動を再開できる新たな支援制度を創設すること

【提案理由等】

近年、気候変動の影響等による台風の大型化等、自然災害による漁業への被害が増加しており、平成29年台風21号や平成30年台風12号などでは、大型・小型定置網などの漁具や漁業施設、漁船等が被害を受け、漁業経営に甚大な影響を及ぼしている。しかし、漁業では、指定災害においても農業の「被災農業者向け経営体育成支援事業」のような、個々の生産者所有の施設への支援事業は無く、生産施設の再建が漁業者の大きな負担となっている。

- 1 被災による生産活動の長期停滞は、中小・零細経営体にとって廃業の危機となり、また本県沿岸漁業の生産量、生産額の大きな減少につながる。本支援制度の創設により、迅速に生産活動を再開できる道筋を作ることで、中小・零細経営体の経営安定化と県産水産物の安定供給を図ることができる。
- 2 漁業経営者の災害による経営リスクを軽減することにより、既存の漁業者の設備投資や新規参入の促進が図られ、本県沿岸漁業の活性化が期待できる。

近年の台風被害状況（定置網漁業）

	被災定置網数	被災額
平成29年台風21号	17ヶ統	2.7億円
平成30年台風12号	8ヶ統	0.8億円

【提案項目】

明治記念大磯邸園について、国と地方自治体の連携の下、整備促進と有効活用を図るため、次の措置を講じること。

1 国が実施する事業の促進

「明治150年」関連施策の一環として、平成29年11月に閣議決定された明治記念大磯邸園の整備について、明治期の立憲政治の確立等に貢献した先人の業績等を後世に伝えるため、国においては、中核的な区域となる歴史的建物群とその周辺区域の保存・活用に必要な予算を確保し、引き続き整備促進を図ること。

2 地方自治体が発実施する事業への支援

明治記念大磯邸園の整備において、地方自治体が行う事業に対して、引き続き十分な予算措置を講じること。

3 整備効果を最大限発揮する運営・活用

明治記念大磯邸園は、地域が取り組む「新たな観光の核づくり」や、官民協働で取り組む「邸園文化圏再生構想」を一層推進し、本県の地域活性化に大きく寄与するため、地域と連携した管理運営や活用を行い、整備効果が最大限発揮されるよう十分に配慮すること。

【提案理由等】

1 「明治150年」関連施策の一環として、立憲政治の確立等に関する歴史的遺産の保存及び活用を行い、一体的な空間として後世に伝えるため、平成29年11月21日に神奈川県大磯町に明治記念大磯邸園を設置する閣議決定が行われ、平成31年2月には、国において、明治記念大磯邸園の中核的な区域となる歴史的建物群とその周辺区域について、都市計画事業として事業化されている。

明治記念大磯邸園の整備は、「明治150年」関連施策の国家的記念事業であり、国が実施する事業においては、必要な予算を確保し、整備促進を図ることが必要である。

2 明治記念大磯邸園について、国と地方自治体が適切に連携し、一体的に整備を促進するためには、地方自治体が発実施する事業に対して、社会資本整備総合交付金による十分な予算措置が不可欠である。

3 相模湾沿岸には、県立大磯城山公園など政財界人の邸園等の地域資源が集積しており、NPOによる保全等の取組も活発であることから、国が新たに創設した「ガーデンツーリズム」登録制度の活用や、NPO等と連携した邸園の管理運営や活用を行い、明治記念大磯邸園の整備効果が最大限発揮されるよう十分に配慮することが必要である。

Ⅷ-9 三浦半島におけるみどりの保全・再生・活用（国営公園の早期設置）

提出先 国土交通省

【提案項目】

三浦半島におけるみどりの保全等に資するため、次の措置を講じること。

- 1 三浦半島国営公園の早期実現
首都圏の緑の基軸を形成する三浦半島において、広域的なみどりの保全・再生・活用拠点となる国営公園の設置を早期に実現すること。
- 2 三浦半島における緑の保全・活用の促進
首都圏広域地方計画においても、三浦半島における緑の保全・活用の重要性が位置付けられていることから、その促進を図ること。

【提案理由等】

三浦半島は、まとまりある貴重な緑が残されており、多摩丘陵等と一体となって、首都圏において最も重要な緑の基軸を形成しており、美しい景観を有する地域である。

これまでに、国の都市再生プロジェクト（第三次決定）（平成13年12月4日 都市再生本部決定）の「Ⅲ. 大都市圏における都市環境インフラの再生」では、「豊かでうるおいのある質の高い都市生活を実現するため、大都市圏の既成市街地において、自然環境を保全・創出・再生することにより水と緑のネットワークを構築し、生態系の回復、ヒートアイランド現象の緩和、自然とのふれあいの場の拡大等を図る。」とされており、その後の「首都圏の都市環境インフラのブランドデザイン」（平成16年3月15日 自然環境の総点検等に関する協議会策定）では、「三浦半島では、（中略）国営公園構想等も踏まえた、半島の自然環境の保全と活用拠点設定について検討を行う。」とされている。

また、新たな「首都圏広域地方計画」（平成28年3月29日 国土交通大臣決定）の「海洋文化都市圏の創出プロジェクト」においても、「三浦半島に残された大規模緑地や海洋環境などの保全・活用により、首都圏の水と緑のネットワーク形成を推進する」とされている。

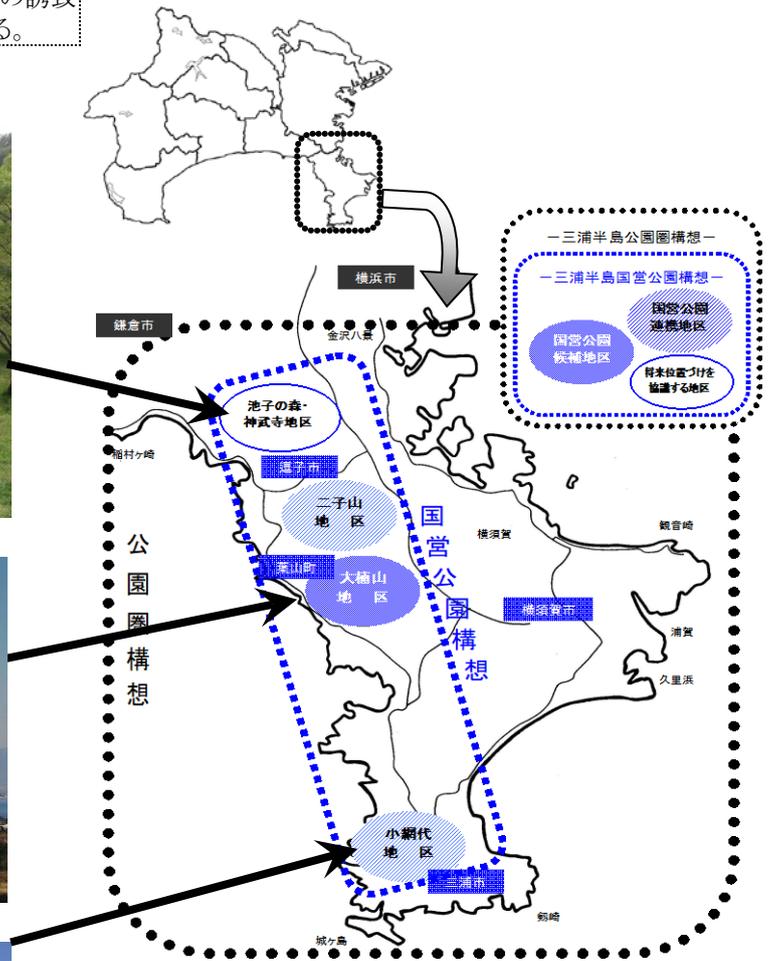
一方、本県では、「三浦半島公園圏構想」（平成18年3月）を策定し、三浦半島の自然の保全・再生・活用を図り、首都圏や海外からも多くの人々が訪れ、楽しみ、癒され、満足できるように、半島全体を魅力ある公園のような空間としていくことを目指している。

平成26年7月には、小網代の森がオープンし、環境学習の場等として活用され、また、平成27年2月には、池子の森自然公園が、米軍との共同使用として一部開設されるなど、三浦半島ゾーンの緑地空間の保全・創出が図られようとしている。

こうした三浦半島ゾーンの魅力を高め、首都圏における広域的な「水と緑のネットワーク」を推進する上で、中核的施設となる国営公園の設置が必要である。

本県では、「国営公園構想」の中で「大楠山地区」を候補地とし、地域づくりの基本方針である「三浦半島公園圏構想」において、国営公園の誘致をリーディングプロジェクトに位置付けている。

【三浦半島国営公園構想地区位置図】



VIII-10 道路施設の老朽化対策の推進

提出先 国土交通省

【提案項目】

計画的な点検・予防的な修繕などによる道路施設の老朽化対策を推進するため、次の措置を講じること。

1 道路施設の効率的・効果的な維持管理・更新の推進

効率的かつ効果的なメンテナンスサイクルによって、道路施設の老朽化による事故等を未然に防ぎ道路利用者の安全・安心を確保するため、高速道路や国道において対策を進めるとともに、本県及び市町村の取組に十分な予算措置を講じること。

2 メンテナンス技術の研究開発の促進

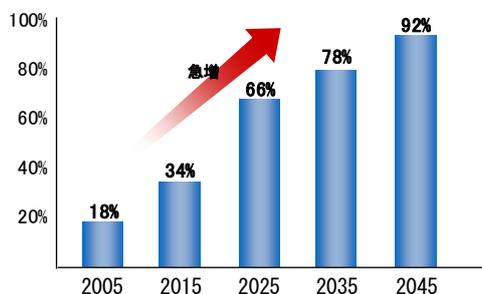
ロボットを活用した点検など、維持管理・更新に係る新技術について、産学官による共同研究や得られた成果の基準化、標準化の促進を図ること。

【提案理由等】

1 修繕・更新を必要とする道路施設が加速度的に増加する中、県土構造の骨格を担う高速道路や国道をはじめ、道路施設の老朽化対策をより一層推進する必要がある。また、道路施設の維持管理・更新には、継続的に多額の費用が必要となることから、長寿命化計画の策定と同計画に基づく、計画的で効率的な道路施設の維持管理・更新を進められるよう、十分な予算措置が必要である。

2 高度な点検・診断技術など、維持管理に係る作業の効率化や維持管理・更新費の大幅な削減に資する新技術について、国が先導しつつ、官民を挙げて技術開発に取り組むとともに、現場への速やかな導入を図るために、得られた成果の基準化、標準化を促進する必要がある。

県管理橋りょうにおける建設後50年経過する橋りょうの推移



VIII-11 地域公共交通の確保への支援

提出先 国土交通省

【提案項目】

学生や高齢者など誰もが円滑に移動できるよう、地域の実情に応じた地域公共交通の確保に向けた取組を推進するため、補助要件の緩和など国による支援の拡大を図ること。

【提案理由等】

本県では、運転のできない学生・生徒や高齢者等、誰もが円滑に移動できるよう、市町村を中心に、バス路線の退出に伴う生活交通の確保や、コミュニティバス等の導入など、地域公共交通の確保に取り組んでいる。

国は、地域公共交通確保維持改善事業により取組の支援を行っているが、例えば、現在県内で140路線を超えるコミュニティバス等のうち、国の補助を受けているものは7路線にとどまっている。

今後も地域の実情に応じたきめ細やかな、地域公共交通の確保に向けた取組を継続的に推進していくためには、関東運輸局長が指定する交通不便地域の拡大や、新たに運行するコミュニティバス等に対象を限定している補助要件の緩和など、国の支援を拡大する必要がある。

Ⅷ-12 安全・安心に利用できるみちづくりの推進

提出先 国土交通省

【提案項目】

交通事故の多発や高齢化の進展などを踏まえ、安全・安心に利用できるみちづくりを推進するため、交通安全施設等の整備に係る事業について、次の措置を講じること。

- 1 安全な歩行空間の整備推進
歩道未設置箇所への歩道整備など、通学路を始めとする歩行空間の交通安全対策を効果的に実施するため、本県及び市町村へ十分な予算措置を講じること。
- 2 歩行空間のバリアフリー化の推進
段差のない歩道や幅の広い歩道を整備し、高齢者や障がい者など誰もが円滑に通行できる歩行空間を確保するため、本県及び市町村へ十分な予算措置を講じること。
- 3 安全で快適な自転車通行空間の整備推進
「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」を活用し、自転車通行空間の効率的な整備を進めるため、本県及び市町村へ十分な予算措置を講じること。

【提案理由等】

学校関係者（教育委員会、学校、PTA）、警察及び道路管理者による通学路の合同点検や対策を効果的に実施する取組を継続して推進するなど、歩行者や自転車の安全・安心を確保するため、交通安全施設等の整備に十分な予算措置が必要である。

幅の広い歩道の整備状況

施工前



施工後



(神奈川県担当課：県土整備局道路管理課)

【提案項目】

自動車専用道路の整備効果を周辺地域に波及させるため、インターチェンジ接続道路等の整備推進が図れるよう、十分な予算措置を講じること。

- 1 新東名高速道路 I C 関連事業の推進
 - ・ 県道603号(上粕屋厚木)

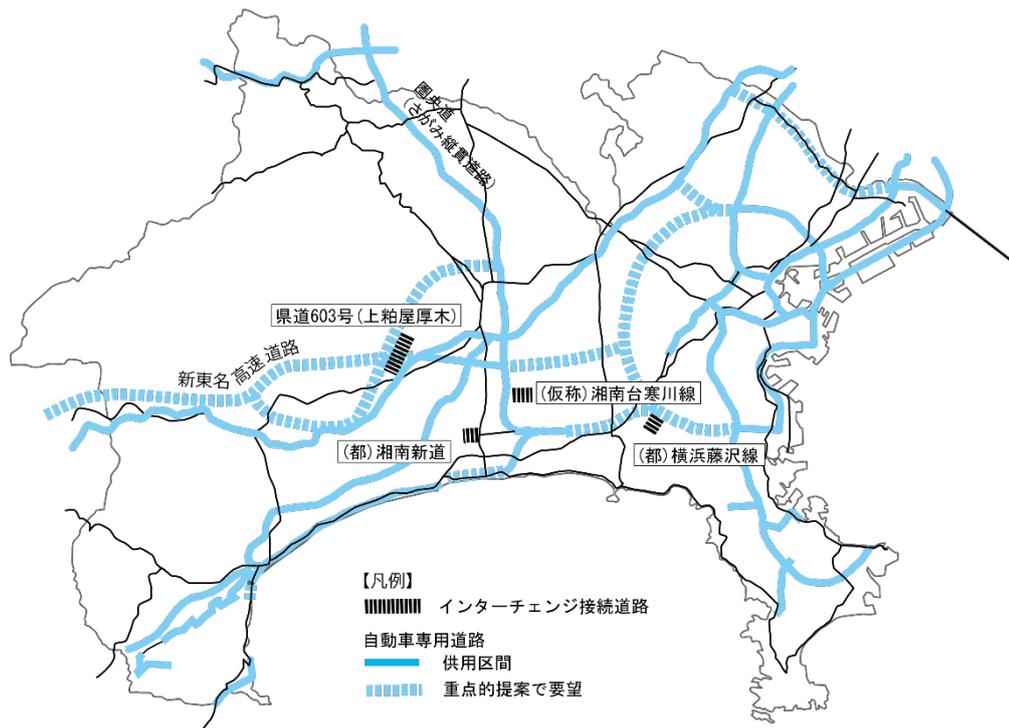
- 2 首都圏中央連絡自動車道 I C 関連事業等の推進
 - ・ 都市計画道路 湘南新道
 - ・ (仮称)湘南台寒川線
 - ・ 都市計画道路 横浜藤沢線

【提案理由等】

本県では、各地で深刻な交通渋滞が発生しており、快適な県民生活や円滑な企業活動が大きく阻害されるなど様々な弊害が生じている。

こうした状況を抜本的に改善するため、新東名高速道路や首都圏中央連絡自動車道などの自動車専用道路網の整備が進められているところであるが、その整備効果を周辺地域に波及し、広域的な交通利便性向上を図るためには、インターチェンジや工業団地への接続道路の整備を積極的に推進することが不可欠である。

そこで、補助事業や社会資本整備総合交付金による重点的な支援、十分な予算措置を講じることが必要である。



(神奈川県担当課：県土整備局道路企画課、道路整備課)

【提案項目】

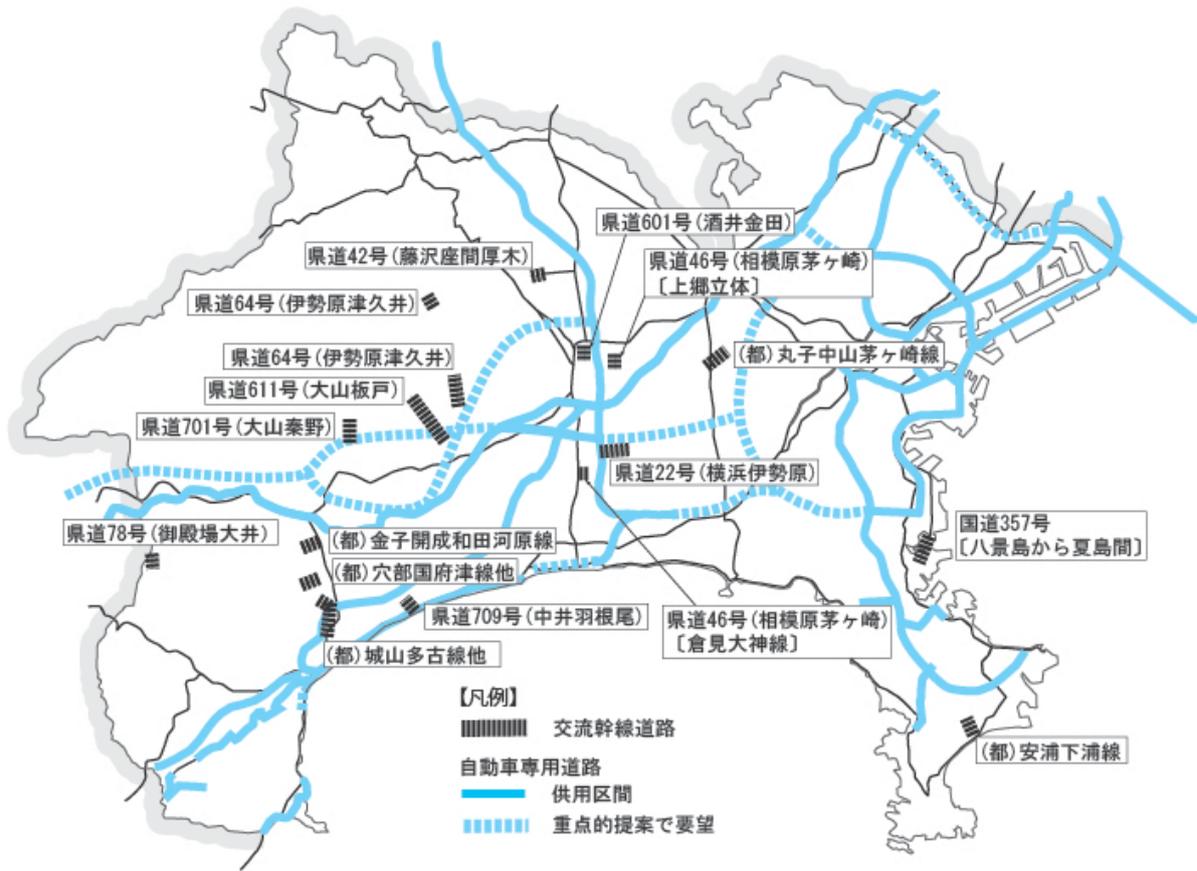
自動車専用道路網を補完して、地域の交流・連携を支える路線の整備推進が図れるよう、十分な予算措置を講じること。また、直轄国道については、積極的に整備推進を図ること。

- ・ 国道357号〔八景島から夏島間〕
- ・ 県道22号(横浜伊勢原)
- ・ 県道42号(藤沢座間厚木)
- ・ 県道46号(相模原茅ヶ崎)〔上郷立体〕
- ・ 県道46号(相模原茅ヶ崎)〔倉見大神線〕
- ・ 県道64号(伊勢原津久井)
- ・ 県道78号(御殿場大井)
- ・ 県道601号(酒井金田)
- ・ 県道611号(大山板戸)
- ・ 県道709号(中井羽根尾)
- ・ 県道701号(大山秦野)
- ・ 都市計画道路 安浦下浦線
- ・ 都市計画道路 丸子中山茅ヶ崎線
- ・ 都市計画道路 金子開成和田河原線
- ・ 都市計画道路 城山多古線他
- ・ 都市計画道路 穴部国府津線他

【提案理由等】

企業活動の活性化や観光振興を図るとともに、県民の日常生活を支えるためには、自動車専用道路網と合わせて、交流幹線道路網を体系的に整備していくことが不可欠である。

本県では、道路部門の実施計画である「かながわのみちづくり計画」に基づき選択と集中を図りながら、効率的・効果的な整備を進めているところであるが、インターチェンジ接続道路に限らず、地域の交流・連携を支える路線についても、十分な予算措置を講じることが必要である。



(神奈川県担当課：県土整備局道路企画課、道路整備課)

【提案項目】

着実な流域下水道整備と未だ整備の遅れている市町村の公共下水道整備を促進するとともに、増大する下水道ストックの長寿命化対策、また、下水道事業による良好な環境の創造を推進していくため、次の措置を講じること。

1 下水道事業の予算配分

下水道事業の予算配分に当たっては、改築更新、未普及対策及び浸水対策など必要とする事業の執行に支障が生じないように、十分な予算措置を講じること。

2 改築更新に係る国庫補助の継続

改築更新に係る国庫補助については、下水道施設の老朽化対策など事業の執行に支障が生じないように国庫補助の継続を講じること。

3 引き下げられた国費率の復活

管きょや処理場の引き下げられた国費率を早期に復活するよう予算措置を講じること。

4 予算措置の充実等

- (1) 管きょ整備・長寿命化などの改築更新について予算措置を充実すること。
- (2) 雨水施設の整備について予算措置を充実すること。
- (3) 地域特性に配慮した予算措置を創設すること。
- (4) 排水設備の設置促進について予算措置を充実すること。

5 温室効果ガス排出削減の取組に対する十分な予算措置

温室効果ガスの排出削減の観点から、施設の整備や改築更新における省エネ型機器の導入等の取組に対して十分な予算措置を講じること。

【提案理由等】

1 下水道事業の予算配分

(1) 改築更新

下水道ストックが増大し、今後、大量に耐用年数を迎えるに当たり、その改築更新には多大な費用を要する。

既存施設の破損・機能停止を未然に防止するためには、計画的な点検による異常箇所の早期発見や、改築等により適切な予防保全対策を講じる必要があり、重点事業に位置付けるなど国による確実な予算措置が必要である。

(2) 未普及対策

下水道事業の推進は、生活環境の向上・水質汚濁の防止を図る上で必要不可欠であるが、財政状況の厳しい市町村を中心に未普及地域の解消が課題となっている。

市町村は汚水処理施設整備についての10年概成のためのアクションプランに基づき着実に行う必要があり、国による確実な予算措置が必要である。

(3) 浸水対策

近年、局所的な集中豪雨が増加傾向にあり、下水道の雨水排除能力を超える雨水流出への対策は喫緊の課題であるが、雨水施設整備には多大な費用を要することから、国による確実な予算措置が必要である。

2 改築更新に係る国庫補助の継続

下水道は、極めて公共性の高い社会資本であり、今後、老朽化が進む下水道施設の計画的な改築更新は、安全で衛生的な県民生活を実現するうえで不可欠であることから、下水道施設の改築更新に係る国庫補助の継続が必要である。

3 引き下げられた国費率の復活

公共下水道の整備や改築更新などの費用が市町村の財政を圧迫しており、これらを計画的に進めるためには、平成5年度に引き下げられた単独処理場の国費率（10分の5.5）を流域下水道処理場相当（3分の2）にするなど管きょや処理場の国費率を早期に復活する必要がある。

4 予算措置の充実等

(1) 管きょ整備・長寿命化などの改築更新について予算措置の充実

現行では、交付対象が主要な管きょに限定されており、枝線管きょの整備や長寿命化などの改築更新を計画的に進めるためには、交付対象範囲の拡充が必要である。

(2) 雨水施設整備について予算措置の充実

現行では、交付対象が幹線管きょや一定要件を満たした雨水貯留施設等に限定されており、施設整備を計画的に進めるためには、交付対象範囲の拡充が必要である。

(3) 地域特性に配慮した予算措置の創設

地形が急峻な地域では、平坦地に比べポンプ施設等の設置が増大し多大な費用を要すること、観光地では、より早期に下水道の整備促進を要すること等、これらの地域特性に配慮した交付金制度の創設が必要である。

(4) 排水設備の設置促進について予算措置の充実

持続可能な下水道経営には、安定的な使用料収入の確保が必要不可欠であり、そのための接続率の向上に向けては、土地所有者等が整備する排水設備の設置促進が必要であることから、基幹事業への位置付けや効果促進事業の拡充等、国による支援強化が必要である。

5 温室効果ガス排出削減の取組に対する確実な予算措置

省エネや温室効果ガス削減の観点から、施設の整備や更新の際には、省エネ型機器の導入による消費電力の抑制などに取り組むため、国による確実な予算措置が必要である。

【提案項目】

計画的な都市基盤整備による良質な都市空間の形成や、老朽化した既成市街地の再整備による都市機能の更新を一層推進するため、次の措置を講じること。

1 土地区画整理事業の推進

道路、公園等の公共施設と宅地の一体的・総合的な整備により、良質な都市空間の形成を図るため、土地区画整理事業に対して十分な予算措置を講じること。

2 市街地再開発事業、優良建築物等整備事業の推進

土地の合理的かつ健全な高度利用と建築物の不燃化による災害に強いまちづくりを推進するため、市街地再開発事業、優良建築物等整備事業に対して十分な予算措置を講じること。

3 都市再生整備計画事業の推進

快適な居住環境の創出や都市の再生を効率的に推進するため、都市再生整備計画事業に対して、十分な予算措置を講じること。

【提案理由等】

本県では、人口減少と超高齢社会を乗り越えるとともに、地震などによる大規模な災害への対応力を強化するため、地域の特徴を生かし、安全・安心でコンパクトなまちづくりに取り組んでいるところである。

1 土地区画整理事業においては、県内の交通インフラ整備が進む中で、産業集積の受け皿となる産業用地を創出することが急務となっており、「さがみロボット産業特区」等における事業を推進するため、十分な予算措置が必要である。

2 市街地再開発事業、優良建築物等整備事業においては、民間による計画的な事業進捗を図り、コンパクトなまちづくりに資する鉄道駅周辺における都市機能の更新を確実に進めるため、近年の建設工事費高騰等の影響も踏まえ、十分な予算措置が必要である。

3 都市再生整備計画事業においては、地域の歴史・文化・自然環境の特性を生かした個性あふれるまちづくりと、都市の再生を効率的に推進するため、市町村に対して十分な予算措置が必要である。

【提案項目】

公営住宅の適正な運営管理の推進に向けて、「神奈川県県営住宅健康団地推進計画」に基づき、県営住宅ストックの有効活用を図るとともに、住宅セーフティネットとして、真に住宅に困窮する者に的確に供給するため、次の措置を講じること。

1 明渡し条件に係る法律上の位置付けの明確化

他の入居者との公平性を確保するため、障害者専用住戸において障害者がいなくなった世帯が、自発的に住み替えない場合に、明渡しを請求できるよう、公営住宅法上の位置付けを明確にすること。

2 共益費の位置付けの明確化

入居者の共益費支払義務について、公営住宅法上の位置付けを明確にすること。また、共益費の滞納があった場合に、明渡しを請求できるようにすること。

3 残置物の取扱いの明確化

単身入居者が死亡した場合に、残置された家財等の処分を行う旨を公告すれば、相続人の同意がなくても家財等の処分を行えるよう、公営住宅法上の規定を整備すること。

【提案理由等】

- 1 真に住宅に困窮している者に公平かつ的確に公営住宅を供給し、さらに入居者の公平性を確保する観点から、明渡し請求ができる要件を拡充し、関連する法制度を整備する必要がある。
- 2 現在、共益費については明確な規定がないため、各団地の自治会を通じて徴収しているが、公営住宅を適切に管理・運営するため、共益費についても家賃と同様に支払い義務を明確化するとともに、滞納の事実をもって明渡し請求を行えるよう法律上の規定を整備する必要がある。
- 3 単身入居者が増加しており、住宅に家財等を残置したまま死亡する事案も発生している。そのような場合に、残置された家財等の取扱いに苦慮しており、相続人の同意がなくても家財等の処分を行えるよう法律上の規定を整備する必要がある。

【提案項目】

「神奈川県住生活基本計画」に基づく、地域の特性を踏まえた総合的な住宅政策を一層推進するため、次の措置を講じること。

1 住宅確保要配慮者に対する施策の充実

- (1) 住宅確保要配慮者の居住の安定確保を図るため、新たな住宅セーフティネット制度の実施に当たっては、要配慮者に対する居住支援が重要であることから居住支援協議会や居住支援法人の活動等に対する支援措置の継続と充実を図ること。
- (2) サービス付き高齢者向け住宅の供給について、登録事業者に対する建設費補助などの支援措置の充実を引き続き図ること。
- (3) 高齢者向けの地域優良賃貸住宅の供給に対し、市町村の負担軽減のための制度の充実を図ること。

2 社会資本整備総合交付金等の充実

公営住宅の整備やストックの有効活用及び市町村が定住促進や多世代居住を目的として実施する住宅リフォーム補助など、地域の実情に即した総合的な住宅政策の推進のため、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の充実を図ること。

3 空き家対策の充実

空き家対策の円滑な実施のため、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき取り組む市町村等に対し、弾力的な活用が可能な支援措置の継続と充実を図ること。

【提案理由等】

- 1 (1) 高齢者等のほか、ひとり親世帯や低所得の若年単身者も増加する状況にあるなど、多様化する住宅確保要配慮者の居住の安定確保が的確に図れるよう、新たな住宅セーフティネット制度を推進している。しかし、要配慮者に対する居住支援が現状では十分とは言えず、賃貸住宅の家主と要配慮者双方が安心して貸し借りできる環境も整っていないことから、要配慮者への支援に当たっては、居住支援協議会と居住支援法人の持続的な活動等に対する補助制度などの支援措置を2020年度以降も継続し、その内容を充実させることが必要である。
- (2) サービス付き高齢者向け住宅については、今後急増する高齢者の住まいとして重要な役割を担うことが期待されており、供給を今後も促進するため、登録事業者に対する税制優遇の継続や建設・改修費補助などの支援措置の充実が必要である。
- (3) 高齢者向けの地域優良賃貸住宅は、地方自治体の家賃対策補助が前提となっており、市町村の負担軽減のため、家賃対策補助の国庫負担割合の引き上げなど、制度の充実が必要である。

- 2 本県及び市町村では、地域住宅計画を策定し、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の積極的な活用に努めてきた。引き続き、円滑な事業実施に向けた交付金の活用を図るため、制度及び国費の配分の充実が必要である。また、本県及び市町村においてソフト事業を含めた総合的な住宅政策を推進するため、基幹事業の対象や提案事業の枠の拡大が必要である。
- 3 「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づく取組を円滑に実施するため、「空き家対策の担い手強化・連携モデル事業」といった市町村や団体の取組などへの支援措置を継続し、その内容を充実させることが必要である。

【提案項目】

1 観光地の活性化を図る路線の整備推進

「観光立県かながわの実現」に資するため、県土構造の骨格として重要な自動車専用道路の整備を強力に促進するとともに、観光地の活性化を図る路線の整備推進が図れるよう、十分な予算措置を講じること。

(1) 「大山」

- ・ 県道603号(上粕屋厚木)、県道611号(大山板戸)
〔新東名高速道路とのアクセス向上〕

(2) 「大磯」

- ・ 国道1号〔大磯～二宮 西湘バイパス沿いの自転車道延伸〕

2 わかりやすい道路案内標識の整備推進

国内外からの観光客に対応した英語標記など、わかりやすい道路案内標識の改善に十分な予算措置を講じること。

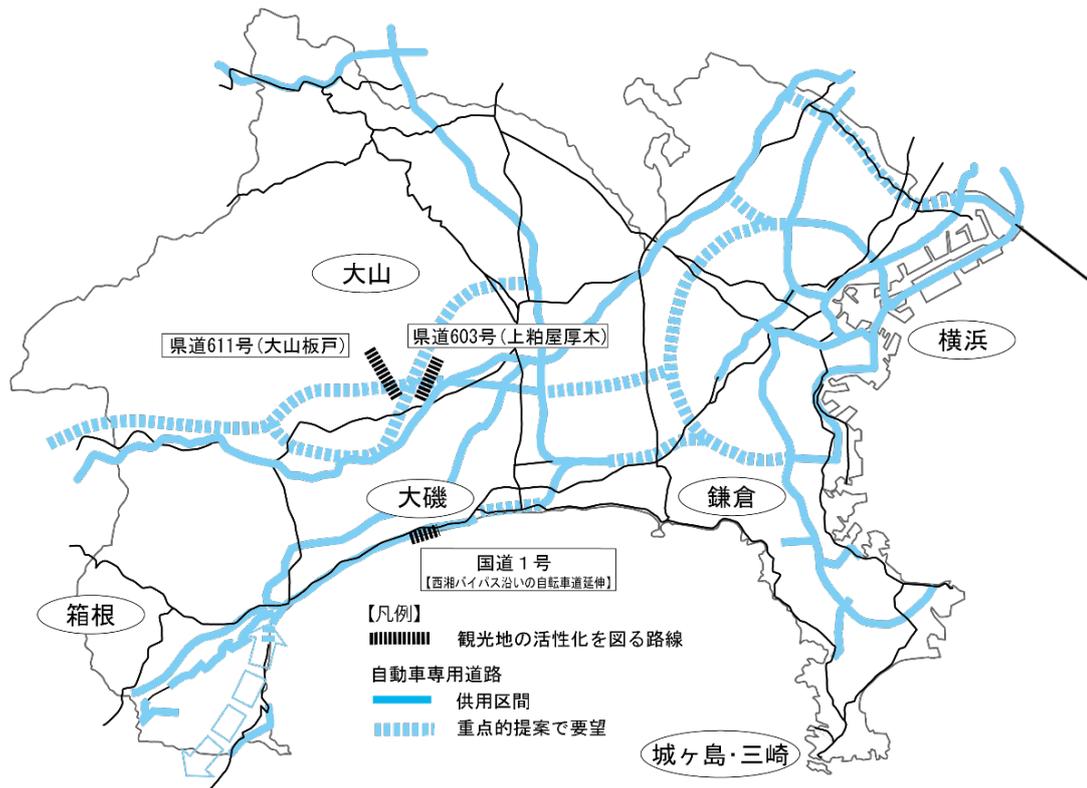
【提案理由等】

本県は、横浜・鎌倉・箱根に次いで、海外にも強力に発信できる魅力的な国際的観光地を創出するため、「城ヶ島・三崎」、「大山」及び「大磯」を新たな観光の核づくりの構想地域として認定し、地元市町と協力しながら、新たな観光の核づくりを進めている。

また、「箱根」などの観光魅力アップに取り組み、観光客の誘客促進による地域の活性化を図っている。

首都圏中央連絡自動車道の約9割が開通したことにより、群馬・栃木などの北関東地域から湘南地域を訪れる観光客が増加するなどの効果が現れている。本県には魅力ある観光スポットが多数あり、国内外からのより多くの観光客を呼び込むために、観光地にアクセスする道路の整備などが必要である。

さらに、今後増加が見込まれる国内外からの観光客に対応した英語標記など、わかりやすい道路案内標識の整備が不可欠である。



大山



大磯

(神奈川県担当課：県土整備局道路企画課、道路管理課、道路整備課)

【提案項目】

東京2020オリンピック大会セーリング競技の会場となる湘南港の機能強化を図るため、次の措置を講じること。

1 湘南港臨港道路の渋滞対策の推進

湘南港臨港道路では、駐車場への入庫待ち車両に起因する渋滞がたびたび発生し、湘南港の機能を阻害している。このため、渋滞対策の推進に対して、引き続き、十分な予算措置を講じること。

2 国際観光地として相応しい環境整備の推進

大会を契機に、江の島が国際的な観光地として相応しくなるよう、湘南港のトイレにおけるバリアフリー基準への対応や洋式化について、十分な予算措置を講じること。

【提案理由等】

- 1 湘南港は観光地である江の島島内に位置しており、湘南港の利用者や江の島への観光客は、島内への唯一のアクセス道路である湘南港臨港道路を利用するため車両が集中し、土日祝日等はたびたび渋滞が発生しており、渋滞緩和等については地元島民からも強い要望もある。

島内に新たに駐車場を整備することは用地確保や利用状況などの観点から困難であるが、渋滞は、島内の入口付近の駐車場への入庫待ちの車両と島内に入る車両が混在することにより発生しているものと考えられることから、東京2020大会におけるセーリング競技を成功に導き、湘南港の機能強化を図るとともに、島内の活性化につなげるためには、湘南港臨港道路の渋滞対策を推進する必要がある。

- 2 東京 2020 オリンピック大会セーリング競技が湘南港で開催され、外国人を含む多くの観客や選手などが江の島を訪れることが予想される。また、それを契機に江の島は、国際的な観光地として、大会後も多くの観光客が訪れ、ますます賑わうことが期待される。

そこで、大会を契機にトイレにおけるバリアフリー基準への対応や洋式化など、江の島が国際観光地として相応しくなるよう、早急に環境整備を推進する必要がある。

湘南港周辺の状況

